

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(4)	事業目的	流通環境の変化に対応できる新市場とありますが、都が想定されている将来の物流変化についてご教示ください	社会経済状況の変化、生鮮食料品の生産・供給構造の変化、食生活の変化、小売業界の構造変化などを想定しています。 詳細は東京都中央卸売市場ホームページに掲載の、『東京都卸売市場整備計画(第八次)』をご参照ください。
2	実施方針	1	第1	1	(4)	事業目的	効率的な物流システムを取り入れた新たな市場とありますが、都が想定されている効率的な物流システムについてご教示ください	業務要求水準書(案)P.20に記載の「(2) 効率的な物流機能の構築」をご参照ください。
3	実施方針	2	第1	1	(5)	本施設の設計・建設業務	スケジュール等調整業務とはどのような業務をご想定かご教示願います。	市場業者整備施設、市場業者等が行う諸室内部の仕上げ工事及び設備工事、千客万来施設を対象とした施工スケジュールの調整、別途実施する公共事業との施工スケジュールに関する調整等を想定していますが、詳細については、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
4	実施方針	2	第1	1	(5)	本施設の設計・建設業務	スケジュール等調整業務の具体的な内容についてご教示願います。特に市場業者等又は千客万来施設を整備する民間企業との調整業務の有無についてご教示願います。	No.3をご参照ください。
5	実施方針	2	第1	1	(5)	本施設の設計・建設業務	スケジュール等調整業務とは事業者の行う業務に関するスケジュールのみの調整と理解してよろしいでしょうか？具体的な業務内容をお示しください。	No.3をご参照ください。
6	実施方針	2	第1	1	(5)	ウ(イ) 本施設の維持管理業務	原則として市場業者等が管理している場合を除く部分が維持管理業務の対象となるということです。が、市場業者等には市場業者の他に具体的にどのような者が含まれるのでしょうか。	実施方針p.10の「7 応募者の備えるべき参加資格 (4) キ」に示す団体等を想定しています。
7	実施方針	2	第1	1	(5)	本施設の維持管理業務	「維持管理については、原則として市場業者等が管理している部分は除く。」と記載されていますが、現時点において例外としてPFI事業者が行う業務について具体的にご教示ください。	現時点では想定していませんが、詳細については、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
8	実施方針	2	第1	1	(5)	民間部分の維持管理	「維持管理については、原則として市場業者等が管理している部分は除く。」と記載されていますが、PFI事業部分との総合連携・協力が必要であろうと考えられます。その方法・費用の考え方を示してください。	市場業者等との総合連携・協力の方法については、維持管理業務の範囲に含まれます。
9	実施方針	2	第1	1	(5)	ウ(イ) 本施設の維持管理業務	市場業者等の管理の悪化により、事業者に生じる増加費用等のリスクは都負担と理解してよろしいでしょうか。	リスク分担の考え方及びサービス購入料の見直しに関する事項は入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
10	実施方針	2	第1	1	(5)	エ. 事業者の収入	交付金の金額の多寡(不交付の場合も含む。)に拘わらず、都は事業者へ交付金と合わせて、施設引渡し後速やかに、設計・建設の対価の4割を一括して支払うものと理解してよろしいでしょうか。	「本施設の設計・建設業務」の対価(本回答内で、以下「建設費等」という。)は、建設費等の4割程度から国庫交付金相当額の交付決定額を差し引いた額を東京都が施設引渡を受けた後に、支払います。 交付金相当額は毎年度、事業者からの申請に基づき採択分が決定されるため、交付額は現段階では未確定ですが、各年度毎に交付決定額が支払われることとなります。 なお、建設費等の残り6割程度については、金利相当及び運営・維持管理費相当とともに、15年間の分割で支払います。 設計・建設期間中の支払いスケジュールや支払額の調整等、サービス購入料の支払いに関する詳細については、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
11	実施方針	2	第1	1	(5)	エ 事業者の収入	本施設整備は国の「強い農業づくり交付金」の対象となることが予定されているが、交付対象金額及び交付率につきご教示下さい。	No.10をご参照ください。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	実施方針	2	第1	1	(5)	工 事業者の収入	『設計建設の対価の4割程度から当該交付金相当額を控除した金額を支払い残金を分割にて支払う方針』との記載ですが、結局東京都殿が分割で支払われる金額は少なくとも設計建設の対価の6割以上との認識で宜しいでしょうか？	No.10をご参照ください。
13	実施方針	2	第1	1	(5)	工 事業者の収入	事業スケジュール上、当該交付金相当額(残額が事業者の資金調達額)が最終的に確定するのはいつ時点が想定されましようか(事業者が適切な国庫補助金交付申請を都に対して行った前提での質問です)。	No.10をご参照ください。
14	実施方針	2	第1	1	(5)	工 事業者の収入	施設引渡し後の一時金の支払いについて、設計・建設の対価の4割程度から国庫交付金相当額を控除した金額を支払うとありますが、当該一時金の金額が提案金額と差異が生じた場合、資金的な手当てが必要になると思われます。その場合の増加費用は東京都側にご負担いただけるとの理解で良いでしょうか。	No.10をご参照ください。
15	実施方針	2	第1	1	(5)	工 事業者の収入	支払交付金変更リスク(支払金額・支払時期の変更による経済性の変更)は東京都殿のご負担との認識で宜しいでしょうか？	国庫交付金が事業者の責により交付されない場合を除き、交付金相当額が交付されなくとも、東京都は本施設の設計・建設業務の対価の4割程度を事業者に支払います。
16	実施方針	2	第1	1	(5)	工 事業者の収入	交付金の不交付リスクは、都の負担という理解でよろしいでしょうか。	No.15をご参照ください。
17	実施方針	2	第1	1	(5)	事業者の収入	国の強い農業づくり交付金の対象との記載がありますが、現時点でこの金額はどの位なのかご教示ください。	No.10をご参照ください。
18	実施方針	2	第1	1	(5)	事業者の収入	補助金及び都からの一時金の増(減)による割賦元本の減(増)、割賦金利の増(減)もリンクして修正されるものとの理解でよろしいでしょうか。	No.10をご参照ください。
19	実施方針	2	第1	1	(5)	事業者の収入	「国の『強い農業づくり交付金』の対象となることを想定」と記載されていますが、事業者の都への申請・交付決定・都からの支払い等に関する想定スケジュール、見込金額等についてご教示ください。	No.10をご参照ください。
20	実施方針	2	第1	1	(5)	事業概要	本施設の整備は国の「強い農業づくり交付金」の対象となることを想定しているとありますが、何らかの事情によって当該交付金が受けられなくなった場合、東京都により設計・建設の対価の4割相当額が施設引渡し後に支払われるものと考えてよろしいでしょうか。	No.10をご参照ください。
21	実施方針	2	第1	1	(5)	工 事業者の収入	交付金確定に係るスケジュールをご教示下さい。	No.10をご参照ください。
22	実施方針	2	第1	1	(5)	事業者の収入	「交付が決定された場合」となっていますが、されない場合はあり得るのでしょうか。あり得るとすると、この場合設計・建設の対価の4割程度が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	No.10をご参照ください。
23	実施方針	2	第1	1	(5)	事業者の収入	現基本設計相当の計画が実現できれば、「強い農業づくり交付金」として、設計・建設対価の4割が交付される要件を満たしているとの理解で宜しいでしょうか。	「強い農業づくり交付金」の交付要件は、当該交付金の要綱によります。
24	実施方針	2	第1	1	(5)	事業者の収入	「強い農業づくり交付金」について、国からの交付日、および都よりSPCへの交付日についてご教示下さい。	No.10をご参照ください。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
25	実施方針	2	第1	1	(5)	事業概要	エ 事業者の収入 「本施設の整備は国の「強い農業づくり交付金」の対象となることを想定している」とありますが、①その場合、交付金はいづれに支払われるのでしょうか。②また、交付金が交付されなかった場合、交付金相当額の支払いはどうなるのでしょうか。	No.10をご参照ください。
26	実施方針	2	第1	1	(5)	事業者の収入	都から、施設引渡し後に支払われる一時金については、支払時期及び金額が提示されるものと理解してよろしいでしょうか。	No.10をご参照ください。
27	実施方針	2	第1	1	(5)	事業者の収入	事業者への一時金は「設計・建設の対価の4割程度」と書かれていますが、入札公告時には比率は確定されると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
28	実施方針	2	第1	1	(5)	エ 事業者の収入	設計・建設の対価に係る支払スケジュール、及び支払い金額の算出方法をご教示下さい。	No.10をご参照ください。
29	実施方針	2	第1	1	(5)	事業者の収入	「4割程度」となっていますが、具体的な決定方法についてご教示下さい。	No.10をご参照ください。
30	実施方針	2	第1	1	(5)	エ. 事業者の収入	分割払いについて、施設の引渡し後から維持管理・運営期間にわたり行われると理解してよろしいでしょうか。 また、分割払いの回数につきご教授頂きたく、お願い致します。	第1文については、ご理解のとおりです。 第2文の分割払いの回数については、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
31	実施方針	2	第1	1	(5)	事業者の収入	分割払いの期間は15年との理解でよろしいでしょうか。 このとき、基準金利の確定時期については、施設引渡し時期との理解でよろしいでしょうか。 また、基準金利の見直しはなされるのでしょうか。	分割払いの期間は15年、基準金利の確定時期は施設引渡し時期を予定しています。 また、基準金利の見直しは予定していません。
32	実施方針	2	第1	1	(5)	事業概要	エ 事業者の収入 「残金を分割払いで支払う方針である」とありますが、この場合、基準金利をどのように設定されるのでしょうか。	No.31をご参照ください。
33	実施方針	2	第1	1	(5)	エ. 事業者の収入	設計・建設の対価には、事業者（SPC）の設立費用、資金調達に要する費用、開業に要する費用等の初期投資費用も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	SPCの設立費用、開業に要する費用も含まれますが、詳細については、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)をご確認ください。
34	実施方針	3	第1	1	(5)	オ 事業者スケジュール(予定)	中央卸売市場の供用開始時期と予定されている平成24年4月の時期迄には従来の築地市場は閉鎖されるとの認識で宜しいのでしょうか？	豊洲新市場の供用開始以降、築地市場において市場業務を行う予定はありません。
35	実施方針	3	第1	1	(5)	事業概要	市場業者等の移転準備等の期間とはどの程度を想定すればよいでしょうか。	事業スケジュールについては、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
36	実施方針	3	第1	1	(5)	事業スケジュール(予定)	市場業者等の移転準備等の期間は設計・建設期間に含むとありますが、施設の引渡前に行われる移転準備等には具体的に何が含まれるのでしょうか。	事業スケジュールについては、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
37	実施方針	3	第1	1	(5)	事業スケジュール(予定)	市場業者等の移転準備等の期間は設計・建設期間に含むとありますが、施設の引渡前に移転準備等が行われることにより、損害及び増加費用(事業者の帰責事由を除く)が事業者が発生した場合、都が負担するというでよろしいでしょうか。	事業スケジュールについては、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
38	実施方針	3	第1	1	(5)	事業スケジュール(予定)	設計・建設期間において、市場業者等の移転準備期間を含むとありますが、どの程度の準備期間を想定するのか御教示ください	事業スケジュールについては、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
39	実施方針	3	第1	1	(5)	事業概要	オ 事業スケジュール(予定) 施設完成引渡し後、市場事業者等の、築地から豊洲への移転スケジュール(予定)は定まっているのでしょうか。移転スケジュール(予定)がありましたら提示していただけないでしょうか。	事業スケジュールについては、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
40	実施方針	3	第1	1	(5)	事業スケジュール	「市場業者等の移転準備等の期間」についてご教示下さい。	事業スケジュールについては、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
41	実施方針	3	第1	1	(5)	事業スケジュール(予定)	施設の引渡しは、平成24年3月31日までとし、中央卸売市場の供用開始は平成24年4月1日と考えてよろしいでしょうか。また、維持管理・運営期間の最終月は3月31日と考えて宜しいのでしょうか	事業スケジュールについては、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
42	実施方針	3	第1	1	(5)	オ 事業スケジュール(予定)	施設の引渡しの翌日が供用開始と考えてよろしいでしょうか。	事業スケジュールについては、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
43	実施方針	3	第1	1	(5)	オ 事業スケジュール(予定)	PFI事業対象外の民間施設(市場業者整備施設、千客万来施設)の供用開始も本施設と同時期と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業スケジュールについては、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
44	実施方針	3	第1	1	(7)	地域経済の振興	ここでいう「地元企業」について、何か具体的に想定されておりますでしょうか。(例:江東区を主たる事務所としている企業等)	本事業の維持管理業務などの様々なサービス提供業務にあたって、事業者が、地元企業の育成や地域経済の振興にも配慮することを期待しています。
45	実施方針	3	第1	1	(7)	地域経済の振興	「事業者は、地元企業の育成や地域経済の振興にも配慮することが期待される。」と記載されていますが、都として現時点での特に期待するものなどがあればご教示ください。	No.44をご参照ください。
46	実施方針	3	第1	1	(7)	地域経済の振興	「地元企業」の定義についてご教示下さい(江東区・中央区内企業?)。	No.44をご参照ください。
47	実施方針	3	第1	1	(7)	地域経済の振興	「事業者は、地元企業の育成や地域経済の振興にも配慮することが期待される」とありますが、地元企業との優先的協力体制を意図しているのでしょうか。	No.44をご参照ください。
48	実施方針	4	第1	2	(2)	選定基準・手順	コスト算出による定量的評価について、どのような評価手法を想定されているのかご教示ください。	特定事業の選定時に公表する資料にてご確認ください。
49	実施方針	5	第2	2		募集及び選定の手順及びスケジュール	スケジュール表欄外[*2]において、入札説明書等として「その他の資料」とありますが、具体的にどのようなものを指すのでしょうか。例えば、今回公表された別紙26「基本設計相当(平面図)」、別紙27「基本設計相当(外構)」以外の設計関係図書は新たに公表されるのでしょうか。また、公表されるとしたら、どのような設計関係図書なのでしょうか。予定で結構ですので、ぜひご回答下さい。	その他の資料としては、基本協定書(案)を想定しています。また設計図については、業務要求水準書の別紙として基本設計相当図面(平、立、断面図)及び詳細図面(仲卸店舗)等の公表を予定していますので、入札公告時にご確認ください。
50	実施方針	4	第1	2	(3)	選定結果の公表	入札上限価格の公表はなされるのでしょうか。このとき、施設整備費、維持管理運営費等の項目別の上限価格の公表はなされるのでしょうか。	本事業の予定価格(上限価格)の総額は、公表する予定です。
51	実施方針	5	第2	2		募集及び選定の手順及びスケジュール	入札公告以降、2回の質疑回答の機会が設けられております。この場合、第1回質問、第2回質問において、各々質問事項/内容について制限を設ける予定はあるのでしょうか。例えば、第1回質問/回答は、入札参加資格確認事項関係に絞られる、あるいは第2回質問/回答は第1回の質問/回答に関するものに限定される、等を意味します。	制限を設ける考えはありませんが、詳細については、入札公告時に示す入札説明書にてご確認ください。
52	実施方針	5	第2	2		募集及び選定の手順及びスケジュール	「入札及び提出書類の受付」以降で「落札者の決定及び公表」の間にヒアリングは予定されているのでしょうか。またその場合、ヒアリングのメンバー及び方法はどのようになるのでしょうか。	ヒアリングは実施する方針です。ヒアリングの方法等については、入札参加資格確認後、本事業の入札参加者に別途通知する予定です。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
53	実施方針	5	第2	2		募集及び選定の手順及びスケジュール	平成18年10月に内閣府より「PFIにおける今後の入札契約制度の在り方に関する調査」について公表がされましたが、本件ではこの調査結果に基づく「応募者個別に対面での対話」を実施される予定はあるのでしょうか。また、予定があるとすれば、その時期はいつ頃なのでしょうか。	現在は予定していません。
54	実施方針	5	第2	2		募集及び選定の手順及びスケジュール	「事業者との仮契約の締結」とありますが、この場合、発注者とSPCとの法的な関係はどの様なことなのでしょうか。	本事業は地方公営企業法第40条の規定により、事業者との事業契約を平成20年2月までに締結します。仮契約の締結は不要となりますので訂正します。なお、実施方針については修正します。
55	実施方針	6	第2	4	(2)	実施方針等に関する質問、意見及び提案等への回答の公表	公表の判断基準、即ち、質問、意見及び提案等提出者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問、意見及び提案等提出物の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの判断の基準をご教示下さい。	東京都がその内容により適宜、判断します。
56	実施方針	7	第2	7	(1)	応募者の構成	応募者は、複数の企業等によって構成されたグループと記述されておりますが、想定される兼務できない業務を具体的に ご教示願います。	「7 応募者の備えるべき参加資格 (3) オ 工事監理業務」記載のとおり、「イ 建築施設整備に係る建設業務」又は「エ 外構施設の整備業務」を担当する者が建築施設及び外構施設の工事監理業務を兼ねることはできません。
57	実施方針	7	第2	7	(1)	応募者の構成	構成員と協力企業の違いをご教示ください。	構成員はSPCに出資をし、かつSPCから直接業務を受託する者です。協力会社はSPCから直接業務を受託をし、かつSPCへの出資はしない者です。
58	実施方針	7	第2	7	(1)	応募者の構成	「構成員」と「協力会社」との資格、参画条件等の相違点についてご教示下さい。	資格や参加条件の差異はありません。「構成員」と「協力会社」の違いについては、No.57をご参照ください。
59	実施方針	7	第2	7	(1)	応募者の構成	構成員及び協力企業が実施する業務は、実施方針第1.1(5)ウ事業範囲に記載された業務に限らず、本事業に必要な何らかの業務を実施すれば足りるものと理解してよろしいでしょうか。	応募者の構成員及び協力会社は、実施方針「第1.1(5)ウ事業範囲」に記載された業務以外にも、本事業に必要な業務としてプロジェクトマネジメントやファイナンス・アドバイザー等を実施することが可能です。
60	実施方針	7	第2	7	(1)	応募者の構成	構成員は必ずしもSPCから直接業務を受託する必要は無いと理解してよろしいでしょうか。	構成員はSPCから直接業務を受託することを条件とします。プロジェクトマネジメントやファイナンス・アドバイザー等、本事業に必要な業務を直接受託する場合には、参加することが可能です。なお、応募者の構成については、入札公告時に示す入札説明書でご確認ください。
61	実施方針	7	第2	7	(1)	人的関係	一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合とありますが、ここでいう“役員”には社外取締役は含まれないと考えてよろしいでしょうか。(昨今、社外取締役の派遣、被派遣企業は多数に上ると思われるので)	ご理解のとおりです。
62	実施方針	7	第2	7	(2)	参加資格の喪失	契約締結後の事業運営に支障を来さないと考えられる基準をご教示下さい。	同等の能力を有するか否かという観点により、東京都が、適宜、判断します。
63	実施方針	7	第2	7	(2)	参加資格の喪失	全般として、「参加表明書及び一般競争入札参加資格確認申請書」提出以降、代表企業が参加資格を欠くことになった場合は、当該グループの入札参加資格を取り消すという意味でしょうか。つまり、如何なる場合も代表企業の変更を認めないという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
64	実施方針	7	第2	7	(2)	参加資格の喪失	「ア グループの構成員又は協力会社が、入札書類の提出期限までの間に……」において、代表企業以外の場合、①資格を欠くこととなった構成員又は協力会社の補充の手続き方法をご提示願います。②また、その補充する数に制限はないと考えてよろしいですか。	①手続き方法は参加表明書提出時点と同様とし、実施方針p.7～p.8に記載の「7 応募者の備えるべき参加資格 (2) イ又はウ」の手続きと同様に東京都が認めた場合に限りです。 ②補充する数は代わる構成員又は協力会社と、原則として同一数でないとなりません。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
65	実施方針	7	第2	7	(2)	参加資格の喪失	「イ グループを構成する構成員又は協力会社が、入札書類の提出期限から落札者の決定までの間に………」において、代表企業以外の場合、①資格を欠くこととなった構成員又は協力会社に代えて参加させる場合の手続き方法をご提示願います。 ②また、「事業運営に支障を来さないと都が認めた場合」とありますが、都の決定に対して協議はできるのでしょうか。	①参加表明書提出時と同様の手続きになります。 ②東京都が決定した後は協議は出来ません。
66	実施方針	8	第2	7	(2)	参加資格の喪失	「ウ 落札者の決定から基本協定の締結までの間に、構成員又は協力会社が………」において、代表企業以外の場合、①資格を欠くこととなった構成員又は協力会社に代えて参加させる場合の手続き方法をご提示願います。 ②また、「事業運営に支障を来さないと都が認めた場合」とありますが、都の決定に対して協議はできるのでしょうか。	No.65をご参照ください。
67	実施方針	8	第2	7	(2)	参加資格の喪失	落札者決定から基本協定締結までの間における参加資格の無効について記述がありますが、基本協定締結から事業契約の締結までは資格喪失の規定がないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、基本協定締結から事業契約締結までの間の取扱いについては、入札公告時に示す入札説明書又は基本協定書(案)にてご確認ください。
68	実施方針	8	第2	7	(3)	構成員及び協力会社の資格要件	構成員及び協力会社の資格要件として、建築施設整備に係る設計・建設業務、外溝施設の設計・整備業務、工事監理業務、維持管理・運営業務の各業務に従事する者の要件が記載されていますが、ここに記載されている以外の業務(例えばプロジェクトマネジメント業務、資金調達業務、その他)に従事する予定の構成員、協力企業についてはP10(4)に記載の“構成員及び協力会社の制限”が満たされていればよいと考えてよろしいでしょうか。	資格要件の詳細については、入札公告時に示す入札説明書にてご確認ください。
69	実施方針	8	第2	7	(3)	構成員及び協力会社の資格要件	建築施設整備に関わる設計業務と建設業務の資格要件を満たしていれば、同一の会社が設計と建設を行うことが出来るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	実施方針	8	第2	7	(3)	構成員及び協力会社の資格要件	構成員及び協力会社は、資格要件を満たしていれば、例えば、建築施設整備に係る設計業務と建設業務の両業務、外溝施設の設計業務と整備業務の両業務、を行ってもよろしいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
71	実施方針	8	第2	7	(3)	建築施設整備に係る設計業務	「(ウ) b延べ床面積:30,000m ² 以上、c建物用途:卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項及び第4項に規定する中央卸売市場及び地方卸売市場)、倉庫、物流センター等」とありますが、これは以下の解釈でよろしいのでしょうか。「設計実績のうち、卸売市場、倉庫あるいは物流センターのいずれか一つあるいは複数のものの合計延べ床面積が30,000m ² 以上であること。」	いずれか一つの実績とします。
72	実施方針	8	第2	7	(3)	建築施設整備に係る設計業務	「(ウ) c建物用途:卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項及び第4項に規定する中央卸売市場及び地方卸売市場)、倉庫、物流センター等」とありますが、文中の「等」とは具体的に何を意味するのでしょうか。	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項及び第4項に規定する中央卸売市場及び地方卸売市場)、倉庫、物流センター以外の用途は想定していません。
73	実施方針	8	第2	7	(3)	建築施設整備に係る設計業務	(ウ)設計実績のうち建物用途については卸売市場、倉庫、物流センター等のいずれかの実績という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	実施方針	8	第2	7	(3)	建築施設整備に係る設計業務	設計業務を共同企業体にて行う場合、(ア)、(イ)を満たす共同企業体のうち一者が(ウ)の設計実績を有すれば、資格要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	実施方針	8	第2	7	(3)	構成員及び協力会社の資格要件	ア 建設設備整備に係る設計業務 (ウ)の設計実績において、「平成9年4月1日以降に完了した設計業務」とありますが、平成9年4月1日以前に受注したものを含まれますか。	含まれます。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
76	実施方針	8	第2	7	(3)	構成員及び協会の資格要件	イ 建設設備整備に係る建設業務 (工)の施工実績において、「平成9年4月1日以降に完成した建築工事」とありますが、平成9年4月1日以前に受注したものを含まれますか。	含まれます。
77	実施方針	8	第2	7	(3)	建築施設整備に係る建設業務	(工)施工実績のうち建物用途については卸売市場、倉庫、物流センター等のいずれかの実績という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	実施方針	8	第2	7	(3)	建築施設整備に係る建設業務	建設業務を共同企業体にて行う場合、(ア)、(イ)、(ウ)を満たす共同企業体のうち一者が(エ)の施工実績を有すれば、資格要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	実施方針	8	第2	7	(3)	構成員及び協会の資格要件	ア 建設設備整備に係る設計業務 「(イ) 都の19・20年度建設工事等競争入札参加有資格者であること」とありますが、業種11の建築設計の参加資格を意味しますか。	業種は特定しませんが、資格要件の詳細については、入札公告時に示す入札説明書にてご確認ください。
80	実施方針	9	第2	7	(3)	構成員及び協会の資格要件	イ 建設設備整備に係る建設業務 (工)の施工実績において、「共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が最大の場合のものに限る」とありますが、これは共同企業体の代表者を意味しますか。	出資比率が最大であることを要します。
81	実施方針	9	第2	7	(3)	構成員及び協会の資格要件	建築施設に係る整備業務を担当する者が外構施設の整備業務を担当する者を兼ねることは可能でしょうか	可能です。
82	実施方針	9	第2	7	(3)	構成員及び協会の資格要件	ウ 外構施設の設計業務 「(ア) 都の19・20年度建設工事等競争入札参加有資格者であること」とありますが、業種12の土木設計の参加資格を意味しますか。	業種は特定しませんが、資格要件の詳細については、入札公告時に示す入札説明書にてご確認ください。
83	実施方針	9	第2	7	(3)	外構施設の設計業務	都の19・20年度建設工事等競争入札参加有資格者とは、都に登録している業種の規定がないと考えてよろしいでしょうか。	業種は特定しませんが、資格要件の詳細については、入札公告時に示す入札説明書にてご確認ください。
84	実施方針	9	第2	7	(3)	外構施設の設計業務	代理人、主任技術者等を配置する必要があるのは、外構施設の設計業務のみの理解でよろしいでしょうか？	配置する技術者の要件については、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
85	実施方針	9	第2	7	(3)	外構施設の設計業務	外構施設の設計業務の代理人は、主任技術者を兼ねても良いと考えてよろしいでしょうか。	配置する技術者の要件については、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
86	実施方針	9	第2	7	(3)	外構施設の設計業務	設計に関わる代理人、主任技術者及び照査技術者は、設計業務に該当する主たる科目を所持する技術士(建設部門)1名を配置すればよろしいでしょうか。	配置する技術者の要件については、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
87	実施方針	9	第2	7	(3)	構成員及び協会の資格要件	ウ 外構施設の設計業務 (イ) 代理人、主任技術者及び照査技術者の資格要件は、「鋼構造及びコンクリート」と「港湾及び空港」の2部門と理解してよろしいですか。	配置する技術者の要件については、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
88	実施方針	9	第2	7	(3)	外構施設の設計業務	外構施設の設計業務の代理人(主任技術者兼務)と照査技術者の2名を配置すると考えてよろしいでしょうか。 また、常駐が義務付けられていると考えてよろしいでしょうか。	第1文の配置する技術者等の要件については、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。 第2文については、設計段階での現場事務所で常駐は考えていません。
89	実施方針	9	第2	7	(3)	外構施設の整備業務	歩行者デッキ、棧橋の記載されています施工実績は、整備を担当する企業の資格条件と理解すればよろしいでしょうか。 また、各工事に従事する配置予定技術者の資格条件は、入札公告時に提示されると考えてよろしいでしょうか。	第1文についてはご理解のとおりです。 第2文の配置する技術者等の要件については、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
90	実施方針	9	第2	7	(3)	外構施設の設計業務	外構施設の設計業務の代理人、主任技術者及び照査技術者の資格要件は、東京都建設局及び港湾局制定の「設計委託標準仕様書」によると記述されています。具体的には、技術士(建設部門)であれば資格を満たしていると考えてよろしいでしょうか。また、他の条件があればご教示願います。	技術士又はRCCMの資格を有していることを想定していますが、詳細については、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
91	実施方針	9	第2	7	(3)	外構施設の設計業務	設計業務を共同企業体にて行う場合、構成会社それぞれから(イ)の要件を満たす代理人、主任技術者及び照査技術者を配置する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	構成会社それぞれから代理人、主任技術者、照査技術者を配置する必要はありません。詳細については、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書をご確認ください。
92	実施方針	9	第2	7	(3)	構成員及び協力会社の資格要件	エ 外構施設の整備業務 (エ)及び(オ)の施工実績において、「平成9年4月1日以降に完成した建築物」とありますが、平成9年4月1日以前に受注したものを含まれますか。	ご理解のとおりです。
93	実施方針	9	第2	7	(3)	構成員及び協力会社の資格要件	エ 外構施設の整備業務 (エ)及び(オ)の施工実績において、上部工あるいは下部工のみの実績も認めていただけますか。	上部工、下部工のそれぞれの実績が必要になりますが、同一の企業が双方の実績を有する必要はありません。
94	実施方針	9	第2	7	(3)	外構施設の整備業務	整備業務を共同企業体にて行う場合、(ア)、(イ)、(ウ)を満たす共同企業体のうち一者が(エ)及び(オ)の施工実績を有すれば、資格要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、No.93も合わせてご参照ください。
95	実施方針	8	第2	7	(3)	構成員及び協力会社の資格要件	車両誘導・駐車場管理システムの設計については特に資格要件は設けられていないと考えてよろしいでしょうか。	資格要件の詳細については、入札公告時に示す入札説明書にてご確認ください。
96	実施方針	8	第2	7	(3)	構成員及び協力会社の資格要件	車両誘導・駐車場管理システムの整備業務については特に資格要件は設けられていないと考えてよろしいでしょうか。	資格要件の詳細については、入札公告時に示す入札説明書にてご確認ください。
97	実施方針	8	第2	7	(3)	構成員及び協力会社の資格要件	「車両誘導・駐車場管理システム整備業務」には、資格要件の記載がありません。当該業務を実施する構成員および協力会社には、特定の資格が求められないと解釈してよろしいでしょうか。	資格要件の詳細については、入札公告時に示す入札説明書にてご確認ください。
98	実施方針	8	第2	7	(3)	資格要件	市場の情報システムは、独自のノウハウや特有の慣例を理解している必要があると思われます。市場業者が整備する情報システムと密接な係わりを持たせるのであるならば、情報システムを担当する為の実績等の資格は必要はないのでしょうか。	資格要件の詳細については、入札公告時に示す入札説明書にてご確認ください。
99	実施方針	9	第2	7	(3)	工事監理業務	一企業にて設計業務、建設業務の資格を有する場合、工事監理業務だけは、その他の企業にて行わなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	実施方針	9	第2	7	(3)	オ 工事監理業務	工事監理業務において、協力会社として参加させていただく場合、下記の専門の資格取得者が会社内に在籍している必要はありますか。 1. 港湾および空港 2. 鋼構造およびコンクリート	配置する技術者の要件については、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
101	実施方針	9	第2	7	(3)	オ 工事監理業務	工事監理業務において、協力会社として参加させていただく場合、下記の専門の資格取得者が現場に常駐する必要がありますか。 1. 港湾および空港 2. 鋼構造およびコンクリート	配置する技術者の要件については、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
102	実施方針	9	第2	7	(3)	オ 工事監理業務	工事監理業務において、協力会社として参加させていただく場合、港湾および空港の設計実績表は必要としますか。 また、発注者支援業務(施工監理業務)実績表は必要とされますか。	参加資格要件の詳細については、入札公告時に示す入札説明書にてご確認ください。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
103	実施方針	9	第2	7	(3)	オ 工事 監理業務	工事監理業務において、協力会社として参加させていただく場合においても、「建設業法第3条第1項の規定する、土木一式工事につき特定建設業の許可」を取得している必要がありますか。	不要です。
104	実施方針	10	第2	7	(3)	構成員及び協力会社 の資格要件	維持管理の実績とは、清掃、設備保守、警備等どのような業務でもよろしいのでしょうか。	維持管理・運営業務を担うものは、実施方針p.2に記載の維持管理業務のa～h、運営業務a、bのいずれか1つの実績を有することとします。
105	実施方針	10	第2	7	(3)	構成員及び協力会社 の資格要件	カ. 本施設の維持管理・運営業務(ア)の業務受託実績に関する資格要件ですが、業務内容は問われないのでしょうか。 例:業務受託期間、業務受託金額、業務受託施設の規模、業務の種類等	No.104をご参照ください。
106	実施方針	10	第2	7	(3)	構成員及び協力会社 の資格要件	運営業務のみ受託する会社にも維持管理業務担当会社と同様の実績が必要となるのでしょうか。	No.104をご参照ください。
107	実施方針	10	第2	7	(3)	本施設の維持管理・運営 業務	施設運営業務を実施する企業についても、「平成9年以降に、卸売市場施設、倉庫、物流センター等における維持管理業務を行った実績」を有している必要がありますか。	No.104をご参照ください。
108	実施方針	10	第2	7	(3)	本施設の維持管理・運営 業務	資格要件には業務の実績を有することのみの記述ですが、施設規模等の条件は特に規定しないものとの理解でよろしいでしょうか。	No.104をご参照ください。
109	実施方針	10	第2	7	(3)	構成員及び協力会社 の資格要件	維持管理業務にて参加する場合、a～hの業務のうち、実績の有る業務のみ参加できるということでしょうか。	No.104をご参照ください。
110	実施方針	10	第2	7	(3)	構成員及び協力会社 の資格要件	「平成9年度以降に、卸売市場施設、倉庫、物流センター等における維持管理業務を行った実績を有すること」とありますがどの程度の維持管理実績を想定しているのでしょうか。	No.104をご参照ください。
111	実施方針	10	第2	7	(3)	構成員及び協力会社 の資格要件	「卸売市場施設、倉庫、物流センター等に維持管理業務を行った実績を有すること」と記載されておりますが、ここで要求されている「実績」は、2頁・第1・1・(5)「本施設の維持管理業務」に記載されている全ての管理業務(a～h)の実績でしょうか。	No.104をご参照ください。
112	実施方針	10	第2	7	(3)	構成員及び協力会社 の資格要件	カ(ア)卸売市場施設、倉庫、物流センター等とありますが、他に実績とみなされる用途はございますでしょうか	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項及び第4項に規定する中央卸売市場及び地方卸売市場)、倉庫、物流センター以外の用途は想定していません。
113	実施方針	10	第2	7	(3)	構成員及び協力会社 の資格要件	カ 本施設の維持管理・運営業務 (イ) 平成18・19・20年度東京都物品等競争入札参加資格を取得(登録)していることとありますが、営業種目あるいは取扱品目の指定はありますか。	営業種目及び取扱品目は特定しませんが、資格要件の詳細については、入札公告時に示す入札説明書にてご確認ください。
114	実施方針	10	第2	7	(4)	構成員及び協力会社 の制限	「キ」における、新市場建設懇談会及び同懇談会に属する検討会における委員の属する団体をご教示下さい。	東京都中央卸売市場のホームページをご参照ください。
115	実施方針	10	第2	7	(4)	構成員及び協力会社 の制限	構成員及び協力会社の制限は、いつ時点からかかることになるでしょうか。	本事業の入札参加表明書提出時からです。
116	実施方針	11	第2	9	(2)	特別目的 会社の設立	必ずしも全構成員がSPCに出資する必要は無いものと理解してよろしいでしょうか。	構成員としての参加を希望する者は全てSPCに出資しなければなりません。出資しない場合には協力会社として申請してください。
117	実施方針	11	第2	9	(2)	特別目的 会社の設立	全ての構成員は、特別目的会社(SPC)に出資しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	実施方針	11	第2	9	(2)	特別目的 会社の設立	構成員は必ず特別目的会社へ出資しなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
119	実施方針	11	第2	9	(2)	特別目的 会社の設 立	SPC設立時における資本金の規定についてご教示願います。	入札公告時に示す入札説明書等の資料にてご確認ください。
120	実施方針	11	第2	9	(2)	特別目的 会社の設 立	SPC株式への担保設定について金融機関からの合理的要請があれば東京都は事前の書面による承諾を留保しないとの認識で宜しいでしょうか？	要請内容に基づき東京都が判断します。
121	実施方針	8	第2	7	(2)	参加資格 の喪失	本事業の事業契約について都議会議決と記載されておりますが、議決の方法についてお示ください。	本契約のための都議会の議決は不要です。 No.54もご参照ください。
122	実施方針	11	第2	9	(3)	事業契約 の締結	基本協定締結後において、事業仮契約及び都議会の議決が得られない場合、事業者側への違約金は想定されているのでしょうか。違約金の有無、金額等について現時点でのお考えをご教示ください。	事業仮契約及び本契約のための都議会の議決は不要であり、ご質問の様な状況は想定していません。(No.54をご参照ください。) また、契約リスクについては、帰責事由によりますが、詳細は入札公告時に示す入札説明書及び基本協定書(案)にてご確認ください。
123	実施方針	11	第2	10	(1)	著作権	公表、展示その他都が本事業に関し必要と認める場合、都は提出書類に含まれる著作物の著作権を無償で使用する事ができる、とありますが、使用にあたって著作権者に対し使用目的や期間等を通知して頂くことはできないのでしょうか。	東京都が適宜判断します。
124	実施方針	11	第2	10	(1)	著作権	開示内容については、事前に事業者との相談の上で決定していくとの理解で宜しいでしょうか。	No.123をご参照ください。
125	実施方針	12、18	第3 別紙2	1		リスク分 担の考え 方	仮契約後議会での承認が得られなかった場合は、どちらのリスク分担となるでしょうか。	No.122をご参照ください。
126	実施方針	12	第3	1		リスク分 担の考え 方	「最終的に事業契約書で明文化する」とありますが、都と事業者が十分協議した上での合意に基づく理解してよろしいですか。	リスク分担の具体的な内容については、入札公告時に事業契約書(案)で示し、その後の質問・意見等を踏まえ、東京都で決定します。なお、事業者決定後に詳細協議を行うことは想定していません。
127	実施方針	12	第3	2		事業者の 責任の履 行に関する事項	契約保証金として予定されている具体的な金額をご教示下さい。	契約保証金に関する規定については、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
128	実施方針	12	第3	2		履行保証 保険付保 等	東日本建設保証の行う履行保証保険に代わる保証は、履行保証保険付保等として認められるでしょうか。	契約保証金に関する規定については、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
129	実施方針	12	第3	2		事業者の 責任の履 行に関する事項	事業契約の保証手段として「履行保証保険付保等による保証措置」との記載がありますが、等には金融機関、保証事業会社の保証も含まれるのですか。	契約保証金に関する規定については、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
130	実施方針	12	第3	2		事業者の 責任の履 行に関する事項	事業契約の保証を求める期間は①「事業期間全体」、②「設計・建設期間のみ」、③「維持管理・運営期間のみ」、④「②と③それぞれ」のいずれでしょうか。	契約保証金に関する規定については、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
131	実施方針	12	第3	2		事業者の 責任の履 行に関する事項	事業契約の保証は、施設整備期間及び維持管理・運営期間に区分しないのでしょうか。区分する場合、施設整備期間中については施設整備費相当額、維持管理期間中は単年度の維持管理・運営費の1/10程度と考えてよろしいでしょうか。	契約保証金に関する規定については、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
132	実施方針	12	第3	2		事業者の 責任の履 行に関する事項	契約の履行に保証が記載されていますが、工事履行保証とは別に、維持管理・運営業務の履行保証をお考えでしょうか。例えば、維持管理・運営履行保証として、履行保証保険や保証金の納付等の措置が含まれるのか、ご教示ください。	契約保証金に関する規定については、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
133	実施方針	12	第3	2		事業者の 責任の履 行に関する事項	詳細内容をご教示下さい。	契約保証金に関する規定については、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
134	実施方針	12	第3	2		事業者の責任の履行に関する事項	事業契約の保証方法はこの項目に掲げる中から事業者が任意に選択できると考えてよろしいでしょうか。	契約保証金に関する規定については、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
135	実施方針	12	第3	3		事業実施状況の監視	「最終的に事業契約書で定める」とありますが、都と事業者が十分協議した上での合意に基づく理解してよろしいですか。	No.126をご参照ください。
136	実施方針	12	第3	4		サービス購入料の減額等	「最終的に事業契約書で定める」とありますが、都と事業者が十分協議した上での合意に基づく理解してよろしいですか。	No.126をご参照ください。
137	実施方針	12	第3	4		サービス購入料の減額等	維持管理・運營業務における要求水準未達が施設整備割賦金の減額とならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、サービス購入料の減額等の詳細については入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
138	実施方針	13	第4	1	(2)	事業用地、用途地域等	再開発等促進区の都市計画決定と合わせてとありますが、現段階で考えられている計画通知等の許可手法をご提示下さい。	建築確認申請で行ってください。なお、業務要求水準書(案)p.81の記載内容もご参照ください。
139	実施方針	13	第4	2	(1)	施設整備期間中における事業用地の無償使用	事業用地は東京都殿が順次土地所有者より購入されとの話ですが、既に双方で売買につき合意されているのでしょうか？	ご理解のとおりです。
140	実施方針	13	第4	2	(1)	施設整備期間中における事業用地の無償使用	「施設整備期間中は事業用地を無償で利用できる」とありますが、それは契約締結日からと考えてよろしいですか。	事業者が無償で利用できる期間については、「契約締結日」からではなく、業務遂行上支障がない期間を協議の上、東京都が決定します。
141	実施方針	13	第4	2	(2)	民間施設	民間施設、特に市場業者整備施設の工期と工事区分の考え方をご提示下さい。	事業スケジュール及び工事区分については、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
142	実施方針	13	第4	2	(2)	民間施設	「本事業用地および隣接地において」とありますが、「隣接地」とは何を意味するのでしょうか。業務要求水準書(案)本編p7の「③千客万来施設用地」と同一のものを指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	実施方針	13	第4	2	(2)	民間施設	市場業者及び千客万来施設整備企業との施設整備関係協議は、都が責任を持って対応するとの認識でよろしいでしょうか。	東京都は必要に応じて協議・調整に参加しますが、市場業者等及び千客万来施設整備企業との施設整備に関する協議は、事業者が主体的に行ってください。
144	実施方針	13	第4	2	(2)	民間施設	本事業用地内および隣接地において、民間施設の整備が予定されていますが、本計画との工程調整などに関し、都が主体的に調整を行い、事業者はそのリードに基づき、他事業者と協議を行うと理解して宜しいでしょうか	No.143をご参照ください。
145	実施方針	13	第4	2	(2)	民間施設	「市場業者整備施設」及び「千客万来施設」は、本事業とは別途整備される施設であることから、本事業における提案内容には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	実施方針	13	第4	2	(2)	民間施設	市場業者等が本施設とは別途に整備し所有するとある「市場業者整備施設」について、予定されている機能概要と、募集・選定等のスケジュール情報を教えて下さい。(例えば給食や休憩施設等の利便施設は予定・期待されているのですか?) ここで言う「市場業者等」とは、何らかの団体組織が作られるのですか、お教え下さい。	第1文について、市場業者整備施設の機能は業務要求水準書(案)p.9の「3 本市場の概要 (7) イ 民間施設」に記載の通りであり、詳細は現在、市場業者等が検討中です。事業のスケジュールについては、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。 第2文については、実施方針p.10の「7 応募者の備えるべき参加資格 (4) キ」に示す団体等を想定しています。
147	実施方針	13	第4	2	(2)	市場業者	こちらの施設は、どういう方法で調達されますか。もしその調達方法が決定されていない場合、いつ決定される予定でしょうか。(こちらの整備方法がPFI事業に何らかの影響があると思われます。)	市場業者整備施設の整備スケジュールは入札公告時に示す予定です。具体的な整備方法や資金調達については市場業者等が検討しています。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
148	実施方針	13	第4	2	(2)	イ 千客万来施設	現段階における「千客万来施設」の整備内容についてご教示願います。	千客万来施設の整備内容については、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
149	実施方針	13	第4	2	(2)	民間施設	別途公募により選定された民間企業等が所有する「千客万来施設」について、予定されている機能概要と、公募・選定等のスケジュール情報を教えてください。	千客万来施設の機能概要及び事業スケジュールについては、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
150	実施方針	13	第4	2	(2)	市場業者整備施設	千客万来施設の専用駐車場はあるのか。あるいは市場業者整備施設の通勤者用駐車場と兼ねるのか教示いただきたい。	千客万来施設の駐車場、並びに市場業者整備施設の通勤者用駐車場は、本事業の対象外です。入札公告時に可能な範囲の資料を示します。
151	実施方針	13	第4	2	(2)	市場業者整備施設	市場業者整備施設(通勤者駐車場)の建設・運営管理等についての募集・提案方法を教示いただきたい。	建設・運営管理等についての募集・提案方法は市場業者等が検討しています。なお、市場業者整備施設の整備スケジュールは入札公告時に示す予定です。
152	実施方針	13	第4	2	(2)	千客万来施設	「豊洲新市場及びその周辺」のとの記載がありますが、「その周辺」の具体的範囲についてご教示下さい。	豊洲地区・晴海地区を想定しています。
153	実施方針	13	第4	2	(2)	千客万来施設	「別途公募」の実施時期・具体的内容についてご教示下さい。	千客万来施設の事業スケジュールについては、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
154	実施方針	13	第4	2	(2)	千客万来施設	事業者選定の時期はいつ頃を予定されているでしょうか	千客万来施設の事業スケジュールについては、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
155	実施方針	13	第4	2	(3)	市場用地の貸付	「民間施設相当用地」とは何でしょうか。また、この「民間施設相当用地」と、「(2)民間施設」における「本事業用地」及び「隣接地」との関係を示して下さい。	第1文については、市場業者整備施設及び千客万来施設の建設予定地部分を想定しています。第2文について、市場業者整備施設の用に供する民間施設相当用地は本事業用地に含むものであり、千客万来施設の用に供する民間施設相当用地は本事業用地には含みません。また、隣接地とは千客万来施設の建設予定地部分を想定しています。
156	実施方針	13	第4	3		規模配置	PFI整備施設と民間施設を明確に平面図にて図示していただきたい。	入札公告時に業務要求水準書にて改めて示します。
157	実施方針	13	第4	2	(3)	市場用地の貸付	貸付規則の改正内容についてご教示下さい。また、貸付期間の規定はどうなるのか。	貸付規則の改正並びに貸付期間については今後、具体的に検討を進めていきます。
158	実施方針	13	第4	2	(3)	市場用地の貸付	「都は『東京都中央卸売市場用地の貸付けに関する規則(平成14年規則第23号)』改正するなどして」とありますが、「など」とは、「当該規則の改正は行なわないが具体的な運用等について従来とは異なった方法を用いる。」ことを意味されているのでしょうか。あるいは、そうでないのなら、どのような意味なのでしょう。	貸付規則の改正については今後、具体的に検討を進めていきますので、現段階では未定です。
159	実施方針	15	第7	2		財政上及び金融上の支援に関する事項	国庫交付金とは「強い農業づくり交付金」のみでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	実施方針	16	第8	1		債務負担行為	平成19年東京都議会第一回定例会にて債務負担行為を設定されることとありますが、そのタイミングで予算措置を講じられることは交付金の支払金額変更リスクへの対応上、何らか問題はございませんでしょうか？	東京都は、事業者に支払うサービス対価の総額を債務負担行為として定める手続きを進めます。国庫交付金相当額の変動に拘わらず、サービス対価は支払われます。
161	実施方針	16	第8	1		債務負担行為	本事業に関する予算措置として、平成19年東京都議会第一回定例会で、債務負担行為を定めるよう手続を進めるとありますが、その内容、金額等は公表されますでしょうか。	入札公告時に、債務負担行為を基に定める本事業の予定価格(上限価格)は公表する方針です。
162	実施方針	17	別紙1				本施設合計面積308,200㎡を上限とするとありますが、許容される下限値がありましたらご教示ください	面積の条件については、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
163	実施方針	17	別紙1			本施設の面積	「本施設の合計面積については、308,200㎡を上限」と記載されていますが、下限の数値は設定されていますか。	面積の条件については、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
164	実施方針	17	別紙1				注で、「本施設の合計面積については、308,200㎡を上限の数値とする。」とありますが、今後面積が減少する可能性があるということでしょうか。	面積の条件については、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
165	実施方針	17	別紙1			想定階数	各街区の最大想定階数は、今後増減する可能性はあるのでしょうか。	各街区の最大想定階数については、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
166	実施方針	17	別紙1			街区毎の棟構成及び用途内容等	主な用途欄に関し、5街区青果棟、「青果部卸売場、仲卸売場、漬物売場、鳥卵売場、」、6街区水産仲卸棟、「水産仲卸売場」、7街区水産卸売場棟、「水産卸売場」がPFI事業者で整備の本施設に含まれていますが、前記各売場の市場関係者との整備範囲区分をご教示ください。	整備区分の詳細については、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
167	実施方針	17	別紙1			街区毎の棟構成及び用途内容等	店舗整備については、関連飲食店舗のみ記載されていますが、水産・青果仲卸店舗整備の範囲、整備主体をご教示ください。	仲卸店舗整備の範囲及び整備区分については、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
168	実施方針	17	別紙1			街区毎の棟構成及び用途内容等	5街区通勤駐車場棟ABCは2層2段ではないでしょうか。	以下のとおり表記を修正します。 通勤駐車場棟A:二層 通勤駐車場棟B:二層 通勤駐車場棟C:二層・屋上緑化
169	実施方針	17	別紙1			街区毎の棟構成及び用途内容等	6街区の冷蔵庫、7街区の水産物冷蔵庫については市場業者整備施設となっておりますが、万一市場業者による整備が遅れ市場としての機能が充足しない可能性についての東京都殿のお考えをご教示下さい。	市場業者整備施設の整備が遅延することは想定していません。
170	実施方針	18	別紙2			募集要項リスク	募集要項とはどの書類を指すのでしょうか。	実施方針P.5「2 募集及び選定の手順及びスケジュール [※2]」に記載の入札説明書等を指しています。
171	実施方針	18	別紙2			法令変更リスク	本事業に直接関係する法令の変更・新設に伴うリスクは東京都の負担となっておりますが、「直接関係する法令」には、事業者が遂行する業務の費用構造(人件費など)に直接関わる法令の変更・新設も含まれると理解して宜しいでしょうか？	東京都は、本事業に直接関係する法令(税制度を除く)の変更、新設に伴うリスクのみを負います。リスク分担の詳細については、入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
172	実施方針	18	別紙2			法令変更リスク	本事業に直接関係する法令(税制度を除く)には、PFI事業に直接関係する法令も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	本事業の実施のみに直接影響を及ぼす法令変更のことであり、該当するか否かは東京都が判断します。なお、リスク分担の詳細については、入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
173	実施方針	18	別紙2			法令変更リスク	本事業に直接関係する法令とは、業務要求水準書(案)本編第1の5(1)適用法令等を指すとの理解でよろしいでしょうか。	No.172をご参照ください。
174	実施方針	18	別紙2			法令変更リスク	「本事業に直接関係する法令(税制度を除く)」とありますが、これは、業務要求水準書(案)本編p13「5. 適用法令及び基準等 (1)適用法令等」のことでしょうか。そうでないとすれば、具体的に何を意味するのでしょうか。	No.172をご参照ください。
175	実施方針	18	別紙2			税制変更リスク	「事業者の利益に課せられる税制度の変更(例:法人税率の変更)、新税の設立に伴うリスク、」は事業者負担であるとのことですが、これは、以下の解釈でよろしいでしょうか。「事業者は、事業者の利益に課せられる税制度の変更(例:法人税率の変更)、および事業者の利益に係る新税の設立に関するリスクのみを負い、その他の税制変更リスクはすべて都が負う。」	入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
176	実施方針	18	別紙2			税制変更リスク	都負担リスクと事業者リスク負担の両方に「新税の設立に伴うリスク」とありますが、その違いを具体的に教示下さい。	No.175をご参照ください。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
177	実施方針	18	別紙2			リスク分 担表 税制変更 リスク	新税の設立に伴うリスクが、都負担と事業者負担のいずれにも該当するような記載ですが、都負担と事業者負担の違いについて具体的にご教示願います。	No.175をご参照ください。
178	実施方針	18	別紙2			税制変更 リスク	税制変更リスクと各段階の物価変動リスクは別々のものと考えてよいでしょうか(物価指数の取り方によっては、例えば消費税率引上時に物価も上昇すると思える等)。	ご理解のとおりです。なお、税制変更リスクに関する考え方はNo.175をご参照ください。
179	実施方針	18	別紙2			税制変更 リスク	「共通」の「税制変更リスク」に関して、「事業者の利益に課せられる税制度の変更」は事業者のリスク負担とされています。これは「一般の事業者と同条件である。」との主張によるものと察しますが、一般の事業者が、増税分を売値に反映することができるのに対して、PFI事業者はサービス対価を一方的に変更することは認められませんので、不公平感を拭えません。企業は、資本コストを回収するだけのリターン(税引後利益)を確保することを、株主に対する説明責任として求められています。それに対して、株主はよりリターンの高い投資先を求める習性を持つものですが、PFI事業においては、増税による不採算を理由として事業から撤退することも認められていませんので、一般企業と同等というのは当たらないのではないのでしょうか。	事業の利益に課せられる税制の変更、新税の設立についても、中・長期的には事業者は調達価格、従業員給与等に転嫁する余地があります。また、税制変更リスクを負担することは、減税等が行われる場合には、事業者は利益を享受することを意味します。したがって、当該リスクについては、事業者が負担すべきものと考えます。なお、本事業におけるリスク分担については、入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
180	実施方針	18	別紙2			住民対応 リスク	本施設を設置すること自体に対する住民対応リスクについては、費用負担及びその対応も都が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
181	実施方針	18	別紙2			住民対応 リスク、 環境問題 リスク	「事業者が行なう業務に起因するもの」は事業者負担であるとのことですが、ここでの「事業者が行なう業務」とは、業務要求水準書(案)本編別紙5業務分担表において事業者に○(あるいは△)の付されている項目に係る業務を意味するのでしょうか。	業務要求水準書(案)にて提示した全ての業務が対象となります。
182	実施方針	18	別紙2			住民対応 リスク	「事業者が行う業務に起因するもの」との記載がごさいますが、「事業者が行う業務において、事業者の責に起因するもの」との理解で宜しいでしょうか。	No.181をご参照ください。
183	実施方針	18	別紙2			リスク分 担表 不可抗力 リスク	「損害を最小限にとどめる経済的動機付けをあたえるため生じた損害または、増減費用の一部」とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。	不可抗力が生じた場合の損害及び追加費用が生じた場合には事業者にも一部負担を求める考えにより記載したものであり、費用負担の考え方は入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
184	実施方針	18	別紙2			不可抗力 リスク	注2の不可抗力によって生じた損害や増加費用の一部を事業者が負うものとなっていますが、具体的にどの程度の負担をすればよろしいのでしょうか。	No.183をご参照ください。
185	実施方針	18	別紙2			不可抗力 リスク	注2の「損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため生じた損害又は増加費用」とは具体的にどのようなものが想定されますか。	No.183をご参照ください。
186	実施方針	19	別紙2			注2	「損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるために生じた損害または増加費用」とは具体的にどのようなものをお考えでしょうか	No.183をご参照ください。
187	実施方針	18	別紙2			契約リス ク	都の政策変更により事業契約が結べない場合は、都のリスク負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、入札公告時に示す入札説明書及び基本協定書(案)にてご確認ください。
188	実施方針	18	別紙2			契約リス ク	都の帰責とはどんな事由の想定でしょうか。	No.187をご参照ください。
189	実施方針	18	別紙2			契約リス ク	議会の不承認又は承認時期の遅延は都のリスク負担と理解してよろしいでしょうか。	No.122をご参照ください。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
190	実施方針	18	別紙2			契約リスク	契約リスクのうち、「上記以外の事由により事業契約が結べないリスク」とありますが、具体的にどのような事由をご想定かご教示願います。 また、負担者については、都と事業者の両者となっておりますが、その負担方法についてご教示願います。	双方いずれの責にもよらない場合等を想定していますが、詳細については、入札公告時に示す入札説明書及び基本協定書(案)にてご確認ください。
191	実施方針	18	別紙2			契約リスク	「上記以外の事由により事業契約が結べないリスク」が都と事業者の双方が負担することとなっていますが、事業者の責に帰すもの以外で事業者が負担すべきリスクとはどのようなリスクが想定されていますか。	No.190をご参照ください。
192	実施方針	18	別紙2			リスク分担表 契約リスク	都の責に帰すべき事由及び事業者の責に帰すべき事由以外の事由により事業契約が結べないリスクとは、具体的にどのようなものを想定されているかご教示願います。また、当該リスクについては双方でどのように分担するのかご教示願います。	No.190をご参照ください。
193	実施方針	18	別紙2			契約リスク	リスク分担の考え方について、事業契約が結べない場合のほか、事業契約の締結が遅れた場合についても同様でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細については、入札公告時に示す入札説明書及び基本協定書(案)にてご確認ください。
194	実施方針	19	別紙2				国からの交付金が都の責めにより受けられなかったときや、事業者の責めにより本来交付されるはずだった額を下回ったり全く受けられなかったりしたときのリスク分担をご教示下さい。	ご質問のリスク分担は帰責事由によります。
195	実施方針	18	別紙2			リスク分担表(金利リスク)	融資実行日迄の基準金利の水準変動リスクは都負担となっておりますが、基準金利は具体的にどのように決定されるかご教示頂きたく存じます。	基準金利の確定方法については、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
196	実施方針	18	別紙2			金利リスク	融資実行日までの基準金利の水準変動リスクが都の負担と規定されていますが、サービス対価支払いに係る基準金利決定日が施設供用開始日の直前となるなど、事業者に過度な金利変動リスクがないスキームであると理解して宜しいでしょうか。	ご推察の条件設定を予定していますが、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
197	実施方針	18	別紙2			金利リスク	融資実行日までの基準金利の水準変更リスクのみ都の負担とありますが、これは、15年間に渡る維持管理期間の中で途中段階での金利水準の見直しは行わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり条件を予定していますが、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
198	実施方針	18	別紙2			金利リスク	「合理的な期間内」を決める方法など、考え方についてご教示下さい。	東京都が合理的と判断する期間内に融資実行日を設定した場合です。 詳細については、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
199	実施方針	18～19	別紙2			金利リスク	「設計・建設段階」の「金利リスク」に関して、「融資実行日までの基準金利水準変動リスク」は都殿のリスク負担、「それ以外の金利リスク」は事業者負担と規定されていますが、「それ以外」というのはあくまで「設計・建設段階」に関するものと理解いたします。 一方、「運営・維持管理段階」に関しては、「金利リスク」の規定がありません。操業後も、一定期間(例:5年)に一度、基準金利の見直しをしていたらけると期待いたしておりますが、如何でしょうか。これだけの規模の資金を15年間の固定金利で調達するには困難が予想されますし、可能であったとしても、調達コスト(金利)が嵩み、VFMを下げる結果となるものと察せられます。	事業者において市中での金利スワップによりリスクをヘッジすることは可能であると考えますので、事業者負担とします。
200	実施方針	18	別紙2			物価変動リスク	「設計・建設段階」の「物価変動リスク」については、事業者リスクと規定されていますので、定額請負契約に相当するものと理解しますが、4年という長期に亘る大規模プロジェクトですので、その間の物価に著しい変動が生じた場合には、価格調整していただけるようご再考お願いいたします。	ご意見として承りますが、設計・建設段階における物価変動リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
201	実施方針	18	別紙2			リスク分担表 業務範囲 変更リスク	設計・建設段階において事業者の責に帰すべき事由による部分解約とは、具体的にはどのような事由で、どのような業務範囲の解約が生じるのかご教示願います。	業務範囲の変更リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
202	実施方針	18	別紙2			業務範囲 変更リスク	「事業者の責に帰すべき事由により部分解約することによる委託業務範囲の変更リスク」との表現がありますが、ここで、「(設計・建設段階における)部分解約」とは具体的にどのような様子を想定されているのでしょうか。	業務範囲の変更リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
203	実施方針	19	別紙2			測量・調査 リスク	都が実施した測量・調査に誤りが無い場合で、都が提示する測量・調査に関する資料から合理的に予測不可能な事由に起因するリスクについては、都のリスク負担と理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
204	実施方針	19	別紙2			用地リスク	「設計・建設段階」の「用地リスク」に関しては、土壌・地下埋設物の他に、地盤のリスクに関してリスク負担の規定をお願いいたします。落札後、事業者は地盤調査を行います。想定外の問題が発見された場合は、都殿にリスク負担していただけるものと理解して宜しいでしょうか。	用地リスクについては、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
205	実施方針	19	別紙2			用地リスク	事業用地の土壌汚染とは、汚染土壌処理基準を超過する土壌、または建設発生土等(建設汚泥を含む)の処分場の受け入れ基準を超過する土壌が存在した場合と理解して宜しいでしょうか。	用地リスクについては、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
206	実施方針	18	別紙2			リスク分担表 設計リスク	設計リスクにおいて、市場業界側からの設計変更リスクは、都側のリスクとして考えてよろしいでしょうか。	本事業において整備する施設について、市場業者等からの要望を受けて東京都が設計変更を指示した場合のリスクは、東京都の負担となります。
207	実施方針	19	別紙2			設計リスク	事業関係者が多岐にわたる事業の場合、複合的な要因で設計変更がなされることが多いものと思われるため、都の意向以外の場合においても、やむを得ず設計変更する場合、かつ相当の費用負担が発生するものについては、初期投資増大リスク(上記以外の事由による初期投資増大に伴うリスク)分担と同様、都が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	No.206をご参照ください。
208	実施方針	19	別紙2			要求性能 未達リスク	要求性能未達リスクが事業者負担となるのは、「運営開始前段階の要求水準を満たせないリスク」が事業者の責に帰すべき事由による場合という理解でよろしいでしょうか。	東京都の責に帰すべき事由により要求水準を満たせないことは想定していません。
209	実施方針	19	別紙2			開設遅延 リスク	開設とは供用開始のことでしょうか。	事業スケジュールについては、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。
210	実施方針	19	別紙2			開業遅延 リスク	設計・建設期間の完了日は「市場業者等の移転準備等の期間を含めた」となっていますが、市場業界の責に帰すべき事由により守れなかったときのリスクは都が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業スケジュールについては、入札公告時に示す入札説明書及び業務要求水準書にてご確認ください。また、リスク分担については、入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
211	実施方針	19	別紙2			リスク分担表 開設遅延 リスク	仮に市場関係者等の事由で市場開設が遅れる場合は、開設遅延リスクの「上記以外の事由による初期投資の増大に伴うリスク」と考えてよろしいでしょうか。	No.210をご参照ください。
212	実施方針	19	別紙2			施設損傷 リスク	施設損傷リスクが事業者負担となるのは、「事業者が、施設を都に引き渡す前に生じた、施設や材料の破損に関するリスク」が事業者の責に帰すべき事由による場合という理解でよろしいでしょうか。	施設損傷リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
213	実施方針	19	別紙2			初期投資 増大リスク	上記以外の事由による初期投資増大に伴うリスクには、市場業者等の要望による入札提案からの施設やシステムの仕様変更により、増加した費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業において整備する施設やシステムについて、市場業者等からの要望を受けて東京都が設計変更を指示した場合のリスクは、東京都の負担となります。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
214	実施方針	19	別紙2			初期投資増大リスク	自然的原因により汚染土壌処理基準を超過した土壌の処理、または建設発生土等(建設汚泥を含む)の処分場の受け入れ基準を超過する土壌の処理に伴う初期投資増大の責は、都が負うべきものとして理解して宜しいでしょうか。	用地のリスクについては、入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
215	実施方針	19	別紙2			物価変動リスク	注3に、事業契約において予め合意した価格改定条項による一定のリスクは事業者が負うものとなっていますが、価格改定条項の内容をご教示下さい。	物価変動リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
216	実施方針	19	別紙2			委託費支払遅延・不能リスク	都の責に帰すべき事由によらない場合についてご教示下さい。	事業者の請求書の提出が遅れた場合などを想定していますが、詳細については入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
217	実施方針	19	別紙2			委託費支払遅延・不能リスク	「運営・維持管理段階」の「委託費支払遅延・不能リスク」は都殿のリスクということですが、どのような形でリスクをご負担して戴けるのでしょうか。遅延リスクに関しては、遅延違約金ということになるかと察しますが、そのレートは事業者に対する遅延違約金と同値として戴くことで、契約の公平性(対称性)を確保していただくようお願いいたします。	ご意見として承りますが、詳細については、入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
218	実施方針	19	別紙2			リスク分担保 需要変動リスク	需要変動リスクにおいて市場の取扱変動リスクは都とのことですが、事業差は要求水準書に記載されている、市場関連各種データに基づいて、計画・提案することでこのリスクは事業者には及ばないこととの理解でよろしいでしょうか。例えば、新市場運用開始直後のご祝儀相場の需要量の大幅な増加による、市場業務処理能力が遅延した場合等に発生する市場関係者の損害が見込まれる場合、この損害については事業者は負わなくてもよろしいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、リスク分担は帰責事由によります。入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
219	実施方針	19	別紙2			要求水準未達リスク	要求水準未達リスクが事業者負担となるのは、「運営開始後の要求水準を満たせないリスク」が事業者の責に帰すべき事由による場合という理解でよろしいでしょうか。	東京都の責に帰すべき事由により要求水準を満たせないことは想定していません。
220	実施方針	19	別紙2			施設瑕疵リスク 移管リスク	事業期間終了後、本施設について事業者はどのような法的責任を負うかについてご教示ください。例えば、修繕業務を事業期間終了直前に行ったことに起因する瑕疵担保責任あるいは債務不履行(不完全履行)が発生し得るとすれば、事業期間終了後も猶一定期間継続するのでしょうか。	事業期間終了時の取り扱いについては、入札公告時に示す業務要求水準書及び事業契約書(案)にてご確認ください。
221	実施方針	19	別紙2			リスク分担保 施設瑕疵リスク	事業者が施設整備整備する公のBTO施設の瑕疵担保期間について、現時点でのお考えをご教示ください。このとき、要求水準書(案)P10に記載の青果棟の大ロピッキング施設、加工パッケージ施設、水産卸売場棟の転配送センター、加工パッケージ施設の設備工事は市場業者が整備し、建築工事(内装等を除く)はPFI事業者の整備範囲と理解しておりますが、市場業者のために行う建築工事の瑕疵担保期間に付いてもご教示ください。	本事業の整備範囲に係る瑕疵担保期間については、入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
222	実施方針	18	別紙2			施設劣化リスク	事業者の責に帰すべき事由による施設の劣化に関するリスクは、都のリスクとなっていますが、経年劣化も含まれると考えてよいですか。	施設劣化リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
223	実施方針	19	別紙2			施設瑕疵リスク	施設の瑕疵担保期間をご教示下さい。	瑕疵担保期間については、入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。
224	実施方針	19	別紙2			運営・維持管理段階 施設損傷リスク	「上記以外の事由による施設の損傷に関するリスク」については事業者負担となっていますが、事業者が負担するのは「事業者の責に帰すべき事由による施設の損傷に関するリスク」に限定され、「都、事業者いずれの責にも帰すことができない事由による施設の損傷」については「不可抗力リスク」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	施設損傷リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。

■質問(実施方針)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
225	実施方針	19	別紙2			運営・維持管理段階 施設損傷リスク	「上記以外の事由による施設の損傷に関するリスク」については事業者負担となっていますが、例えば、「施設利用者や第三者の責に帰すべき事由による施設の損傷に関するリスク」については、事業者の負担ではなく、施設所有者である都の負担という理解でよろしいでしょうか。	施設損傷リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
226	実施方針	19	別紙2			施設損傷リスク	施設損傷リスクに関して、都の責めに帰す事由以外は事業者負担としておりますが、市場業者の責めに帰すべき事由によるものは事業者のリスクでは無いと理解してよいですか？	施設損傷リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
227	実施方針	19	別紙2			運営・維持管理段階 施設損傷リスク	本件施設は、都が加入する共済・保険等の対象物件となる予定でしょうか。	加入する予定はありません。
228	実施方針	19	別紙2			リスク分担表 施設損傷リスク	施設損傷リスクにおいて、都の責に帰すべき事由によるもの以外は事業者の責との記載ですが、この都の責に帰すべき事由には、市場関係者及びその他市場利用者による施設損傷も含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	施設損傷リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
229	実施方針	19	別紙2			施設損傷リスク	都の責によるもの以外は事業者の負担となっていますが、都および事業者の責による以外の損傷に対しても事業者がリスクを負担するということでしょうか。	施設損傷リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
230	実施方針	19	別紙2			施設損傷リスク	「運営・維持管理段階」の「施設損傷リスク」に関して、「都の責に帰すべき事由による…」は都殿のリスク、それ以外は事業者のリスクとされていますが、これでは事業者の帰責以外であっても事業者のリスクということになります。「事業者の責に帰する…」は事業者のリスクでその他は都殿のリスクというのが妥当と思料いたします。	施設損傷リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
231	実施方針	19	別紙2			リスク分担表 運営・維持管理段階	施設損傷リスクについて、本表の設定では事業者によるリスク負担の範囲が広すぎるものと考えます。「事業者の責に帰すべき事由による施設の損傷に関するリスク」は事業者の負担とし、「それ以外の事由による施設の損傷に関するリスク」は都の負担とすることが適切であると考えますが、いかがでしょうか。	施設損傷リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
232	実施方針	19	別紙2			施設損傷リスク	設計・建設段階における不可抗力リスクについて明確に示して頂きたいと考えます。 リスク分担表においては「事業者が、施設を都に引き渡す前に生じた、施設や材料の破損に関するリスク」は事業者負担となっていますが、これは不可抗力の場合は除外されることを明確にしてください。 また、注2にて「不可抗力リスクについては、都が主にリスクを負うが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする。」とありますが、「損害を最小限にとどめる経済的動機付け」とは、具体的にどの様なことを意味するのでしょうか。	第1文及び第2文については、入札公告時に示す事業契約書(案)にてご確認ください。 第3文については、No.183の回答をご参照ください。
233	実施方針	18	別紙2			リスク分担表 共通	本施設の設計・建設を進めるにあたっては、市場業者が発注する種々の工事の関係者、千客万来施設事業者、道路管理者、「ゆりかもめ」管理者、近隣関係者等の各種多数の関係者との協議・調整等が求められ、一般的な設計・建設工事と比較しても、本事業におけるその業務範囲は広く、内容も多岐に渡るものと思料します。協議・調整等を行った結果、関係者の業務に起因して発生する設計変更およびスケジュール対応等に関するリスクについては「関係者調整リスク」として本表に加えていただきたく存じます。そのリスクについては東京都が基本的に負担していただくことが適切であると考えますが、いかがでしょうか。	ご意見として承りますが、スケジュールに関する調整リスクの取り扱いについては、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
234	実施方針	18	別紙2				リスク分担表には、管理・運営上のトラブル・クレーム・事故等は記載されていませんが、事業者のリスクと考えてよろしいでしょうか。	リスク分担についての詳細は、入札公告時に示す業務要求水準書及び事業契約書(案)にてご確認ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	業務要求水準書(案)	1	第1	1	(1)	業務要求水準書(案)の位置づけ	「業務の要求水準をより詳細に規定したものを『業務要求水準書』として、入札説明書とともに公表する予定である。」とありますが、この「業務の要求水準をより詳細に規定したもの」の中に、設計関係図面においては、今回公表された別紙26「基本設計相当(平面図)」、別紙27「基本設計相当(外構)」以外のものは含まれるのでしょうか。また、含まれるのであれば、具体的に何なののでしょうか。	下記のことを予定していますが、詳細については、入札公告時に示す資料にてご確認ください。 ・基本設計相当図面(平、立、断面図) ・詳細図面(仲卸店舗)
2	業務要求水準書(案)	1	第1	1	(1)	業務要求水準書の位置付け	「業務要求水準書において規定する各業務の要求水準は、事業者が、事業期間中における業務の実施にあたって遵守すべき事項であるとともに、本事業の入札に参加する応募者の提案に対して具体的な指針を与えるものである。」とあります。一方で、「本書で規定する設計・建設、維持管理及び運営業務に関する要求水準」として、「『建築設計に関する要求水準』としてp32からp36まで、『設備設計に関する要求水準』としてp38からp52まで、『外構設計に関する要求水準』としてp53からp63まで、『情報システム設計に関する要求水準』としてp64からp76まで、『維持管理業務の要求水準』としてp89からp108まで、『運営業務の要求水準』としてp111からp115まで」記載があります。そうすると、「業務要求水準書において規定する各業務の要求水準についての記載」以外の事項は、提案審査上および事業契約上においてどのような位置付けとなるのでしょうか。当該「業務要求水準書において規定する各業務の要求水準の記載以外の事項」は「本事業の入札に参加する応募者の提案に対して具体的な指針を与えるもの。」なのでしょうか。また、そうであるとする、この場合の「具体的な指針」とは、事業契約上どのような位置付けなのでしょうか。	業務要求水準書で明記されていない部位・機器・製品等の性能・仕様については適宜ご提案ください。 審査上の位置付けについては、入札公告時に示す落札者決定基準にてご確認ください。 提案書は、契約書の一部として位置付けられます。 また、応募者に対する具体的な指針とは、業務要求水準書に記載するアウトプット仕様が提案書作成の指針となるものと考えています。 業務要求水準書に明示されていない事項等で応募提案上必須な事項があるとお考えの場合は、入札公告後に予定されている質問等でご指摘願います。
3	業務要求水準書(案)	1	第1	1	(2)	本書の構成	「別紙(巻末の別紙リストを参照。)には、本業務に必要な参考資料や要求水準で規定する内容をより詳細に記した図表等をまとめている。」とありますが、以下の様な扱いと考えてよろしいのでしょうか。また、そうでない場合はどのような扱いと考えるのでしょうか。 ・別紙1 建物内概略物流フロー及び物量表 参考資料 ・別紙2 市場開場日時及び休業日カレンダー参考資料 ・別紙3 事業用地位置図 参考資料 ・別紙4 施設全体配置図 参考資料 ・別紙5 業務分担表 要求水準 ・別紙6 地盤関係資料 参考資料 ・別紙7 既存地中構造物 参考資料 ・別紙8 護岸標準図 参考資料 ・別紙9 道路整備状況 参考資料 ・別紙10 インフラ敷設状況図 参考資料 ・別紙11 設計業務着手前、着手後及び完了時の提出書類リスト要求水準 ・別紙12 設計図書リスト 要求水準 ・別紙13 廃棄物種類の想定排出量 参考資料 ・別紙14 整備区分表 要求水準 ・別紙15 建築各室諸元表 要求水準 ・別紙16 電気設備各室諸元表 要求水準 ・別紙17 機械設備各室諸元表 要求水準 ・別紙18 各室空調温湿度設定表 要求水準 ・別紙19 電力検針点数一覧表 要求水準 ・別紙20 中央監視制御機能表 要求水準 ・別紙21 中央監視点一覧表(機械設備) 要求水準 ・別紙22 情報システム関係資料 参考資料 ・別紙23 工事着手前の提出書類リスト 要求水準 ・別紙24 建設工事期間中の提出書類リスト 要求水準 ・別紙25 施設引渡時の提出書類リスト 要求水準 ・別紙26 基本設計相当(平面図) 参考資料 ・別紙27 基本設計相当(外構図) 参考資料	別紙の取り扱い及び位置づけについては、入札公告時に示す予定です。
4	業務要求水準書(案)	1	第1	1	(2)	本書の構成	基本設計相当の平面図が別紙として示されていますが、それ以外の図面を入札公告時等に追加することはお考えでしょうか。	No.1をご参照ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
5	業務要求水準書(案)	1	第1	1	(3)	業務要求水準書の取り扱い	「本書で規定する設計・建設、維持管理及び運営業務に関する要求水準は、」との記載がありますが、この「要求水準」とは、当該要求水準書(案)本編における以下のもの、および当該範囲のなかで所在の明確に言及されている別添資料等のみを指すとの理解でよろしいでしょうか。 ・「建築設計に関する要求水準」としてp32からp36まで ・「設備設計に関する要求水準」としてp38からp52まで ・「外構設計に関する要求水準」としてp53からp63まで ・「情報システム設計に関する要求水準」としてp64からp76まで ・「維持管理業務の要求水準」としてp89からp108まで ・「運営業務の要求水準」としてp111からp115まで	業務要求水準書は本編及び別紙からなります。本書で規定する要求水準とは、本編及び別紙で規定するものを示します。
6	業務要求水準書(案)	1	第1	1	(3)	業務要求水準書の取り扱い	「特記がないかぎり、事業者のノウハウや創意工夫に委ねる。」とありますが、ここでの「特記」とは、具体的に何を指しているのでしょうか。	業務要求水準書の中で、一部仕様規定しているものを指します。
7	業務要求水準書(案)	1	第1	1	(3)	業務要求水準書の取り扱い	3行目ないし4行目に「手段・方法については、特記がないかぎり事業者のノウハウや創意工夫に委ねる。」、また6行目ないし7行目に「それらの具体的な仕様並びに明記されていない部位・機器・製品等の性能及び仕様については、事業者が提案を行うものとする。」とあります。これらより、以下の通りの理解でよろしいでしょうか。「手段・方法のうち特記のないもので、事業者が提案書において提案した具体的な仕様については、当該提案内容を、発注者とSPCとの事業契約において要求水準として扱うものとする。」	提案された具体的な手段・方法及び性能・仕様は、原則として、東京都がその内容を認めた場合に、事業契約の構成要素となります。
8	業務要求水準書(案)	2	第1	2		本事業の目的	14行目ないし27行目まで、即ち「(1)食の安全・安心の確保、以下、(4)景観への配慮」は、業務要求水準書における位置付けとしては、「事業者が、事業期間中における業務の実施にあたって遵守すべき事項」という位置付けではなく、本事業の入札に参加する応募者の提案に対して具体的な指針を与えるもの」という位置付けである、との理解でよろしいでしょうか。	当該記載事項は、事業目的を遂行するにあたっての基本コンセプトであり、このコンセプトに基づき、業務要求水準書(案)p.19以降に具体的な整備方針を示しています。
9	業務要求水準書(案)	2	第1	2	(1)	効率的な物流機能の構築	市場流通コストの削減を図るため、搬入から搬出まで、一貫した物流機能の確立とありますが、現状における搬入から搬出までのフローを総括的にご教示願います。また参考に現状コストの開示は可能でしょうか	現状における搬入から搬出までのフローについては、入札公告時に示します。 なお、現状コストの開示は行いません。
10	業務要求水準書(案)	2	第1	2	(3)	環境への配慮	リサイクルによるゴミの発生量の抑制のメインは市場業者の範囲との理解でよろしいでしょうか。	リサイクル施設の整備を含めリサイクル業務は市場業者等の業務範囲です。事業者は、業務範囲で行うゴミの収集・分別を通じてリサイクルに貢献してください。
11	業務要求水準書(案)	4	第1	3	(3)	本市場の主な利用者等	利用者等の区分が記載されておりますが、各利用者は新市場においてはどの位の人数を想定されているのでしょうか？利用者等の区分毎に教えて下さい。また現状の人数についても合わせて教えて下さい。	参考として、入札公告時に、築地市場における現状の事業者数等を示します。
12	業務要求水準書(案)	4	第1	3	(3)	本市場の主な利用者等	「関連事業者」の詳細を一覧にてご教示下さい。(どの場所に、どんな業種が、何店舗入居する予定なのか。特筆すべき設備は特になのか。等)	入札公告時に、関連事業者の業種、店舗数及び配置の考え方を示します。
13	業務要求水準書(案)	4	第1	3	(3)	本市場の主な利用者等	表中のその他施設利用者数及び業務内容をご教示下さい	No.11をご参照ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
14	業務要求水準書(案)	4	第1	3	(3)	本市場の主な利用者等	利用者等の区分が記載されておりますが、各利用者毎の見分け方(個人や利用者等の区分毎の識別方法)はどのようにされているのでしょうか？また、その表示(識別用プレート)等がある場合には、その登録手続きや表示物については本事業の範囲外と認識して宜しいでしょうか？	利用者等の見分け方等については、特に想定しておりません。
15	業務要求水準書(案)	4	第1	3	(3)	本市場の主な利用者等	卸売市場法及び東京都中央卸売市場条例に基づき、事業許可を受けている現状業者(卸売業者10社、仲卸業者947社、関連事業者180社、その他施設利用者の全業者)が、再度許可を取得し、豊洲新市場にて業務を実施すると考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
16	業務要求水準書(案)	5	第1	3	(4)	基本フロー	新市場で都が想定されている、せり売り、相対売りの比率、手法、およびシステムについてご教示ください	参考として、入札公告時に、築地市場における現状のせり売り、相対売りの比率を示します。
17	業務要求水準書(案)	5	第1	3	(4)	その他のフロー	「卸売業者・輸送業者が本市場を経由して、他市場に転送するフロー」について、これらの行為は本市場のどの場所で行われると考えれば良いのでしょうか。また、これらの行為に対して管理が必要であれば、誰がどのように管理すると考えられるでしょうか。	卸売業者が取り扱う転送品は、卸売場内、輸送業者が取り扱う転送品は転配送センターにて行なうこととなります。よって、特段の管理は必要ありませんが、上記以外の場所において、荷の積み降ろしが行われている場合には、これに注意、制止することが、事業者の警備業務の範囲に含まれます。
18	業務要求水準書(案)	5	第1	3	(4)	本施設における取扱量と物流量	本施設の予想取扱量表の中で、市場外取引量とは、豊洲新市場内に生鮮食料品等が搬入されず、せり売り若しくは相対売りのみ、市場内で行われる取扱量と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
19	業務要求水準書(案)	5	第1	3	(4)	本施設における取扱量と物流量	基本計画時点での取扱量、物流量と開場以降の数値に変動があると考えられます。最新の将来想定数値もしくは最新のデータをお示しください。	将来の想定数値については、基本計画時点からの変動はありません。
20	業務要求水準書(案)	5	第1	3	(4)	本施設における取扱量と物流量	市場取扱量、物流量ともに季節毎に大きく変動すると考えられます。基本計画での数値は何月のどの程度の期間の調査の数値かをご教示ください。	基本計画に示した予測は、季節変動量や荷姿換算を見込んで設定したものであり、施設規模にも反映されています。
21	業務要求水準書(案)	5	第1	3	(4)	本施設における取扱量と物流量	物流フローおよび物流量はトン数で表現されていますがボリュームを知る必要がありますので、ボリュームデータをご提示ください。	入札公告時に、可能な範囲のデータを示す予定です。 なお、No.20もご参照ください。
22	業務要求水準書(案)	5	第1	3	(4)	本施設における取扱量と物流量	パレット等の容器の洗浄・乾燥・置き場(スペース)は考慮する必要がありますか。必要があれば容器数量または必要面積をご提示ください。	パレットや容器の洗浄・乾燥作業は市場業者等が実施しますが、そのための置き場(スペース)はあらためて考慮する必要はありません。
23	業務要求水準書(案)	5	第1	3	(4)	本市場における物量 本施設における取扱量と物流量	本表に記載の取扱量と、「別紙1 建物内概略物流フロー」記載の取扱量とは一致していないようですが、どちらが正ですか。	5街区(青果)については、1階卸荷捌場に搬入される1,010t、漬物・鳥卵売場に搬入される50t、2階に搬入される240tを合計すると1,300tとなり、青果物の市場内物流量と同数値となります。また、6・7街区(水産)については、1階卸荷捌場に搬入される1,506t、活魚売場に搬入される44t、3階に搬入される1,350tを合計すると2,900tとなり、水産物の市場内物流量と同数値となります。
24	業務要求水準書(案)	6	第1	3	(4)	搬入・搬出車両等の想定	本市場における搬入・搬出車両等の入退場数が表示されておりますが、出入のコア時間帯は何時位になるのでしょうか？また、市場自体のコア時間帯は、何時位になるのでしょうか。	入札公告時に、可能な範囲のデータを示します。
25	業務要求水準書(案)	6	第1	3	(4)	搬入・搬出車両等の想定	市場の搬入・搬出車両の想定台数に於いて、大型車、中型車、小型車の想定割合、冷凍・冷蔵車の想定比率をご教示下さい	入札公告時に、可能な範囲のデータを示します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
26	業務要求水準書(案)	6	第1	3	(4)	搬入・搬出車両等の想定	「本市場における搬入・搬出車両等の入退場数(平成24年の1日あたりの車両台数)」に関する記載がありますが、曜日、月、年末などの季節・時期的な変動幅について差し支えなければご教示ください。	入札公告時に、可能な範囲のデータを示します。
27	業務要求水準書(案)	6	第1	3	(4)	搬入・搬出車両等の想定	搬入・搬出車両台数がでていますが、大型・小型等の構成をご提示ください。	入札公告時に、可能な範囲のデータを示します。
28	業務要求水準書(案)	6	第1	3	(4)	ウ(ア)搬入・搬出車両等の想定	各街区毎の入退場台数予測の時間毎の分布と、通勤車両と待機車両の別をお教え下さい。	入札公告時に、可能な範囲のデータを示します。
29	業務要求水準書(案)	6	第1	3	(4)	棧橋からの荷の流れ	棧橋を活用する入荷水産物量及び接岸を予定している予定船舶数をご教示下さい また、搬入のみの想定で、搬出はないものと理解して宜しいでしょうか	平成27年度での想定取扱量(移入)は水産物8,000t、青果物18,000t、合計26,000tを想定しています。 平成27年度での予定船舶数は、活魚船(200GT)700隻/年、マゴロ船(400GT)155隻/年、RORO船(6,000DW)165隻～240隻/年を想定しています。 搬入のみを想定しています。
30	業務要求水準書(案)	6	第1	3	(4)	棧橋からの搬入荷	棧橋からの搬入荷に関する想定物量について、ご教示下さい。	No.29をご参照ください。
31	業務要求水準書(案)	6	第1	3	(4)	棧橋からの荷の流れ	現在の築地市場における棧橋からの入荷量をお示しください。	2,295t/年(平成17年)です。
32	業務要求水準書(案)	6	第1	3	(4)	建物内の物流	建物内の荷役搬送は電動式のみしか認められないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	業務要求水準書(案)	6	第1	3	(4)	本市場における物量	物流の流れについて、物量を別紙1資料にありますが、流れの中で、トラック、コンテナ、パレット、ターレなどの流れ、台数等が分かる具体的な内訳資料をお願いします。	入札公告時に、可能な範囲のデータを示します。
34	業務要求水準書(案)	6	第1	3	(4)	本市場における物量	物流の流れについての資料のほかに、人の動き、時間テーブルの資料をお願いします。	人の動きを時間テーブルまで想定し設定した資料はありません。
35	業務要求水準書(案)	6	第1	3	(5)	開場の期日及び時間	開場時間の「24時間」とは、現在の築地市場の開場時間と同じと理解してよいか。	ご理解のとおりです。
36	業務要求水準書(案)	7	第1	3	(6)	ア地番等	本敷地及び本事業用地の範囲が正確に分かる図面をご教示下さい。	図面については、入札公告時に示す予定です。
37	業務要求水準書(案)	7	第1	3	(6)	イ(イ)本事業用地	市場業者整備施設用地は、本事業用地に含まれていると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
38	業務要求水準書(案)	7	第1	3	(6)	本事業用地	千客万来施設の規模について、5街区の千客万来施設用地約1.5ha×容積率400%+6街区の千客万来施設用地約1.4ha×容積率300%=容積対象面積約10ha であるとの理解でよろしいのでしょうか。	千客万来施設の規模については、未定です。
39	業務要求水準書(案)	8	第1	3	(6)	豊洲地区地区計画等	平成19年度に土地利用に関する基本方針及び整備に関する変更が公示されるとありますが、表中の壁面位置制限等を含め公表のスケジュールをご教示下さい また、提案以後に公示された場合、その対応方法をご教示下さい	当地区の再開発促進区の変更に係る都市計画は、都市計画審議会が本年3月中旬に付議される予定です。同年4月に都市計画決定の告示・縦覧される予定です。なお、告示・縦覧される都市計画決定に壁面後退制限も含まれます。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
40	業務要求水準書(案)	8	第1	3	(6)	豊洲地区地区計画等	高さは第1、総則、3本誌上の概要、(6)立地等、I表にあるように 5街区 40m 6街区 45m 7街区 60m が高さの限度と考えてよろしいでしょうか	高さの限度については、入札公告時に示す予定です。
41	業務要求水準書(案)	8	第1	3	(6)	公共交通	「市場前駅」と本敷地内は、歩行者デッキにより接続すると記述されておりますが、株式会社ゆりかもめ様との同意は得られているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	業務要求水準書(案)	9	第1	3	(7)	本施設	「本施設とは、東京都が整備する施設を指し、」とありますが、ここで「東京都が整備する施設」における、当該施設の「設計・建設業務」に係る対価はすべて「サービス購入料」に含まれるものである、との理解でよろしいのでしょうか。	当該施設の「設計・建設業務」に係る対価は、国庫交付金及び「サービス購入料」に含まれます。なお、実施方針に関する質問に対する回答No.10も併せてご参照ください。
43	業務要求水準書(案)	9	第1	3	(7)	建築施設	水産仲卸売場棟と青果棟における仲卸店舗の工事概要及び範囲をご教示願います。	仲卸店舗の整備内容及び整備区分については、入札公告時に示す予定です。
44	業務要求水準書(案)	9	第1	3	(7)	建築施設	本施設のうち卸売場及び仲卸売場は、市場業者等が知事から使用指定又は使用許可を受けて、卸売業、仲卸売業等の各業務を実施する予定、とありますが、知事からの使用指定又は使用許可は、事業者から都への施設引渡後と理解してよろしいのでしょうか。	事業スケジュールについては、入札公告時に改めて示します。
45	業務要求水準書(案)	9	第1	3	(7)	民間施設	民間施設(市場業者整備施設、千客万来施設)の整備スケジュール(設計時期、施工時期)をご教示下さい。	事業スケジュールについては、入札公告時に改めて示します。
46	業務要求水準書(案)	9	第1	3	(7)	市場業者整備施設	市場業者整備施設は、その建設に際して、本件施設と同じ街区に建設されるのでスケジュール等の調整が必要になるものと考えられます。市場業界整備施設に関するスケジュール等について差し支えない範囲でご教示ください。	事業スケジュールについては、入札公告時に改めて示します。
47	業務要求水準書(案)	9	第1	3	(7)	イ(ア)市場業者整備施設	市場業者整備施設の計画概要(具体的な施設内容、整備スケジュール等)を別途ご教示下さい。	市場業者整備施設の計画概要及び事業スケジュールについては、入札公告時に改めて示します。
48	業務要求水準書(案)	9	第1	3	(7)	千客万来施設	千客万来施設は、その建設に際して、本件施設と同じ街区に建設されるのでスケジュール等の調整が必要になるものと考えられます。千客万来施設に関するスケジュール等について差し支えない範囲でご教示ください。	事業スケジュールについては、入札公告時に改めて示します。
49	業務要求水準書(案)	9	第1	3	(7)	イ(イ)千客万来施設	千客万来施設の計画概要(具体的な施設内容、整備スケジュール等)を別途ご教示下さい。	千客万来施設の計画概要及び事業スケジュールについては、入札公告時に改めて示します。
50	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	建築施設の区分	表中『○』の付いた用途は、設備工事は市場業者等が整備とあり、別紙15にて躯体素地若しくは空欄となっておりますが、詳細な前提条件を提示願います。(容量・負荷に応じた電気・空調用PS/EPS想定スペースの確保、インサート、配管ルート等、詳細な条件設定と工事区分等)	整備区分の詳細については、入札公告時に示す予定です。
51	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	■建築施設の区分	本区分表の主な用途の表記の内、5街区青果棟及び7街区水産卸売場棟における防災センターの扱いは実施方針のP17別紙1と異なっていますが、どちらが正しいのでしょうか。	要求水準書(案)p.10の区分表を正としてください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
52	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	建設施設の区分	水産仲卸売場棟における仲卸店舗・物販店舗の工事概要及び範囲をご教示願います。	仲卸店舗の工事概要を入札公告時に示す予定です。物販店舗については、業務要求水準書(案)別紙15の仕様にて計画願います。
53	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	■建築施設の区分	5街区および7街区にある「○」印の施設を含む建物については、建物の所有者は全て都(市場業者等との区分所有建物ではない)と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	業務要求水準書(案)	10	第1	3		建築施設の区分	市場業者が整備する施設、千客万来施設と、本施設の建築設備である電気設備、給排水設備、空調換気設備の各種用力の取合い条件(想定容量、取合位置等)、工事区分の資料をお願いします。	取り合い条件及び整備区分の詳細については、入札公告時に示す予定です。
55	業務要求水準書(案)	10	第1	3		建築施設の区分	本施設の中で、「○」表記の設備工事は市場業者等が整備するとありますが、法的な設備(誘導灯、排煙、非常放送、自火報、消火等)についても別途工事範囲と考えて良いですか。また、本工事の場合は、具体的な工事範囲について指示願います。	取り合い条件及び整備区分の詳細については、入札公告時に示す予定です。
56	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	■建築施設の区分	「○」印の施設については設備工事を市場業者等が整備するものとされていながら、一棟建物として防災設備等の一元管理が必要なものや、基幹設備などの扱いについてやや不明な点がありますが、入札公告時にはある程度の整備区分方針が記載されると考えてよろしいでしょうか。	整備区分の詳細については、入札公告時に示す予定です。
57	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	建築施設	5街区通動用駐車場棟A、B、Cの表記に二層三段とありますが、別紙26の図面によると二層二段で記されています。二層二段で屋上は緑化等を計画すると考えてよろしいでしょうか。	以下のとおり表記を修正します。 通動駐車場棟A: 二層 通動駐車場棟B: 二層 通動駐車場棟C: 二層・屋上緑化
58	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	■建築施設の区分	5街区通動駐車場棟ABCは2層2段ではないでしょうか。	No.57をご参照ください。
59	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	建築施設の区分	6街区のドライアイス供給施設の工事概要をご教示願います。	建築仕様については、業務要求水準書(案)別紙15をご参照ください。なお、機器は別途工事となります。
60	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	建築施設	6街区立体駐車場棟の待機車両の種類(t数、例:4トラック)と最低必要台数をご教示願います。	車両の種類及び定義については入札公告時に業務要求水準書にて示します。最低必要台数は計画台数です。
61	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	建築施設	6街区水産仲卸売場棟の2階の買出人駐車場を利用する車両の種類(t数、例:4トラック)について具体的にお示しください。	No.60をご参照下さい。
62	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	建築施設の区分	小型車の定義について、ご教示下さい。	No.60をご参照下さい。
63	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	本市場における施設内容及び区分	建築施設区分に記述のあります民間施設の千客万来施設は本施設に含まれておりませんが、別紙の図面では千客万来施設の下階に通動駐車場があるように見えますが、これらは全く別の構造物になるという理解でよろしいでしょうか。	同一の構造物にて想定しています。
64	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	■建築施設の区分	当該設備工事については、本施設と設計者および施工者が別であると、実質的には困難な状況も想定されますが、市場業者等の整備施設に対する提案を併せて行うことは可能でしょうか。	提案の対象外とします。
65	業務要求水準書(案)	10	第1	3	(7)	■建築施設の区分	待機用駐車場として使われる立体駐車場棟の位置(範囲)が別紙26の平面図を見ても良く分からないので、ご提示下さい。	ご質問の待機駐車場は、業務要求水準書(案)別紙26 基本設計相当図面(平面図)の、千客万来施設に接したL型の通動駐車場棟と加工パッケージ施設に挟まれた立体駐車場です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
66	業務要求水準書(案)	11	第1	3	(7)	外構施設	都が想定されている防潮護岸修景施設について、具体的な内容をご教示願います	AP+3.0mレベルでの親水デッキ(舗装)、AP+3.0mレベルへの階段護岸を想定しています。詳細については、入札公告時に示します。
67	業務要求水準書(案)	11	第1	3		防潮護岸修景施設	「外構施設」の施設名称欄にある「防潮護岸修景施設」とはどのようなものでしょうか。	No.66をご参照ください。
68	業務要求水準書(案)	11	第1	3	(7)	■外構施設	駐輪場における台数表示においてバイクはどの程度見込まれていますか。また、築地市場でのバイクの利用状況はどの程度ですか。	バイク及び自動車の駐輪場の計画台数は以下の通りです。買出入の利用や通勤等の用途を想定しています。 バイク:5街区150台、6街区360台 自転車:5街区90台、6街区60台、7街区:60台
69	業務要求水準書(案)	12	第1	4	(1)	事業者の業務範囲	別紙5情報システムに記載される業務分担に関し、事業者の保守管理対象は、流情報システム構築工事、車輛誘導システム構築工事の内、担当した工事内容のみと理解して宜しいでしょうか。また、情報機器修繕業務の対象は、都の購入分のみと考えてよろしいのでしょうか。	情報システムに関する整備区分及び保守管理区分の詳細については、入札公告時に示す予定です。
70	業務要求水準書(案)	12	第1	4	(1)	事業者の業務範囲	「別紙5 業務分担表」で、欄外注釈8にて「市場業者等は、自ら所有する諸室内部の建築及び設備の工事を行う。」とありますが、ここで「市場業者等が自ら所有する対象諸室」とは、5街区の大ロピッキング施設および加工パッケージ施設、7街区の転配センターおよび加工パッケージ施設を指すのでしょうか。また、業務要求水準書(案)本編10ページの欄外注釈では「本施設の○の付している用途について、設備工事は市場業者等が整備するものとし、建築工事は、建築各室諸元表(別紙15)に基づく。」とありますが、この場合「○の付している用途の諸室内部の整備」は事業者あるいは市場業者の何れが行なうのでしょうか。	第1文について、対象諸室はご理解のとおりです。 第2文については、諸室の内部の整備は市場業者等が行なうものとします。
71	業務要求水準書(案)	12	第1	4	(1)	スケジュール等調整業務	実施方針に記載のある当該業務が業務要求水準書の項目にありませんがどのような業務なのでしょう。	(実施方針に関する質問に対する回答No.3をご参照ください。)
72	業務要求水準書(案)	12	第1	4	(2)	事業期間等	市場業者等の移転準備期間が、設計・建設期間となっておりますが、施設竣工後(各種検査済証取得後)の維持管理・運営期間に移転準備を行うのではないのでしょうか	事業スケジュールについては、入札公告時に改めて示します。
73	業務要求水準書(案)	12	第1	4	(2)	設計・建設期間	設計・建設期間約4年間に市場業者等の移転準備期間を含むとのことですが、どの位の期間をお見込みでしょうか。この期間には、事業者と市場関係者とのトレーニング期間も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業スケジュールについては、入札公告時に改めて示します。
74	業務要求水準書(案)	12	第1	4	(2)	設計・建設期間	設計・建設期間は「契約締結の日から平成24年3月までの約4年間(市場業者等の移転準備等の期間を含む。)」と記載されていますが、本件施設の建設に際しては、市場業者等の移転等とのスケジュール調整が必要かと思われます。市場関係者等の移転に関するスケジュール等について差し支えない範囲でご教示ください。	事業スケジュールについては、入札公告時に改めて示します。
75	業務要求水準書(案)	13	第1	5	(1)	適用法令等	「特別目的会社」は、東京都から「本編P111／大項目第4／中項目2／小項目[1]」の「イのa 出入管理」の業務を受注し、実務を「別法人である認定登録された警備会社に再委託する」のであるから、「平成15年12月15日付／警察庁丁企発第407号／警備業者に対する警備業務提供委託に関する指針について」に抵触し、「警備業法第4条(認定)」による「認定登録が必要である」と解釈されるが、如何な対応をしたらよろしいか？ お教え下さい。	SPCが、警備業法第4条の認可を受ける必要はないものと考えます。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
76	業務要求水準書(案)	15	第1	5	(2)	ア(ウ)維持管理に関する適用基準等	維持管理に関する適用基準が指定されていますが、後に示されている維持管理業務の要求水準が満たされる場合は、これら適用基準に拠らなくても良いとしてよろしいでしょうか。	適用基準と要求水準の両方に拠るものとします。
77	業務要求水準書(案)	16	第1	5	(2)	維持管理に関する適用基準等	維持管理に関する適用基準等として、東京都建設局の「公園維持標準仕様書」があげられています。東京都建設局へ問合せをしたところ、建設局では配布できないとの回答がありました。入札参加グループに、「公園維持標準仕様書」は配布又は閲覧することは可能でしょうか。	入札公告時に示します。
78	業務要求水準書(案)	17	第1	6	(1)	材料等	「新品とは概ね製造後1年以内で、適切に保管され当初の性能を有しているものとする」とありますが、「適切に保管され当初の性能を有しているが、製造後1年を越えているもの」は使用可能でしょうか。	概ね1年以内としますが、東京都が支障なしと認めた場合は、1年を超えるものも許容されます。
79	業務要求水準書(案)	17	第1	7	(1)	要求水準の変更理由	「特に必要と認められる」との判断は都と事業者の協議等によるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書の変更に関する事項については、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
80	業務要求水準書(案)	17	第1	7	(2)	要求水準の変更手続き	「変更手続き及び契約変更」には、事業費の増減が含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書の変更に関する事項については、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
81	業務要求水準書(案)	17	第1	7	(2)	要求水準の変更手続き	要求水準の変更により新たな費用が発生する場合は都が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書の変更に関する事項については、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
82	業務要求水準書(案)	18	第2			業務の基本方針	「本書で記載する要求水準について、技術的……積極的に要求水準の内容の変更を提案すること」とありますが、「入札時点において、技術的または経済的に優れた代替方法であると応募者が判断すれば、要求水準と異なる提案をしてよい」という理解でよろしいでしょうか。	要求水準の改善提案は受付ないこととします。
83	業務要求水準書(案)	18	第2	1	(2)	創意工夫による業務の実施	要求水準の内容の変更の提案についての具体的な方法・時期等についてご教示下さい。	要求水準書の変更に関する事項については、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
84	業務要求水準書(案)	18	第2	1	(2)	的確な業務の履行	「事業者は、本書及び基本設計図書の…」とありますが、「別紙26基本設計相当(平面図)」、及び「別紙27基本設計相当図(外構図)」は本書に含まれると考えてよいのでしょうか。また、「基本設計図書」とは、いつ、どのような形で提示されるのでしょうか、入札公告時なのでしょうか。	No.1をご参照ください。
85	業務要求水準書(案)	18	第2	1	(3)	業務の実施体制	総括技術者が行使できる事業者の権限とは具体的にどのようなものを想定されているかご教示願います。また、当該権限は、技術的な事項に限定されたもので、契約金額や維持管理・運営業務に関する事項は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	配置する技術者等の要件については、入札公告時に改めて示します。
86	業務要求水準書(案)	18	第2	1	(3)	業務の実施体制	総括技術者については、事業者の権限を行使できる者であれば、建設業務、設計業務又は工事監理業務を行う構成員、協力会社から選任しても差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。	配置する技術者等の要件については、入札公告時に改めて示します。
87	業務要求水準書(案)	18	第2	1	(3)	業務の実施体制	統括責任者、業務責任者の資格要件等はあるのでしょうか。ご提示願います。	配置する技術者等の要件については、入札公告時に改めて示します。
88	業務要求水準書(案)	18	第2	1	(3)	業務の実施体制	「また、総括技術者は、本業務の履行上に係る都との協議等において、事業者の権限を行使できる者とする。」とありますが、統括技術者は事業者の「あらゆる権限」を行使できるのでしょうか。	配置する技術者等の要件については、入札公告時に改めて示します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
89	業務要求水準書(案)	18	第2	1	(3)	業務の実施体制	総括技術者、業務責任者に関する資格要件等があれば、ご教示下さい。	配置する技術者等の要件については、入札公告時に改めて示します。
90	業務要求水準書(案)	18	第2	1	(3)	業務の実施体制	総括技術者は都との協議等において事業者の権限を行使できる者とする、とありますが事業者の権限を行使できる、とは具体的にどのような者を想定されているのでしょうか。(例:代表取締役等)	配置する技術者等の要件については、入札公告時に改めて示します。
91	業務要求水準書(案)	18	第2	1	(3)	業務の実施体制	事業者が定める総括技術者の業務の具体的な内容および求められる資格等があればご教示ください。	配置する技術者等の要件については、入札公告時に改めて示します。
92	業務要求水準書(案)	18	第2	1	(4)	業務の報告等	7日以内とは、7開庁日との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	業務要求水準書(案)	18	第2	1	(4)	業務の報告等	契約の履行状況等についての具体的な報告方法の仕様はあるのでしょうか。ご提示願います。	東京都建設工事標準仕様書に準じた取扱いとしますが、詳細は契約締結後に示すこととします。
94	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	施設構造	「閉鎖型施設」が満たすべき条件は、卸・仲卸売場、荷さばきスペースへの風雨、塵埃や害虫、鳥獣、小動物の侵入を防除することとあり、それ以外は特になしと理解してよろしいですか。	左記に加え、温度管理が含まれます。
95	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	食の安全・安心の確保	「HACCP」的な視点とありますが、清潔度についてのみ規定されていればよいのでしょうか。	衛生管理面における要求事項は、関連法令等を遵守するとともに、業務要求水準書(案)p.34～35に記載する事項を満たす必要があります。
96	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	食の安全・安心の確保	「「HACCP」的な視点から、」ということは厳密なHACCP準拠までは要求されていないとの解釈でよいですか？	No.95をご参照ください。
97	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	温度管理	「細菌性食中毒の発生予防及び鮮度劣化を防ぎ、商品価値を高めるため、食品特性に応じた温度管理が出来るように必要に応じて間仕切壁、カーテン等でゾーニング区画する」とありますが、使用する市場業者からの要望により区画する場合の費用負担についてご教示願います。	整備区分及び費用負担の方法の詳細については、入札公告時に示す予定です。
98	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	食の安全・安心の確保	食の安全・安心の確保のための温度管理を挙げられており、ゾーニング区画することだけが記載されていますが、管理するためには少なくとも測定、記憶、参照する必要があると考えます。これらは設備の監視・制御を行う中央監視装置で実現されると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
99	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	見学者などの入場制限	水産卸売場への見学者等の入場制限を行うとありますが、本施設への入場に関する考え方(セキュリティ)をご教示願います(施設利用者への入館許可証の発行、ゲート等による入館チェック等)	見学者への対応については、入札公告時に改めて示す予定です。
100	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	食の安全・安心の確保	見学者の水産卸売場への入場制限の記述がありますが、水産仲卸、青果棟への見学者対応についてはどのようにお考えでしょうか。	見学者への対応については、入札公告時に改めて示す予定です。
101	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	食の安全・安心の確保	見学者の入場制限については、水産卸売場以外の施設には制限がないという理解でよろしいでしょうか。	見学者への対応については、入札公告時に改めて示す予定です。
102	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	見学者などの入場制限	現在考えられている見学者対応の概要をお知らせ下さい。管理施設棟エントランスが見学者のメインアプローチとして考えて宜しいですか。また、説明パネル他の展示スペースは必要でしょうか。	見学者への対応については、入札公告時に改めて示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
103	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	見学者	豊洲新市場で想定される見学者の人数、頻度、時間帯、団体(小学校等)についてご教示ください。 また、築地市場における実績もご教示ください。	参考として、入札公告時に築地市場における見学者対応の実績を示します。
104	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	場内車輛	ターレ・フォークリフト等、場内小型運搬車両は、電動車にするとありますが、別紙5の業務分担表には具体的な分担が表記されておりません 車輛購入等は、都・市場業者が行うものと考えてよろしいでしょうか	ターレ・フォークリフト等の場内小型運搬車両は、市場業者等が必要に応じて購入します。
105	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	食の安全・安心の確保	場内の搬送は2600台のフォークリフト及びターレによる人手搬送と理解しますが、自動搬送などの合理化は考えないということでしょうか。 搬出入車両誘導をシステム化するのに、最もコストのかかる場内物流は人手というのは前近代的だと思いますがいかがでしょうか。	自動搬送装置の導入の可否については、市場業者等が判断します。
106	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	食の安全・安心の確保	イ 施設の安全対策 (ア)防災性の強化 文中の「主要な施設」とは具体的にどの施設でしょうか。	青果棟、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、連絡通路及び管理関連棟並びに、これらの施設が機能できる電気設備、給排水設備を含みます。
107	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	食の安全・安心の確保	(ア)防災性の強化にある災害時の生鮮食料品の都民への安定供給について、その具体的なオペレーション内容とはどのようなことをお考えですか？	入札公告時に示す予定です。
108	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	防災性の強化	地震、台風等の自然災害とは、海面上昇、津波、高潮等の浸水も考慮する必要性をお考えでしょうか。	海面上昇、津波、高潮等については防潮護岸整備により、対策が講じられています。
109	業務要求水準書(案)	19	第2	2	(1)	イ(ア)防災性の強化	地震、台風の自然災害時に対しても構造躯体、仕上及び設備が安全でかつ市場機能を維持できるものとすると思いますが、災害の具体的な規模等基準についてご教示下さい。	各適用法令及び基準に合致したものとする他、地震災害については、業務要求水準書(案)p.37構造設計に関する要求事項に示すとおりです。
110	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(2)	効率的な物流機能の構築	青果棟5街区、水産卸売場棟・水産仲卸売場棟を6・7に配置し、とありますが、それ以外には配置に関する提案は可能という理解でよろしいでしょうか。	不可とします。
111	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(2)	効率的な物流機能の構築	効率的な物流機能を構築するためには、市場業者整備施設との連携が必要になると思われます。p.30設計業務には市場業者との調整に関する記述がありますが、提案時は市場業者との整備する施設との調整は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(2)	効率的な物流機能の構築	専用搬出パスを利用し、駐車場での荷積みを行わないとありますが、小ロットの搬出においても全て搬出トラックパスより行うものと考えてよろしいでしょうか。	小ロットの荷積みは、水産仲卸売場棟2階駐車場、青果棟北側スペースにて行います。
113	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(2)	効率的な物流機能の構築	荷の搬入から仕分け、搬出までの作業を施設内で完結させる一貫物流を行うとありますが、別紙5-2物流搬送機器等の整備は、市場業者の範囲です 具体的な搬送機器の能力など、都・市場業者が考えている仕様を提示願います	No.105をご参照ください。
114	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(2)	流通の変化に対応出来る施設	「将来の流通変化に対応して、」とありますが、将来とはいつ頃のことを指すのでしょうか、PFIの事業期間中のことなのでしょうか。もし、PFIの事業期間中のことでしたら、SPCの事業計画に影響を及ぼす件となりますので、入札公告時に関係資料の公表があるとの考えでよろしいのでしょうか。	本施設の耐用期間中を対象期間として、適宜ご検討ください。
115	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(2)	流通の変化に対応出来る施設	「フレキシビリティに関する性能を確保する。」とありますが、「フレキシビリティに関する性能」とは、業務要求水準上どの様に考えればよろしいのでしょうか。事業者が提案をしたものが、要求水準の扱いになると考えてよろしいのでしょうか。	No.114をご参照ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
116	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(2)	効率的な物流機能の構築	市場業者が整備する商品管理システムと連携するとありますが、具体的な仕様の提示願います	商品管理システムの具体的な仕様は決定していません。事業者決定後に、本事業にて整備するシステムとの連携に関して協議します。
117	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(2)	情報システムの構築	車両誘導・駐車場管理システムは市場業者が整備予定の商品管理システムと連携することですが、現時点で想定されている商品管理システム納入業者はどのような会社でしょうか。また、相互システムの連携に伴う、トラブル対応について現時点でどのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	No.116をご参照ください。
118	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(2)	情報システムの構築	市場業者が整備する予定の商品管理システムと連携することになっておりますが、連携のための協議及び調整方法についての都の考え(都としての関与など)を具体的にご教示願います。	No.116をご参照ください。
119	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(2)	情報システムの構築	商品管理システムの内容についてご教示下さい。	No.116をご参照ください。
120	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(2)	効率的な物流機能の構築	情報システムの構築について、市場業者が整備する予定の商品管理システムと連携するとありますが、連携するための仕様などは事業者の判断に委ねられると判断してよろしいでしょうか。	No.116をご参照ください。
121	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(2)	効率的な物流機能の構築	オ 情報システムの構築 「市場業者が整備する予定の商品管理システムと連携する」とありますが、①市場業者のシステムが決定しているのであれば、その内容をご提示願えないでしょうか。 ②また、市場業者のシステムが本事業の事業者応募スケジュールに間に合わない場合、連携を考慮しない車両誘導・駐車場管理システムで入札するものと考えてよろしいですか。	①商品管理システムの具体的な仕様は決定していません。事業者決定後に、本事業にて整備するシステムとの連携に関して協議します。 ②連携を考慮したシステムとします。
122	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(2)	効率的な物流機能の構築	オ 情報システムの構築 「市場業者が整備する予定の商品管理システムと連携する」とありますが、連携作業に際しての事業者と市場業者との協議においては都が積極的に両者の意見調整を図っていただけるものと考えてよろしいですか。 また、システムの連携はあくまでも両者合意の上で行うものと考えてよろしいですか。	第1文については、東京都が必要に応じて協議に参加します。 第2文については、ご理解のとおりです。
123	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(3)	ア環境への配慮	「環境に配慮したまちづくりを目指し、環境面での諸計画・基準等を満たす…」とありますが、基準とは何をベースに考えればよいでしょうか。	ベースとする基準等は、業務要求水準書に記載された適用法令及び適用基準等を指します。
124	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(3)	環境への配慮	待機運転手への誘導・案内には、携帯電話を活用した誘導とありますが、携帯電話を必ずしも全員が所持しているとは限りませんので、携帯電話案内は絶対条件ではなく、案内表示による誘導も可能と考えてよろしいでしょうか	表示盤による誘導も可能と考えます。
125	業務要求水準書(案)	21	第2	2	(3)	イ騒音・振動対策	場内通路について保水性舗装を行うようにとのことですが、入札公告において場内通路の範囲または保水性舗装を行うべき範囲は明示されるのでしょうか。	外周通路は保水性舗装を基本とします。その他は応募者の提案に委ねます。
126	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(3)	騒音・振動対策	スピーカーを使用してはいけないという理解でよろしいでしょうか。	車両誘導・案内についてはスピーカーを使用しないものとします。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
127	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(3)	環境への配慮	環境への配慮のための省エネルギーを挙げられており、省エネルギー型設備システムの採用が記載されていますが、電力設備や空調設備などが単体で省エネルギー設計となっている場合の他に、運転制御によっても省エネルギーは実現されます。したがって、ここでいう省エネルギー型設備システムとは、設備の監視・制御を行う中央監視装置によっても実現されると理解してよろしいでしょうか？	省エネ制御システムを導入した上で、運転制御の面でも省エネルギーを実現するものとします。
128	業務要求水準書(案)	21	第2	2	(3)	環境への配慮	環境への配慮として省エネルギーが記載されておりますが、使用する熱源の種類を問わないとの認識で宜しいでしょうか？	使用する熱源の考え方については、入札公告時に示す予定です。
129	業務要求水準書(案)	21	第2	2	(1)	エ. 安全性の強化	隣接街区とは、5、6、7街区以外の街区でしょうか、それとも5、6、7街区内でも相互に日照確保に配慮することでしょうか。	5,6,7街区以外の隣接街区に配慮してください。
130	業務要求水準書(案)	21	第2	2	(3)	エ日照阻害	日照阻害の具体的基準等ございましたらご教示下さい。	再開発等促進地区内では、東京都日影規制条例の規制はありませんが、隣接街区に対し東京都日影規制条例の基準を満たすものしてください。
131	業務要求水準書(案)	21	第2	2	(3)	風害	周辺地区の想定範囲をご教示ください。また、風害への配慮と風害環境影響評価書における風環境との関係についてもご教示ください。	ご質問の事項につきましては、入札公告時に必要な情報を示す予定です。
132	業務要求水準書(案)	21	第2	2	(3)	光害	「夜間における周辺への光害」とありますが、想定される周辺の範囲があればお示しください。	有明地区、晴海地区、東雲地区及び豊洲地区の住宅地区に対する光害に配慮してください。
133	業務要求水準書(案)	20	第2	2	(3)	カ光害	主に隣接地区を対象に対策を実施し、海側は対象外と捉えてよろしいでしょうか。	No.132をご参照ください。
134	業務要求水準書(案)	21	第2	2	(3)	カ光害	光害の具体的基準等ございましたらご教示下さい。	適宜ご判断ください。
135	業務要求水準書(案)	21	第2	2	(3)	環境への配慮	キ 都市型水害対策 「近年頻発している集中豪雨時の浸水被害対策として、構内道路は保水性舗装、雨水利用のための雨水貯留施設の設置により、公共下水道への雨水流出の抑制を図る。」とありますが、公共下水道への雨水流出量の許容量は定まっているのでしょうか。 また、雨水は直接海へ放流してはいけないうのでしょうか。	具体的な排水方法等については関係諸官庁と協議してください。また、市場施設から直接海への放流は出来ません。
136	業務要求水準書(案)	21	第2	2	(3)	キ都市型水害対策	雨水貯留槽の容量の根拠をご教示下さい。	業務要求水準書(案)p.41(6)イ(ケ)記載条件によることとします。
137	業務要求水準書(案)	21	第2	2	(3)	ヒートアイランド対策	自然通風とありますが、「閉鎖型施設」の定義にもありますが、閉鎖型市場で自然通風を採用するということでしょうか？	売場は、閉鎖型施設で機械換気を行い、自然通風の採用をしないことを条件とします。
138	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	温暖効果ガスの排出抑制	運転者待機所の位置、設置数をご教示下さい。	4箇所以上で、適宜配置してください。
139	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	ケ温室効果ガスの排出抑制	運転者待機所の位置・数をご教示下さい。	No.138をご参照ください。
140	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	ケ 環境への配慮	運転者が車内待機のためアイドリングを行わないよう、運転者待機所を設ける、とありますが、別紙15には特に記載がありません。基本的に場所・規模などは提案に委ねられるという理解でよろしいでしょうか。	No.138をご参照ください。
141	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	コ. テレビ電波障害	隣接街区とは、5、6、7街区以外の街区でしょうか、それとも5、6、7街区内でも相互に電波障害の解消を図るということでしょうか。	隣接街区とは、5、6、7街区以外の街区です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
142	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	悪臭対策	廃棄物関連施設に設置する脱臭装置は全て市場業者が整備を行い、事業者は整備しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	整備区分の詳細については、入札公告時に示す予定です。
143	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	悪臭対策	廃棄物関連施設の脱臭対策は、市場業者が整備することでよろしいでしょうか。	整備区分の詳細については、入札公告時に示す予定です。
144	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	悪臭対策	脱臭設備は、市場業者等が整備を行うとありますが、設備の取合区分、スペース、用力対応等の資料をお願いします。	整備区分の詳細については、入札公告時に示す予定です。
145	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	悪臭対策	脱臭設備等は、廃棄物関連施設のみと考えてよろしいでしょうか。	整備範囲の詳細については、入札公告時に示す予定です。
146	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	廃棄物集積所	脱臭設備は設置する必要があるのでしょうか、また悪臭にたいする環境基準をどのように考えればよろしいでしょうか。	整備内容の詳細については、入札公告時に示す予定です。
147	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	廃棄物集積所	加工パッケージ等からの廃棄物は対象外と考えてよろしいでしょうか、また、関連施設からの廃棄物も別途と考えてよろしいでしょうか。	整備範囲の詳細については、入札公告時に示す予定です。
148	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	廃棄物関連施設の悪臭対策	10行上の(3)ーシの「悪臭対策」の内容と理解してよろしいでしょうか。	整備内容及び整備区分の詳細については、入札公告時に示す予定です。
149	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	廃棄物集積所	廃棄物の分別はどのように考えればよろしいでしょうか、また引き取り業者との折衝等は事業者の業務になるのでしょうか。	廃棄物の分別方法等については、入札公告時に示す予定です。
150	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	高調波抑制対策	「場内設備使用に伴い発生する高調波について対策を行う。」とありますが、事業者が設置する機器から発生する高調波について対策をすれば宜しいでしょうか。市場業者が設置する機器から発生する高調波抑制対策は市場業者が行うとの理解で宜しいですか。	本事業用地内の設備すべてに対しての対策を事業者整備範囲とします。
151	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	土壌汚染	土壌汚染に伴う費用は、本事業のサービス購入費には含まれず、別途費用の請求が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	土壌処理に関する事項の詳細については、入札公告時に示す予定です。
152	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	土壌処理	汚染土壌処理は「都環境確保条例」に基づいて適切に行うこととされていますが、建設工事に伴い自然由来により汚染土壌処理基準を上回った土壌を場外搬出する場合は、東京港埠頭公社が管理する「新海面又は中央防波堤外側処分場」へ持込可能なものとして理解して宜しいでしょうか。	土壌処理に関する事項の詳細については、入札公告時に示す予定です。
153	業務要求水準書(案)	22	第3	3	(3)	環境への配慮	土壌処理については、「都民・・・条例」に基づいて適切に処理するとありますが、都が実施した土壌汚染調査報告書などの関連資料の開示をお願いします また、土壌汚染に起因する工期遅延リスクは、都が負うものと考えてよろしいでしょうか	土壌処理に関する事項の詳細については、入札公告時に示す予定です。
154	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	千客万来施設	土壌汚染処理については、「エ土壌処理状況(P25)」に記載の通り都が全て実施し、事業者は汚染処理済みの土壌について、条例にもとづき適切に処理(残土処分等)を行うとの解釈でよろしいでしょうか。またその際に、AP+2.0m以深で処理基準の10倍未満の土壌汚染処理等が必要な場合の扱い(費用負担の区分等)についてもご教示下さい。	土壌処理に関する事項の詳細については、入札公告時に示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
155	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	棧橋の活用	「棧橋の活用による工事資材の搬出入を検討」とありますが、この場合、棧橋を先行整備し活用することでしょうか、それとも仮設棧橋を別途整備し活用することでしょうかご教示ください。	棧橋を先行整備して活用することを想定しています。
156	業務要求水準書(案)	22	第2	2	(3)	タ桟橋の活用	施設の引渡(平成24年3月)以前に工事期間中に棧橋を活用する場合、水域占有料は事業者が負担すべきでしょうか。	無償とする予定です。
157	業務要求水準書(案)	23	第2	2	(4)	景観への配慮	「まちづくりガイドライン」、「臨海景観基本軸の景観づくり基準」の詳細をお教えます。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
158	業務要求水準書(案)	23	第2	2	(4)	スカイライン形成	「当該街区内に部分的にランドマークとなる高層部分の導入を視野に入れる」とは、別途高層施設を提案するのではなく、管理棟を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、管理施設棟を指しています。
159	業務要求水準書(案)	23	第2	2	(4)	スカイライン形成	ランドマークとしての高層部分は、環境影響評価書上、どの程度まで可能かご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
160	業務要求水準書(案)	23	第2	2	(4)	道路等の公共施設、空地の整備、修景	壁面の後退は、環境影響評価書上、どこまで可能かご教示下さい。	壁面後退の制限については、当地区の再開発等促進区の都市計画で決定された制限に準拠してください。
161	業務要求水準書(案)	23	第2	2	(4)	道路等の公共施設、空地の整備、修景	「沿道建物の高さに応じて段階的に壁面後退を行う」とありますが、具体的な基準をお教えください。	NO.160をご参照ください。
162	業務要求水準書(案)	23	第2	2	(4)	建築物の形態、意匠	建築物の形態は、環境影響評価書上、どこまで変更が可能かご教示下さい。	環境影響評価の変更手続が必要ない範囲です。
163	業務要求水準書(案)	23	第2	2	(4)	ウ. 道路等の公共施設、空地の整備、修景	「豊洲地区全体の修景計画等と調和を計り…」とありますが、「豊洲地区全体の修景計画等」はいつ頃示されるのでしょうか。	今後公表予定の「豊洲地区まちづくりガイドライン」に豊洲地区全体の修景計画等の方向性が示されています。
164	業務要求水準書(案)	24	第2	2	(4)	景観への配慮	屋上駐車場部分への屋根、パーゴラ、太陽光パネルの設置とありますが、車両が見えないように、屋上駐車場全体に屋根等を設置することが前提条件でしょうか	車路などを除いた実際の駐車スペースが対象になります。
165	業務要求水準書(案)	24	第2	2	(4)	コ. 屋上駐車場	屋上駐車場の駐車スペース上部には、屋根・パーゴラ・太陽光パネル等を設け、とありますが、基本的に全ての屋上駐車スペースに屋根が必要ということでしょうか。	No.164をご参照ください。
166	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地のレベル	敷地測量図、高低測量図をご提示ください	入札公告時に示す資料にて適宜ご判断ください。
167	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地の状況	ア 敷地のレベル 「本敷地は、平均AP+4.0mの地盤面を平均AP+6.5mまで一次造成(盛土)している。」とありますが、この一時造成の実施時期をご提示願えないでしょうか。また、沈下履歴をご提示願えないでしょうか。	第1文については、入札公告時に示す予定です。第2文については、公表する予定はありません。
168	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	ア 敷地のレベル	一次造成はいつ頃を予定されていますか。	No.167をご参照ください。
169	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	土質の性状	一次造成(盛土)の土質定数をご提示ください。また、外構施設築造に対する有害な圧密沈下等はないものとしてよいかご提示ください。	第1文について、土質定数は示しません。第2文について、入札公告時に提示する一次造成時期からご判断ください。
170	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	土質性状	地盤調査報告書をご提示ください。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
171	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	土質柱状図	室内試験結果、液状化判定試験結果等の地盤情報がありましたらご教示願います。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
172	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地の状況	敷地内既設構造物について、別紙7以外の資料(位置図、その他の構造物資料)は公表されるのでしょうか また公表されない場合、適正な積算見積もりが実施できませんが、見積もった前提条件(入札前)を元に、精算(実施時)されると理解して宜しいでしょうか	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
173	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地内既存構造物	別紙7に示されました既存基礎構造物の撤去について建築との位置関係が詳細にわかりません。ご教示願います。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
174	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地内既存構造物	敷地内の全ての既存基礎構造物の正確な配置について、別紙7の既存地中構造物と別紙26の基本設計相当(平面図)との複合図により位置関係を詳細にご教示ください。	複合図を示す予定はありません。入札公告時に示す資料にて適宜ご判断ください。
175	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地の状況 ウ敷地内既存構造物	支障となる既存基礎構造物等は、事業者が撤去することとされており、また77頁に「都は…別紙に提示した既存建物の杭基礎など、合理的に推測できる瑕疵については責任を負わない。」とされ、別紙7に主要な既存地中構造物として既存構造物の設計図等が示されておりますが、そのうちのどの範囲が残置されているかを明示していただくとともに、これらを含めて現段階にて判明している地中障害物を表示した位置図をご提示ください。	No.174をご参照ください。
176	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地内既存構造物	「支障となる既存基礎構造物等」の判断は、別紙7、別紙26の複合図に基づく施工上の支障に限定して判断してよろしいですか。	No.174をご参照ください。
177	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	ウ敷地内既存構造物	既存地中構造物の配置図上での位置や箇所数等についてご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
178	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地内既存構造物	フーティング基礎及び杭の詳細な位置をご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
179	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地の状況	別紙7に主要な既存地中構造物が示されていますが、これ以外に発生した基礎の撤去については、都のリスクと考えてよろしいでしょうか	既存地中構造物位置及びそのリスク分担については、入札公告時に示す資料及び事業契約書(案)にてご確認ください。
180	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	施設内既存構造物	「本事業で整備する建築物等の構築にあたって、支障となる既存基礎構造物等は、事業者が撤去すること。」とありますが、公表資料外での既存基礎構造物等を撤去した場合の費用負担についてのお考えをお示しください。	No.179をご参照ください。
181	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	ウ敷地内既存構造物	実施方針のリスク分担表の用地リスクは都の負担とされていますが、別紙7に示された以外の地中障害物を撤去する必要が生じた場合の費用が都の負担という理解でよろしいでしょうか。	No.179をご参照ください。
182	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地内既存構造物	本事業で整備する建築物等の構築にあたって支障となる既存基礎構造物等を事業者が撤去することになっておりますが、これら構築に支障がなければ既存構造物を残置してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです、
183	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地の状況	ウ敷地内既存構造物 敷地内既存構造物の処分方法は定められているのでしょうか。 また、敷地内での再利用(再生砕石等)は可能と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
184	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	工土壌処理状況	土壌処理等(残土処分等)の検討に関し、都が実施済み、又は実施予定の土壌調査および対策結果の資料は入札説明書等で提示されると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に、必要な情報を示します。
185	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	工土壌処理状況	事業者の建設工事着手段階では、AP+2.0m以深の土壌については自然由来以外による汚染土壌処理基準を上回る物質、AP+2.0m以深の土壌については自然由来により汚染土壌処理基準の10倍以上を物質が含まれる土壌は存在しないと考えるよろしいでしょうか。	入札公告時に、必要な情報を示します。
186	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	土壌処理状況	AP+2.0m以浅の土壌について土壌処理を行っているとしていますが、土壌処理を行うにあたって事前に実施された土壌汚染状況調査報告書、および土壌処理後の汚染拡散防止完了報告書をご開示下さい。	開示する予定はありません。
187	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	土壌処理状況	自然由来により汚染土壌処理基準を上回った物質名、濃度、存在する場所の平面的位置、および深度についてご教示下さい。	入札公告時に可能な範囲の情報を示す予定です。
188	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	土壌処理状況	AP+2.0m以深の土壌は、自然由来により汚染土壌処理基準を上回る物質が存在する場所があるとされています。この他に、汚染土壌処理基準を超過する土壌、または通常の建設発生土として処分不可能な土壌(例えば油含有土壌)はないものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	工土壌処理状況	AP+2.0m以深で、処理基準の10倍未満の土壌を処理する必要がある場合には、実施方針のリスク分担表の用地リスクの分担に基づき都にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	土壌処理に関する事項の詳細については、入札公告時に示す予定です。
190	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	土壌処理状況	支障となる既存基礎構造物撤去に伴い土壌汚染が確認された場合の処理の費用負担についてのお考えをお示しください。	土壌処理に関する事項の詳細については、入札公告時に示す予定です。
191	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	土壌処理状況	処理基準の10倍未満の部分の土壌汚染に関しても、隠れたる瑕疵として東京都に瑕疵担保責任が存在すると思うということでもよろしいでしょうか。	土壌処理に関する事項の詳細については、入札公告時に示す予定です。
192	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	工土壌処理状況	上記に関連し、想定外の土壌汚染が発見された場合、又は条例に基づく処理以上の対応が求められた場合のリスクについては、リスク分担表の「用地リスク」の通り都が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	土壌処理に関する事項の詳細については、入札公告時に示す予定です。
193	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地の状況	土壌処理状況において、AP+2.0m以深で処理基準の10以上の土壌については処理を行っているとのことですが、10倍未満の処理に関してはどのような扱いになるのでしょうか。また、処理が必要な場合は関係法令等に準拠した検査記録が都から開示されると理解して宜しいでしょうか。	土壌処理に関する事項の詳細については、入札公告時に示す予定です。
194	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地の状況	AP+2.0m以深の処理基準10倍以上は都が処理するとありますが、10倍以下の原因物質の処理については、どのように考えているのかご教示下さい。また、事業者側が処理を行う場合、土壌汚染処理に起因し工期が遅延するリスクは、都が負うものと考えて宜しいでしょうか。	土壌処理に関する事項の詳細については、入札公告時に示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
195	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地の状況	都が実施する、地盤改良の範囲及び工法について、その内容は公表されるのでしょうか また、提案によりその範囲が変更になった場合、その対応は都が行うのでしょうか、事業者が行うのでしょうか	地盤改良の範囲、工法については、入札公告時に示す予定です。
196	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	地盤改良	液状化対策の地盤改良範囲・工法等及び対策後の引渡し条件をご提示ください。(舗装、植栽等への影響として)	地盤改良の範囲、工法については、入札公告時に示す予定です。
197	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	敷地の状況	オ 地盤改良 「外構部分(外周通路・パース周り等)の必要範囲については都で液状化対策を行う。」ということですが、その必要範囲(あるいは必要範囲の考え方)をご提示願えないでしょうか。 また、液状化対策の仕様をご提示願えないでしょうか。	地盤改良の範囲、工法については、入札公告時に示す予定です。
198	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	地盤改良	外構部分の地盤改良必要範囲及び方法を具体的に図面に表示願います。	地盤改良の範囲、工法については、入札公告時に示す予定です。
199	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	オ地盤改良	外構部分の必要範囲の地盤改良(液状化対策)は都で行う、とありますが、その液状化対策の予定される方法についてご教示下さい。また、建築物の基礎工との関連付けがありましたらご教示下さい。	地盤改良の範囲、工法については、入札公告時に示す予定です。
200	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	地盤改良	本体施設の基礎構造は、本書で示された調査地点図、柱状図を前提に設計をし、施工上、更なる補強等が必要となった場合には別途工事と考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に示す調査地点図、柱状図を前提に提案してください。
201	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	地盤改良	災害時の食料供給基地となった場合に、必要とされる機能等についてご教示下さい。	災害時における中央卸売市場の役割は、以下のとおりです。 ①生鮮食料品等の確保 ②調達物資の輸送 ③生鮮食料品の流通確保 ④広域輸送拠点 詳細については東京都中央卸売市場ホームページにて公表している『東京都中央卸売市場震災対策マニュアル』をご参照ください。
202	業務要求水準書(案)	25	第2	3	(1)	道路整備状況等	6街区と7街区の間に整備される補助315号線橋梁の上部工・下部工・基礎工の一般構造図がありましたら、ご提示ください。	入札公告時に必要な情報を示します。
203	業務要求水準書(案)	26	第2	3	(1)	道路整備状況等	環状2号線の朝潮埠頭・豊洲間の完成スケジュールをご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示します。
204	業務要求水準書(案)	26	第2	3	(1)	道路整備状況等	補助315号線豊洲・有明連絡通路(仮称)の年度別共用開始時期をご明示下さい。	入札公告時に必要な情報を示します。
205	業務要求水準書(案)	26	第2	3	(1)	力道路整備状況	補助315号線の豊洲6丁目部分に係る詳細な整備スケジュールをご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示します。
206	業務要求水準書(案)	26	第2	3	(2)	ア再開発等促進区	事業実施段階において、事業者が再開発地区等促進区に関わる手続(整備計画の策定/変更(見直し)等)を実施する必要はありますか。	必要となった場合は資料作成等を行ってください。
207	業務要求水準書(案)	26	第2	3	(2)	敷地の法的条件再開発等促進区	準拠すべき条件文中に「地区計画の運用基準」とありますが、詳細をお教え願います。	入札公告時に必要な情報を示します。
208	業務要求水準書(案)	27	第2	3	(3)	インフラ整備状況	下水(汚水・雨水)の縦断図または要所の管底高をご提示ください。	入札公告時に必要な情報を示します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
209	業務要求水準書(案)	27	第2	3	(3)	インフラ整備状況	インフラの縦断面図、またマンホールやカルバート等の構造物があればその図面もご提示願えないでしょうか。	入札公告時に必要な情報を示します。
210	業務要求水準書(案)	28	第2	4	(2)	敷地測量	敷地境界の確定がされている場合は、境界座標をご提示ください。	敷地境界は確定しておりませんが、入札公告時に必要な情報を示します。
211	業務要求水準書(案)	28	第2	4	(4)	インフラ整備状況調査	インフラ整備状況調査について、別紙10の補足として下記資料をご提供お願いします。 上 水:給水管の分岐位置、分岐サイズ、埋設深さ、 全ての分岐を使用してよいか (一敷地一引込でなくてよいか) 下 水:排水管の分岐位置、マンホール位置、(汚水) 分岐サイズ、埋設深さ 下 水:排水管の分岐位置、マンホール位置、(雨水) 分岐サイズ、埋設深さ ガ ス:分岐位置、埋設深さ 電 力:分岐位置、管路深さ 電 話:電話線ルート、分岐位置	入札公告時に必要な情報を示します。
212	業務要求水準書(案)	28	第2	4	(5)	土壌調査	都が作成する「拡散防止計画書」は、いつ公表していただけるのでしょうか。	ご質問の計画書については、事業者の工事着手前に示す予定です。
213	業務要求水準書(案)	28	第2	4	(5)	土壌調査	『拡散防止計画書』等は、入札公告時に公表されると考えて宜しいでしょうか	No.212をご参照ください。
214	業務要求水準書(案)	28	第2	4	(5)	土壌調査	都の実施予定の地歴調査、土壌調査、拡散防止計画の実施スケジュールをご教示願います。	公表する予定はありません。
215	業務要求水準書(案)	28	第2	4	(5)	土壌調査	事業者が行う「当該拡散防止計画書等に基づく必要な施工に伴う措置」を具体的にご教示ください。	入札公告時に必要な情報を示します。
216	業務要求水準書(案)	28	第2	4	(5)	土壌調査	事業者は、当該拡散防止計画書等に基づき必要な施工に伴う措置を行うと記述されていますが、その場合の費用はPFI事業費には含まれていないものとの理解でよろしいでしょうか。	費用負担の考え方については、入札公告時に示す予定です。
217	業務要求水準書(案)	28	第2	4	(5)	土壌調査	事前調査として行われる土壌調査の結果、または建設工事の過程において土壌汚染等が発見された場合、その処理については都の負担にて行うと考えてよろしいでしょうか。	費用負担の考え方については、入札公告時に示す予定です。
218	業務要求水準書(案)	29	第2	5	(2)	設計協議	「設計業務は、都の担当者及び関係機関と連絡調整を行ないながら」とありますが、「関係機関」とは、具体的に何を示しているのでしょうか。	関係諸官庁等を指します。 なお、業務要求水準書(案)p.30「(3)その他留意事項」もご参照ください。
219	業務要求水準書(案)	29	第2	5	(2)	イ設計協議	設計業務は、都の担当者及び関係機関とありますが、この関係機関とはどのような機関を指していますか。 また連絡調整を行いながら打ち合わせ協議を行い、と記載されていますが、協議体の形態と開催のサイクル等の具体的なお考えをご教示ください。	第1文については、No.218をご参照ください。 第2文については、事業者が必要に応じて適宜行ってください。
220	業務要求水準書(案)	29	第2	5	(2)	設計業務	都の要求による設計変更については、その費用負担について事業契約に定めるとの記述がありますが、設計変更により生ずる維持管理・運営費の変更についても、認めていただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細については、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
221	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	市場業者整備施設設計者との協議・調整	市場業者が整備する冷蔵庫棟等の設計者と協議・調整するとありますが、想定される冷蔵庫棟等の整備スケジュールをご教示下さい	事業スケジュールについては、入札公告時に改めて示します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
222	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	ア市場業者整備施設設計者との協議・調整	市場業者整備施設設計者はもとより、市場業者等との調整が必要となった場合は、基本的には都が対応すると考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)p.30にて示すとおり、東京都は必要に応じて調整等の協議に参加します。
223	業務要求水準書(案)	30		5	(3)	その他留意事項	市場業者等整備施設設計者との協議・調整が必要となった場合に都が協議に参加するとありますが、東京都殿が想定されておられる仲裁機能について具体的にご教示賜れば幸甚でございます。	事業者、市場業者等及び都による協議会等を想定しています。
224	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	検討会等への資料作成	都が別途行う検討会その他協議会等で使用される資料作成とありますが、都が想定されています会の開催数及び必要資料の内容等についてご教示下さい	入札公告時に必要な情報を示します。
225	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	検討会等の資料作成	「検討会その他協議会」の現在想定されている、回数や頻度をご教示いただけませんか。	入札公告時に必要な情報を示します。
226	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	検討会等の資料作成	「都が別途行なう検討会その他協議会等」とは、具体的には何を示すのでしょうか。	入札公告時に必要な情報を示します。
227	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	イ検討会等の資料作成	都が行う検討会その他協議会等との記載がありますが、具体的な協議体の形態と開催のサイクル等の具体的なお考えをご教示ください。	入札公告時に必要な情報を示します。
228	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	環境影響評価に必要な資料等	都が行われる環境影響評価手続きのスケジュールをご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示します。
229	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	環境影響評価に必要な資料等	「都が行う環境影響評価の変更手続に必要な資料等」とは、具体的にはどの範囲をさすのでしょうか。	変更内容に応じ適宜必要な資料等を指します。
230	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	豊洲地区まちづくりガイドライン	「豊洲地区まちづくりガイドライン運用会議(仮称)」により設計変更を実施する必要がある場合、その変更に関わる費用は都の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、費用負担の考え方については、入札公告時に示す事業契約書(案)及び業務要求水準書にてご確認ください。
231	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	豊洲地区まちづくりガイドライン	「豊洲地区まちづくりガイドライン運用会議(仮称)」の設置が遅れた場合、会議に諮ることなく着工が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	「豊洲地区まちづくりガイドライン運用会議(仮称)」は、平成19年度末に設置されます。
232	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	豊洲地区まちづくりガイドライン	「豊洲地区まちづくりガイドライン」は、都にて閲覧・入手等できるのでしょうか。	入札公告時に必要な情報を示します。
233	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	外構設計に関する事項	歩行者デッキの計画にあたり、道路管理者及び株式会社ゆりかもめとの協議については、本提案書提出前より各参加事業者が実施するものと考えてよろしいでしょうか	提案段階における協議は行いません。
234	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	外構設計に関する事項	「環状2号線地下横断道路・・・、各施設管理者と事前協議を行い」とありますが、落札者が決定する前に協議することについて何らかの制約を設けられるお考えはあるのでしょうか。道路管理者及び警察等の関係機関、周辺地権者、区画整理事業者等、「ゆりかもめ」管理者等に対する事前協議についても、お考えをお示ください。	No.233をご参照ください。
235	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	オ外構設計に関する事項	ゆりかもめ新市場前駅舎の改造に関し、所有区分・管理区分等についての事前協議を当該管理者等と行うことはできますか。	No.233をご参照ください。
236	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	外構設計に関する事項	歩行者デッキと新交通システム「ゆりかもめ」新市場駅舎との接続に伴う駅舎改造にかかる設計・施工費用は都が本事業とは別途負担するとの理解でよろしいでしょうか。	駅舎改造に伴う設計・施工費用は、本事業費に含まれます。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
237	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	オ外構設計に関する事項	「ゆりかもめ」駅舎の改造を伴うとのことですが、これに要する費用は考慮しないでよろしいでしょうか。	No.236をご参照ください。
238	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	その他留意事項 オ 外構設計に関する事項	歩行者デッキとゆりかもめ新市場前駅舎との接続により発生する駅舎改造工事およびその費用負担は、本事業範囲外と理解してよろしいでしょうか。	No.236をご参照ください。
239	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	外構設計に関する事項	歩行者デッキと民間施設との連絡橋について接合部の施工の費用はPFI事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	接合部の施工費用は本事業費に含まれます。
240	業務要求水準書(案)	30	第2	5	(3)	その他留意事項	オ 外構設計に関する事項 ゆりかもめ等近接構造物の構造及び近接施工に関する制限条件をご提示願えないでしょうか。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
241	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	施設構造、構成等	青果棟・構造-平床方式 とありますが、トラックバースと卸売場が段差のない方式と考えてよろしいでしょうか？	1階についてはご理解のとおりです。 2階については、高床方式を想定しています。
242	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	イ(ア)施設構造、構成等	青果棟に「空調熱源等のエネルギー施設を設置する」との記述がありますが、エネルギー施設は5街区と6+7街区の各々に別系統で設けるということでしょうか。	熱源に関する事項の詳細については、入札公告時に示す予定です。
243	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	施設構造、構成等	都が想定されている、飲食店舗、ターレ修理業店舗、現場事務所、見学者用諸室、物販販売店舗、管理施設棟各諸室等の、スタッフ数及び面積をご教示下さい	面積については、入札公告時に示します。なお、スタッフ数を公表する予定はありません。
244	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	施設構造、構成等	水産仲卸売場棟の地階のターレ置き場は何台収容を見込めばよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)別紙15にて示したとおり、900台のスペースを想定しています。
245	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	施設構造、構成等	水産仲卸売場棟の地階の建築概要をご教示願います。	水産仲卸売場棟の地階の建築概要については、入札公告時に必要な情報を示す予定です。
246	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	施設構造、構成等	水産卸売場棟、水産仲卸売場棟の構造で高床方式とありますが、これはトラックバースと売場との間に、固定式でプラットホーム状に約1mの段差があると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
247	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	イ 売り場施設 (ア)施設構造、構成等	水産卸売場棟の見学者通路において ①見学者通路整備の目的 ②見学者の属性 ③見学者通路に求められる機能 に関して想定されているものがありましたら、ご提示願います。	見学者への対応については、入札公告時に改めて示す予定です。
248	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	施設構造、構成等	水産仲卸売場棟-施設構成、2階西側の大半のスペースは小型車駐車場と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、4t車も駐車可能な構造を想定しています。
249	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	施設構造、構成等	連絡通路-構造-高床方式、とありますが、水産卸売場棟高床部分と水産仲卸売場棟高床方式部分を連絡する、GL+約1mの高さの通路と考えてよろしいでしょうか？	ご質問の件につきましては、入札公告時に改めて示します。
250	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	イ(ア)施設構造、構成等	連絡通路の構造は閉鎖型・高床式とありますが、どういった構造なのか具体的にご教示下さい。	ご質問の件につきましては、入札公告時に改めて示します。
251	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	施設構造、構成等	連絡通路-施設構成、低速車輛はなんですか？フォークリフトと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
252	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	施設構造、構成等	連絡通路-施設構成、ターレ走行1レーンの幅員は何mと考えればよろしいでしょうか？ お教えてください。	幅員2mを想定しています。
253	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	施設構造、構成等	連絡通路-施設構成、低速車輛走行1レーンの幅員は何mと考えればよろしいでしょうか？	No.252をご参照ください。
254	業務要求水準書(案)	33	第2	5	(4)	イ(ア)施設構造、構成等	「連絡通路」は水産卸売場棟と水産仲卸売場棟との間に設けるとの記述がありますが、青果棟と管理施設棟又は水産仲卸売場棟との間には不要でしょうか。	不要です。
255	業務要求水準書(案)	34	第2	5	(4)	衛生管理での要求事項	清潔ゾーン、準清潔ゾーン、一般ゾーンを別紙26基本設計相当図中に色分け図示してください。	色分け図を示す予定はありません。
256	業務要求水準書(案)	34	第2	5	(4)	卸売場及び仲卸売場の衛生管理面での要求事項	通常汚染ゾーンに分類される施設(荷さばきスペースなど)を”一般ゾーン”と区別する必要はありませんか。	業務要求水準書(案)p.34にて示すとおりですが、荷さばきスペースは準清潔ゾーンのみとします。
257	業務要求水準書(案)	34	第2	5	(4)	卸売場及び仲卸売場の衛生管理面での要求事項	卸売場内の陳列場所の段差とありますが整備主体と建築概要をご教示願います。	施設の床面は段差のない構造とします。陳列場所の整備区分は入札公告時に示します。
258	業務要求水準書(案)	34	第2	5	(4)	衛生管理での要求事項	売場全体内に段差を設ける、とありますが、段差設置の考え方及び段差数値・範囲等をお教えてください。	No.257をご参照ください。
259	業務要求水準書(案)	34	第2	5	(4)	衛生管理での要求事項	卸売場に段差をつけるとありますが、段差は鮮魚のみ(7街区のみ)と考えてよろしいでしょうか？	No.257をご参照ください。
260	業務要求水準書(案)	34	第2	5	(4)	衛生管理での要求事項	水産仲卸売場の陳列場所は、別紙26-1階の線で囲まれた場所と考えてよろしいでしょうか？ 平面、断面の参考スケッチがありましたら、ご提示ください。	陳列場所については、入札公告時に示す予定です。
261	業務要求水準書(案)	34	第2	5	(4)	衛生管理での要求事項	仲卸売場の陳列場所は、別紙26-1階の線で囲まれた場所と考えてよろしいでしょうか？	陳列場所については、入札公告時に示す予定です。
262	業務要求水準書(案)	34	第2	5	(4)	その他の留意事項	衛生管理上の配慮項目として、仲卸店舗ごとのシャッターなどで区画という記述がありますが、シャッターはあくまで例であり、これを事業者が整備することを意味していないという理解でよろしいでしょうか。	整備範囲及び整備区分については、入札公告時に改めて示す予定です。
263	業務要求水準書(案)	34	第2	5	(4)	イ(イ)卸売場及び仲卸売場の衛生管理面での要求事項	仲卸店舗内における、隔壁や消毒施設、ペーパータオルといった、あくまでも衛生ゾーンを確保するために必要となる工事、備品等も事業範囲内でしょうか。	仲卸店舗内は事業範囲外となりますが、整備範囲及び整備区分の詳細については、入札公告時に示す資料にてご確認ください。
264	業務要求水準書(案)	35	第2	5	(4)	換気	売り場内は、ばい煙、蒸気等の排除設備を設けるとあるが、どの程度の量が、どの範囲からでるのか資料をお願いします。	ばい煙、蒸気は想定しないこととします。
265	業務要求水準書(案)	35	第2	5	(4)	連絡通路に関する留意事項	補助315号の断面をご提示願います。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
266	業務要求水準書(案)	35	第2	5	(4)	イ(ウ)連絡通路に関する留意事項	必要な消火設備を設置すること、あらかじめ所轄消防署と協議を行うこと、と記載がありますが、提案時はどのような扱いとすればよろしいでしょうか。	関係法令に基づき、必要な消火設備の設置を計画してください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
267	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	連絡通路に関する留意事項	「*各橋脚と連絡して点検できるよう～」とは、占用部分の屋根上を利用してもよろしい、ということでしょうか、GLレベルでないといけなのでしょうか、お教えてください。	入札公告時に図面を示します。
268	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	連絡通路に関する留意事項	「*～各橋脚への車両進入経路～」がありますが、連絡通路部分は高床方式でGL+約1mとなっております。点検車両進入はGL+1mでよろしいでしょうか？GLレベルでの進入が必要でしょうか？お教えてください。	入札公告時に図面を示します。
269	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	屋上緑化	水産仲卸棟屋上緑化に伴い、千客万来施設とのデッキによる回遊性の確保とありますが、デッキの施工時期に関する条件がありましたらご教示願います(千客万来施設整備スケジュール等)	事業スケジュールについては、入札公告時に改めて示します。
270	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	屋上緑化	6街区の屋上緑化広場は都民への開放空間とありますが、管理・運営主体についてのお考えをお示しください。	維持管理・運営事業者について、事業者は業務要求水準書(案)にて示した業務を行います。
271	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	屋上緑化	屋上緑化を行う場合には、市場業者整備施設及び千客万来施設等も含めること。との記述がありますが、上記の施設概要の提示はなされるとの理解でよろしいでしょうか。また、上記の施設内容が変更され、事業者が提案した緑化計画が変更された場合の各種処理については都が行っていただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	緑化計画に関する事項については、入札公告時に示す予定です。
272	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	屋上緑化	「緑化計画を行う際には、市場業者整備施設及び千客万来施設等も含めること」とありますが、整備主体の異なる両施設についても、どのような位置付けでPFI事業者が緑化計画を行うことを想定されているのでしょうか。	緑化計画に関する事項については、入札公告時に示す予定です。
273	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	建築設計に関する要求水準	入札提案段階では他の施設計画が未確定なため市場業者整備施設及び千客万来施設も含めた緑化計画をつくることは不可能です。提案時には事業者が適切と考える緑化計画を提案し、他の施設計画が確定する際に、本事業の施設整備範囲で緑化計画の変更が生じた場合に必要な増加費用は都にご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	緑化計画に関する事項については、入札公告時に示す予定です。
274	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	イ(エ)屋上緑化	市場業者整備施設及び千客万来施設の屋上緑化整備は、事業範囲に含まないと考えてよろしいでしょうか。	緑化計画に関する事項については、入札公告時に示す予定です。
275	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	管理施設棟	管理棟内の水産物部卸事務所内の間仕切り壁の整備主体は、市場業者側という理解でよろしいでしょうか。	PFI事業者の整備としています。数量については業務要求水準書(案)別紙15を参考に提案願います。
276	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	管理施設棟	別紙26 基本設計相当図では1階南半分が吹抜けになっています。管理施設は別紙11によりますと11階が設計されています。各階の基本設計相当図をご提示ください。	管理施設棟の基本設計相当図面については、入札公告時に示す予定です。
277	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	建築設計に関する要求水準 エ 立体駐車場棟	待機駐車場については、6街区のみ地上部で取りきれない台数を立体駐車場とするとありますが、別紙26 基本設計相当(平面図)においては千客万来施設に接したL型の通勤駐車場棟と加工パッケージ施設に挟まれた立体駐車場がそれであると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	付属施設	警備員詰所の設置箇所として「原則、各場内出入口には設ける。」こととされておりますが、「各場内出入口」とは具体的に何処になるのでしょうか？図面等で場所をお示し願います。	入札公告時に必要な情報を示します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
279	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	廃棄物中間集積所	臭気対策を講じる整備主体は、事業者側と読めますが、要求水準書P.22 第2 2項 (3)シにある廃棄物関連施設と廃棄物中間集積所の違いをご教示願います。	整備範囲及び整備区分については、入札公告時に改めて示す予定です。
280	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	オ(エ)廃棄物中間集積所	「配水管や汚水槽等の清掃に伴い発生する汚泥を一時集積するための汚泥タンクを各街区に適宜設ける」と記載されていますが、具体的にどのような設備を想定していますか。	各街区ごとに3～4㎡程度の密閉容器を想定しています。
281	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	連絡ブリッジ	連絡ブリッジは、具体的にどの部分を指しているのでしょうか。 また、歩行者デッキの基準に準拠すると記述されていますので、土木構造物と考えてよろしいでしょうか。	第1文については、入札公告時に改めて示します。 第2文についてはご理解のとおりです。
282	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(4)	建築設計に関する要求水準 オ 付属施設	連絡ブリッジについて、本事業で整備を行う施設と民間施設(市場業者整備施設、千客万来施設)をつなぐものも、その設計、建設および維持管理は本事業範囲と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
283	業務要求水準書(案)	37	第2	5	(5)	架構	機能性を考慮しスパンは18m内外とありますが、基本設計にて検討した内容は公表されるのでしょうか	公表する予定はありません。
284	業務要求水準書(案)	37	第2	5	(5)	基礎	地盤沈下対策を行うようにありますが、事業敷地での沈下履歴がございましたらご教示願います。	No.167をご参照ください。
285	業務要求水準書(案)	37	第2	5	(5)	イ 基礎	液状化対策について、例えば350galで液状化させないなど、具体的な基準はありますでしょうか。	設計者の判断として、地震時における液状化の発生の可能性及びその程度を評価し、上部構造へ及ぼす影響をできるだけ少なくする対策を講じてください。
286	業務要求水準書(案)	37	第2	5	(5)	基礎	既存基礎杭等が、新設杭の基礎構築に支障となる場合は適切な処理を行うこととなっておりますが、支障がない場合は残置可能と理解して宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
287	業務要求水準書(案)	37	第2	5	(5)	ウ 荷重条件	耐震性能について、長周期地震への対応を考慮する必要はありますでしょうか。	適宜ご検討ください。
288	業務要求水準書(案)	37	第2	5	(5)	荷重条件	構造設計条件に示された地震荷重の用途係数の意味は、一次設計の地震荷重の割増と考えればよろしいでしょうか。レベル2で1.25というのは地震力が基準法の1.25倍なのか、耐震強度が1.25なのかをご指示ください。	「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」の構造体Ⅱ類、重要度係数(I)1.25とします。
289	業務要求水準書(案)	37	第2	5	(5)	ウ 荷重条件	地震荷重に関して、「給排水施設」の用途係数が1.25となっていますが、給排水施設とは具体的にどの部分を示しているかお知らせ下さい。(受水槽や給水ポンプなどの建築設備の耐震仕様につきましては、イ設備全体の要求水準(ア)共通事項の6番目にも記述があります。)	No.106の回答に示す範囲とします。
290	業務要求水準書(案)	37	第2	5	(5)	環境条件	耐用年数に応じた躯体の耐久性を要求されていますが、各建物の想定耐用年数をご教示願います。	各建物とも大規模修繕不要予定期間を65年とします。
291	業務要求水準書(案)	37	第2	5	(5)	エ 環境条件	「耐用年数に応じた躯体の耐久性を確保すること」とありますが、耐用年数はどのように想定されているのでしょうか。	No.290をご参照ください。
292	業務要求水準書(案)	37	第2	5	(5)	エ 環境条件	建築物の想定すべき耐用年数についてご教示下さい。	No.290をご参照ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
293	業務要求水準書(案)	37	第2	5	(5)	環境条件	当該計画地に於ける環境条件(塩害や海水の影響等)が確認されていれば公表願います	適宜ご判断ください。
294	業務要求水準書(案)	37	第2	5	(5)	オその他	“許容される変形量”等のクライテリアは、P.14で示される諸基準に準じた値と考えてよろしいでしょうか。 または特別に配慮すべきクライテリア等ありましたらご教示下さい。	第1文については、ご理解のとおりです。 第2文については、想定していません。
295	業務要求水準書(案)	37	第2	5	(5)	オその他	搬出入車両の走行振動対策について、振動障害を判定する具体的な基準はありますでしょうか。	具体的な基準はありませんが、事務室などの居室環境等に配慮した提案を行ってください。
296	業務要求水準書(案)	38	第2	5	(6)	整備区分	事業者と市場業者との整備区分が生じる設備に関し、責任区分についての判断基準がありましたらご教示願います。	整備区分については、入札公告時に改めて示す予定です。
297	業務要求水準書(案)	38	第2	5	(6)	整備区分	別紙14に示す事業者及び市場業者の設備整備区分表に関し、具体的な工事区分、容量等仕様の公表をお願いします 例えば、集中熱源設備について、低温卸し売場、仲卸・関連店舗、事務所の制御盤を含む集中熱源設備(市場業者)とありますが、各機器容量を考慮した電源確保や、必要な冷媒管配管スペース、屋外機設置スペース等、提案前提条件が必要となります また、工事区分(責任分界点)の明確化も必要です	取り合い条件及び整備区分については、入札公告時に改めて示す予定です。
298	業務要求水準書(案)	38	第2	5	(6)	電力設備	事業者が設置する電力供給フィーダー盤から、市場業者整備施設であるサブ電気室までのケーブル敷設は、市場業者整備対応とあるが、ケーブル敷設のための電気室内ケーブルラック等のルート、サブ電気室までの地中管路等の計画も、市場業者整備工事と考えてよいのか。	取り合い条件及び整備区分については、入札公告時に改めて示す予定です。
299	業務要求水準書(案)	38	第2	5	(6)	通信設備	市場業者整備施設の通信設備に関して、PFI事業者と市場業者との整備分岐点をご教示願います。	整備区分については、入札公告時に改めて示す予定です。
300	業務要求水準書(案)	38	第2	5	(6)	電力設備	事業者が設置する電力供給フィーダー盤において、市場業者整備施設であるサブ電気室までのケーブル敷設用のフィーダー設定について、資料をお願いします。	入札公告時に必要な情報を示します。
301	業務要求水準書(案)	36	第2	5	(6)	空調及び熱源施設	市場業者等が知事より使用指定又は使用許可を受けた施設とは、具体的には市場業者が使用料を支払い賃貸借している事務所、売場、店舗等との理解で宜しいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、具体的な範囲については、入札公告時に示します。
302	業務要求水準書(案)	38	第2	5	(6)	空調及び熱源設備	「知事より使用指定又は使用許可を受けた施設」についてご教示願います。	No.301をご参照ください。
303	業務要求水準書(案)	38	第2	5	(6)	ア整備区分	排水処理施設については、別紙14にて市場業者整備に含まれておりますが、本施設の排水に関しても必要に応じてこの施設を利用すると考えてよろしいでしょうか。排水処理の考え方をご教示下さい。	市場業者整備区分の排水処理設備は使用できないものと考えてください。
304	業務要求水準書(案)	38	第2	5	(6)	ア(ウ)消火設備	消火ポンプと水源について、各街区別とするか又は全街区一括とするかは、維持管理などを勘案して、事業者側で適宜判断してよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)p.38「(6) ア(ウ)消火設備」にをご参照のうえ、適宜ご計画ください。
305	業務要求水準書(案)	38	第2	5	(6)	ア整備区分	インフラの引き込みについては、一部のインフラについて記載がありますが、その他のインフラについての考え方、並びに市場業者整備施設や千客万来施設との関係(基準法上の敷地と建物の扱いなども含めて)についてご教示ください。	千客万来施設については、すべて別引き込みとなります。 市場業者整備施設との取り合い条件及び整備区分については、入札公告時に示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
306	業務要求水準書(案)	38	第2	5	(6)	設備全体の要求水準	7街区管理施設棟が全街区の設備に対して求められる機能・能力について具体的にご教示願います。	入札公告時に改めて示す予定です。
307	業務要求水準書(案)	38	第2	5	(6)	ア 整備区分 (ア)電力設備 (エ)空調及び熱源設備	特別高圧受変電設備及び集中熱源設備は、管理施設棟1箇所にまとめて配置する方針と考えてよろしいでしょうか。	特別高圧受変電設備は、管理施設棟1箇所です。集中熱源設備については、入札公告時に改めて示す予定です。
308	業務要求水準書(案)	38	第2	5	(6)	ア 整備区分 (ア)電力設備	各施設の設備容量は、別紙16-1～8に記載の想定負荷密度に面積を乗じた容量と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細については、入札公告時に示す予定です。
309	業務要求水準書(案)	38	第2	5	(6)	電力設備 通信設備	市場業者が整備するサブ電気室の数、設備容量、電話回線等について、条件をご提示下さい。(サブ電気室への供給フィーダー数及び端子盤対数等規模設定に必要なため)	ご質問の件については、入札公告時に示す予定です。
310	業務要求水準書(案)	39	第2	5	(6)	イ(ア)共通事項	「設備機器類は屋内設置型のものを採用する」とありますが、これは「屋内設置機器に関しては」すべてそのような仕様(屋内設置型)とする、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	業務要求水準書(案)	39	第2	5	(6)	共通事項	本計画に使用する配線及びケーブル類はエコケーブルを基本とするとありますが、使用割合若しくは使用エリア等をご教示下さい	原則すべてエコケーブルを使用してください。ただし、エコ仕様のないものは除きます。
312	業務要求水準書(案)	39	第2	5	(6)	給水設備	雑用水として雨水再利用、排水再利用と有りますが、雨水再利用施設と排水再利用施設は計画地内部に設置するのでしょうか、それとも外部に設置されるのでしょうか。	計画地内とします。
313	業務要求水準書(案)	39	第2	5	(6)	給水設備	排水再利用設備を採用することは必須条件でしょうか。	必須条件とします。
314	業務要求水準書(案)	39	第2	5	(6)	給水設備	用途及び使用者ごとに給水メータを設置とありますが、使用者とは卸売業者、仲卸業者等、全ての事務所・店舗等に設けるものと考えてよろしいでしょうか	整備範囲の詳細については、入札公告時に示す予定です。
315	業務要求水準書(案)	39	第2	5	(6)	給水設備	給水系統、用途及び使用者ごとにメータを設置するとありますが、具体的な系統、用途について資料をお願いします。	整備内容の詳細については、入札公告時に示す予定です。
316	業務要求水準書(案)	39	第2	5	(6)	給水設備	施設用途ごとの時間給水量が把握できるように、給水管の分岐等により施設用途が異なる箇所に給水を行う部分については、バルス発信機能を有するメータとありますが、ここで記述されている施設用途とは、別紙19のエリアと考えてよいですか。	整備範囲及び整備内容の詳細については、入札公告時に示す予定です。
317	業務要求水準書(案)	39	第2	5	(6)	イ 設備全体の要求水準 (イ)給水設備	海水の供給は不可能でしょうか。可能であれば、仕様、条件を教えてください。	想定はしていませんが、提案することを妨げません。ただし、導入にあたっては、食品衛生面と施設への塩害による影響に留意し、都と用途、使用場所並びに塩害対策について協議・調整する必要があります。
318	業務要求水準書(案)	39	第2	5	(6)	給水設備	水産物の「鮮度の保ち」は、上水を使用することよりも、海水を使用する方が、はるかに「鮮度の保ちはいい」と聞いているが、「海水の提供」に関しては、配管計画等も含め、何ら考慮することは、必要としないのか？ お教え下さい。	ご質問の趣旨での海水利用については、本事業の対象外です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
319	業務要求水準書(案)	40	第2	5	(6)	給湯設備	給茶用、湯沸室用、更衣室用等の給湯について、想定される使用量、使用人員、使用ピーク、使用時間(朝昼夜深夜等)について、資料をお願いします。	公表する予定はありません。
320	業務要求水準書(案)	40	第2	5	(6)	イ 設備全体の要求水準(オ)排水設備	廃棄物集積所のコンテナ等の洗浄はリサイクル施設で行い、洗浄排水の処理はリサイクル施設で行うものと考えてよろしいでしょうか。	廃棄物集積所において、市場業者等がコンテナ等の洗浄を行います。
321	業務要求水準書(案)	40	第2	5	(6)	イ 設備全体の要求水準(オ)排水設備	海水の排水について考慮の必要はあるでしょうか。あれば、仕様、条件を教えてください。活魚売り場で使用及び排水される海水の想定量、活魚輸送車両からの排水の対処方法の考え方を教えてください。	6・7街区の売場棟では、海水の排水を想定してください。活魚売場の海水排水想定量については示す予定はありません。活魚輸送車両からの排水は、活魚売場で行うものと想定しています。
322	業務要求水準書(案)	40	第2	5	(6)	ガス設備	ガス設備は、空調熱源および非常用発電機設備に限り採用可能とありますが、別紙17機械設備各室諸元表の中で、ガス設備別途表記されているものがありますが、ガス引込に際して、想定している量について資料を提示願います。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
323	業務要求水準書(案)	40	第2	5	(6)	ガス設備	ガス設備は、空調用熱源及び非常用発電機設備に限り、採用可能との記載がありますが、省エネのための常用発電機の採用は可能でしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
324	業務要求水準書(案)	40	第2	5	(6)	イ(カ)ガス設備	「ガス設備は空調用熱源及び非常用発電機設備に限り採用可能」との記述がありますが、これは「局所的な給湯や調理用としてはガスを使わない」という意味であると解釈してよろしいでしょうか。それとも常用発電機やコージェネは採用禁止ということでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
325	業務要求水準書(案)	41	第2	5	(6)	雨水利用・排水再利用設備	雨水再利用設備、排水再利用設備を設置する場合、対象とする水量および水質データをご提示ください。	水量については、業務要求水準書(案)p.41(ケ)記載条件によることとします。水質データについては、入札公告時に必要な情報を示す予定です。
326	業務要求水準書(案)	41	第2	5	(6)	イ 設備全体の要求水準(ケ)雨水利用・排水再利用設備	排水再利用設備は街区毎に設置する方針と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
327	業務要求水準書(案)	41	第2	5	(6)	イ 設備全体の要求水準(ケ)雨水利用・排水再利用設備	屋上の駐車場部分は雨水集水対象から除外する方針と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	業務要求水準書(案)	41 (21)	第2	5	(6)	イ 設備全体の要求水準(ケ)雨水利用・排水再利用設備	屋上緑化部分は雨水集水対象から除外する方針と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
329	業務要求水準書(案)	41	第2	5	(6)	イ(ケ)雨水利用・排水再利用設備	再利用設備とは、中水設備を設けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	業務要求水準書(案)	41	第2	5	(6)	イ(ケ)雨水利用・排水再利用設備	前提となっている集水面積と年間集水量をご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
331	業務要求水準書(案)	41	第2	5	(6)	イ(ケ)雨水利用・排水再利用設備	「上水代替率を15%以上を目安にする」ことの確認のため、施設全体の用途別水使用量の実績値、原単位(㎡あたり、店舗あたり等)をご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
332	業務要求水準書(案)	41	第2	5	(6)	換気設備	臭気を効果的に除去とありますが、脱臭設備は別途工事と考えて良いでしょうか。換気設備を本工事とし、排気を脱臭設備と取合いをすると考えて良いでしょうか。	整備範囲及び整備区分については、入札公告時に改めて示す予定です。
333	業務要求水準書(案)	41	第2	5	(6)	コ. 空調換気設備	地下ターレ置場とありますが、5街区青果エリアにはフォーク、ターレ置場は不要なのですか？	荷さばきスペース、売場等に置くことを想定しています。
334	業務要求水準書(案)	42	第2	5	(6)	建築施設	別紙26-2 管理施設2階平面図に熱源機械室が表現されていますが、これは本建物に熱源を設置する場合の例と考えてよろしいですか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
335	業務要求水準書(案)	42	第2	5	(6)	水産物卸売場の空調・換気	別紙18参照として各室空調温度設定表に温度に記載がありますが、この温度設定の許容範囲があればご教示ください。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
336	業務要求水準書(案)	42	第2	5	(6)	空調・換気	水産卸売場、青果卸売場において、低温売場は市場業者が整備するとありますが、建築施設の中で低温売場ゾーンについてお示しください。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
337	業務要求水準書(案)	42	第2	5	(6)	イ(コ)d①ii)低温卸売場及び保管スペース	「低温化設備を市場業者等が整備する」との記述がありますが、事業者側範囲としては外気取入口と外気ダクトを整備するまでとし、以降の低温空調設備については市場業者等が整備するという解釈でよろしいでしょうか。また青果卸売場も同様でしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
338	業務要求水準書(案)	42	第2	5	(6)	空調・換気	市場業者が整備する熱源、空調設備用の必要用力は、別紙資料の諸元に含まれていると考えてよいですか。また、設置のためのスペース、取合についての資料をお願いします。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
339	業務要求水準書(案)	42	第2	5	(6)	空調・換気	市場業者等が設置する設備について、想定される設備仕様について資料をお願いします。ダクト、熱源、電源、制御等、および、設置スペース、基礎等の取合工事区分が分かるもの。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
340	業務要求水準書(案)	42	第2	5	(6)	空調・換気	別紙17機械設備各室諸元表の中で、厨房設備別途表記されているものがありますが、厨房設備に必要な設備(給気設備、排気設備、脱臭設備、消火設備等)も含めて、別途工事と考えて良いですか。	ご理解のとおりです。
341	業務要求水準書(案)	42	第2	5	(6)	d.空調換気	青果卸売場等の温湿度制御について、湿度制御は別紙18の数値以上の間違いではないのでしょうか。	湿度制御については、ご指摘のとおりです。
342	業務要求水準書(案)	43	第2	5	(6)	管理施設棟の空調・換気	管理施設棟の空調・換気は熱源設備より冷(温)熱の供給を受けて行うとの記載がありますが、中央熱源方式とすることが前提条件でしょうか。施設全体の省エネ効果を検討した上で、個別方式を採用することは可能でしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
343	業務要求水準書(案)	43	第2	5	(6)	イ(コ)gその他室等の空調・換気	ターレ置き場は6街区地下にしかありませんが、青果棟には設置しないとの理解でよろしいでしょうか。またフォークリフトの置場も同様でしょうか。	No.333をご参照ください。
344	業務要求水準書(案)	43	第2	5	(6)	その他室等の空調・換気	ターレ、フォークリフトの台数は明記してありますが、想定される車仕様、稼働率についての資料をお願いします。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
345	業務要求水準書(案)	43	第2	5	(6)	イ(コ)gその他室等の空調・換気	ターレ及びフォークリフトの1台当りの機器発熱量を教えてください。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
346	業務要求水準書(案)	43	第2	5	(6)	設備設計に関する要求水準	設備の監視・制御を行う中央監視装置が、(サ)自動制御設備の項と、(ス)電力設備の項に記載されていますが、同一のものと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
347	業務要求水準書(案)	44	第2	5	(6)	エレベーター設備	水産仲卸場棟、水産卸売棟に設置するスロープ搬送機スペックを開示願います	主としてターレによる搬送を想定しています。
348	業務要求水準書(案)	44	第2	5	(6)	エレベーター設備	表にある最大物流量の算定根拠をご教示ください。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
349	業務要求水準書(案)	44	第2	5	(6)	エレベーター設備	人荷用のエレベーターについて、ターレ、又は、フォークリフトの運搬が可能とありますが、想定しているターレ、フォークリフトの重量仕様について資料をお願いします。また、荷を載せて無い状態と考えて良いか。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
350	業務要求水準書(案)	44	第2	5	(6)	エスカレーター設備	6街区設置のエスカレーターは3Fから1Fの仲卸売場までとなっておりますが、管理方法と管理責任の所在をご教示ください。また一般人の仲卸店舗への立ち入りに制限をするのでしょうか。併せてご教示ください。	詳細については、入札公告時に示します。
351	業務要求水準書(案)	45	第2	5	(6)	a 特別高圧受変電設備 b サブ変電設備	「本市場全体の受電は特別高圧(66kV)で一括受電し、各サブ変電設備へは6.6kV2回線で供給する」と解釈しており、特別高圧受電設備から5街区、6街区に設置のサブ変電設備への高圧幹線(その他防災・監視・通信等の配線を含む)は道路を横断すると考えられますが、横断箇所について具体的にご提示下さい。	7階区～5街区は環状2号線地下横断道路を経由するルートとします。 7街区～6街区は6～7街区連絡通路を経由するルートとします。
352	業務要求水準書(案)	45	第2	5	(6)	イ(ス)bサブ変電設備	管理施設内特高変電設備から青果棟に至るルートをご教示ください。	7階区～5街区は環状2号線地下横断道路を経由するルートとします。
353	業務要求水準書(案)	45	第2	5	(6)	サブ変電設備	将来の負荷増に対して、設備容量が増加できるスペースを設けるとありますが、どの程度の想定をすればよいか、資料をお願いします。	設備容量の20%を想定してください。
354	業務要求水準書(案)	45	第2	5	(6)	非常用発電設備	ガスタービン方式以外の方式を採用提案することは可能でしょうか。	ガスタービン方式を採用してください。
355	業務要求水準書(案)	45	第2	5	(6)	c 非常用発電設備	「ガスタービン方式とし、燃料は中圧ガスにて確保する。(ただし、消防法上必要であればA重油・軽油・灯油などの液体燃料との併用となるシステムとする。)」とありますが、消防法上液体燃料が必要か否かは未決定と解釈して宜しいでしょうか。また、液体燃料の要否確認については都が消防と協議されると考えて宜しいでしょうか。	液体燃料との併用は必要と想定しています。
356	業務要求水準書(案)	45	第2	5	(6)	非常用発電設備	非常用発電設備稼働時における、発電時間をご教示下さい	中圧ガスを燃料としているため、中圧ガスの供給がある限り、発電が可能と考えています。
357	業務要求水準書(案)	45	第2	5	(6)	イ(ス)c非常用発電機	非常用発電機の連続運転時間をご教示下さい。	No.356をご参照ください。
358	業務要求水準書(案)	45	第2	5	(6)	非常用発電設備	年度末定期点検作業に伴う停電において、点検作業に影響のない供給検討とありますが、具体的な点検作業項目、停止する機器、動かす機器について、資料をお願いします。	点検作業項目は関係法令および維持保全業務標準仕様書に準拠してください。特別高圧受変電設備の点検にあたっては構内全体停電が発生しますが、冷蔵庫棟については発電機を稼働させて電力を供給し、停電時間を最低限に抑えるよう計画してください。
359	業務要求水準書(案)	45	第2	5	(6)	イ 設備全体の要求水準 (ス)電力設備 c 非常用発電設備	非常用発電設備は、管理施設棟1箇所にとまめて配置する方針と考えてよろしいでしょうか。	応募者の提案に委ねます。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
360	業務要求水準書(案)	45	第2	5	(6)	イ(ス)c非常用発電機	7街区非常用発電機1300kWの概略内訳がありましたがご教示下さい。	冷蔵庫棟の電源とします。
361	業務要求水準書(案)	46	第2	5	(6)	中央監視設備	監視機能の詳細について、別紙20に明記してありますが、空調機、ファン等の設備について、機器の大小に関係なく全て対象とすると考えるのでしょうか、それとも、ある基準以上のものについて対応すると考えるのでしょうか、資料をお願いします。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
362	業務要求水準書(案)	46	第2	5	(6)	中央監視設備	電力系について、移転内容は、受電遮断機の入切、電流電圧、継電器動作、故障警報等とありますが、具体的に一覧リストの資料をお願いします。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
363	業務要求水準書(案)	46	第2	5	(6)	イ 設備全体の要求水準 (ス)電力設備 f 中央監視設備	6,7街区については管理施設棟の防災センターにて監視・制御を行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
364	業務要求水準書(案)	46	第2	5	(6)	検針設備	使用者ごとに区分して、電力・上水等の使用量把握とありますが、「等」に該当する具体的な項目提示をお願いします。	「等」とは、空調用熱量及び中水を指します。
365	業務要求水準書(案)	46	第2	5	(6)	検針設備	検針エリア区分について、別紙19に明示してありますが、検針エリア区分は、表内のエリア欄に表記されているところでよいですか。表記されている同一エリアで複数必要な場所があれば、資料をご提示願います。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
366	業務要求水準書(案)	47	第2	5	(6)	コンセント設備	高容量の負荷については、手元開閉器の設置とありますが、具体的にいくら以上の機器と考えれば良いですか。	20A以上のものを高容量とし、手元開閉器を設けるものとする。
367	業務要求水準書(案)	49	第2	5	(6)	外部電源設備	待機スペースの指定は事業者が決定してよろしいのでしょうか、また計画駐車台数に待機車両台数を含めてよろしいのでしょうか。	大型車両の駐車スペース内に適宜計画してください。なお、計画駐車台数は待機車両台数を含めます。
368	業務要求水準書(案)	49	第2	5	(6)	外部電源設備	対象を大型及び中型車となっていますが、具体的な想定容量について資料をお願いします。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
369	業務要求水準書(案)	49	第2	5	(6)	通信設備	荷捌きスペースの内線電話の管理はPFI事業には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	業務分担の詳細については、入札公告時に示す予定です。
370	業務要求水準書(案)	49	第2	5	(6)	内線電話設備	「内線電話から車両誘導システムへの・・・入力データを・・・移報する機能を有すること」とありますが、内線電話の使用者及び入力内容等について具体的にご教示願います。	内線電話の使用者は市場業者です。また、入力内容はバース番号及び業者番号として、プッシュ信号数桁程度を想定しています。
371	業務要求水準書(案)	49	第2	5	(6)	内線電話設備	「外線電話から入退場管理システムへの・・・入力データを・・・移報する機能を有すること」とありますが、外線電話の使用者及び入力内容等について具体的にご教示願います。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
372	業務要求水準書(案)	49	第2	5	(6)	設備設計に関する要求水準	「b内線電話(インターホン)設備」として「各街区荷さばきスペースに20台ずつ(計60台)」と記載され、車両誘導システムと連携した機能が必要であることも記載されています。一方、64頁・第2・5・(8)において記載されている「車両誘導・駐車場管理システム」の業務要求水準は「例示」であり、協議の上、内容を変更出来ると記載されています。記載されている「車両誘導・駐車場管理システム」の内容を変更した場合、内線電話に関する先の要求水準も変更できるのでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
373	業務要求水準書(案)	49	第2	5	(6)	イ(セ)c構内情報通信網設備	管理棟メイン光パッチ盤から青果棟メイン光パッチ盤までのルートをご教示下さい。	環状2号線地下横断道路を経由するルートとします。
374	業務要求水準書(案)	50	第2	5	(6)	構内情報通信網設備	街区毎に光パッチ盤、各建物内については、中間光リパッチ盤を敷設し、必要箇所まで配管配線とありますが、具体的に必要カ所が分かる系統図、一覧表の資料をご提示願います。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
375	業務要求水準書(案)	50	第2	5	(6)	通信設備	ITV設備の監視モニターはすべての警備員詰所に設置することとされていますが、各街区の防災センターには必要ないと理解して宜しいのでしょうか	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
376	業務要求水準書(案)	50	第2	5	(6)	通信設備	ITV設備は交通監視を目的とした設置が要求されていますが、卸売場内や駐車場等に防犯を目的としたITVの設置は必要ないとの認識で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
377	業務要求水準書(案)	50	第2	5	(6)	通信設備 ITV設備	各ゲートに設置のカメラは、各街区や管理等防犯センターに表示させる必要はあるのか？また、各防災センターでの録画は必要か？	詳細については、入札公告時に示します。
378	業務要求水準書(案)	51	第2	5	(6)	g.入荷量表示装置	表示装置はセリ場、セリ室各所とありますが、何台必要になりますか。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
379	業務要求水準書(案)	51	第2	5	(6)	入荷量表示装置	入荷量表示装置を作動させるためのデータ入力(もしくは作動させるための操作)は市場業者側が行うと理解してよろしいですか。	予定数量等のデータ入力は、市場業者等が行います。
380	業務要求水準書(案)	51	第2	5	(6)	入荷量表示装置	主要機器の入力データ管理ソフトは都が支給し、インストール、ソフト調整は事業者が行うとの記述がありますが、ソフト調整とはどのような作業・内容なのかご教示ください。	詳細については、入札公告時に示します。
381	業務要求水準書(案)	51	第2	5	(6)	主要機器の仕様	都が支給するソフト(入力データ管理、管理、予定数量入力、表示制御)の瑕疵、不具合の修正、バージョンアップ、新OS等への対応費用については東京都負担と考えてよいでしょうか？	詳細については、入札公告時に示します。
382	業務要求水準書(案)	52	第2	5	(6)	防犯設備	センサー等の警戒装置が設置出来るように空配管を行うこととされておりますが、センサー等の防犯システムは本事業範囲外との認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
383	業務要求水準書(案)	52	第2	5	(6)	防犯設備	事業者から機械警備の提案を行う事は可能か？	保安警備業務の要求水準から、原則として有人警備とします。
384	業務要求水準書(案)	52	第2	5	(6)	防犯設備	空配管は、どの部屋を目標に行うのか？部屋単位で完結するシステムを想定しているのか？	利用者単位で完結するシステムとします。
385	業務要求水準書(案)	52	第2	5	(6)	防犯設備	空配管を行った後の防犯装置は誰が設置するのか？また、警報発生時の対応は事業範囲外か？	防犯装置設置については、各室の利用者の整備区分とします。 各室の利用者が整備した防犯装置の警報発生時の対応は事業範囲外ですが、緊急事態発生時の対応については業務要求水準書(案)P.113「(ウ)秩序・衛生の保持、安全の確保」をご参照ください。
386	業務要求水準書(案)	52	第2	5	(6)	防災センター	本施設の中の「○」表記の設備工事は市場業者等が整備する設備、および、市場業者整備施設と千客万来施設についての監視対応のための各防災機器との工事区分について資料をご提示願います。	整備区分の詳細については、入札公告時に示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
387	業務要求水準書(案)	45	第2	5	(6)	非常放送設備	本施設の中の「○」表記の設備工事は市場業者等が整備する設備、および、市場業者整備施設と千客万来施設の各施設との非常放送設備の工事区分について資料をご提示願います。	整備区分の詳細については、入札公告時に示す予定です。
388	業務要求水準書(案)	52	第2	5	(6)	防災設備 防災設備	各防災センターに移報した東京都整備以外の防災警報発生時の対応は、事業者側警備員はどこまでの対応を行うのか？	発報現場(受信盤設置場所)への駆けつけ、関係各所などへの通報などです。
389	業務要求水準書(案)	53	第2	5	(7)	ア歩行者デッキ	基本設計計算書および基本設計図面をご教示下さい。	業務要求水準書(案)別紙27-1、27-2に基本設計相当図面の歩行者デッキ全体一般図を示しています。基本設計計算書は提示いたしません。
390	業務要求水準書(案)	53	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	ア 歩行者デッキ 「耐用年数:設計供用期間は、施設供用開始後100年間とする」となっていますが、50年が妥当ではないでしょうか。	業務要求水準書(案)に記載のとおり、100年とします。
391	業務要求水準書(案)	53	第2	5	(7)	ア歩行者デッキ	耐用年数100年については、メンテナンスフリーでは無く、適切な維持管理(メンテナンス)により耐用年数を満足するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
392	業務要求水準書(案)	53	第2	5	(7)	ア歩行者デッキ	ゆりかもめ市場駅に関する設計計算書および設計図面をご教示下さい。	設計計算書及び設計図面は提示しませんが、入札公告時において、必要な情報を示す予定です。
393	業務要求水準書(案)	53	第2	5	(7)	歩行者デッキ	デッキ上の建築限界 「デッキ上の建築限界は2.7mを確保する」とありますが、デッキは屋根等の構造体を含んで2.7m以内に納める、と考えてよろしいでしょうか？断面スケッチ等で解説をお願いいたします。	路面から高さ2.7mの範囲内は歩行者の通行の安全を確保する建築限界であるため、この中には諸施設(照明施設、高欄、屋根等)は設けない計画としています。業務要求水準書(案)別紙27-2もご参照ください。
394	業務要求水準書(案)	53	第2	5	(7)	ア歩行者デッキ	入札時の設計に必要な当該地点のポーリングデータをご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
395	業務要求水準書(案)	53	第2	5	(7)	ア歩行者デッキ	支柱設置位置についての制約条件をご教示下さい。	業務要求水準書(案)別紙27-1を前提に提案してください。
396	業務要求水準書(案)	53	第2	5	(7)	歩行者デッキ	「防風施設」の基本設計図がありましたら、ご提示ください。	基本設計相当図は提示しません。防風施設の形状等は提案事項とします。
397	業務要求水準書(案)	53	第2	5	(7)	歩行者デッキ	デッキ上に屋根(シェルター)荷重を考慮するとありますが、デッキ上全長にわたり屋根(シェルター)を設けると考えてよろしいでしょうか	全長にわたり屋根を設置することを想定しています。
398	業務要求水準書(案)	53	第2	5	(7)	歩行者デッキ	デッキその他施設にデッキ上に屋根(シェルター)加重を考慮することと記述されておりますが、屋根を設置するということによろしいでしょうか。	No.397をご参照ください。
399	業務要求水準書(案)	53	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	ア 歩行者デッキ 施工中に環状2号線及び補助315号線の部分的な車線規制は可能でしょうか。	部分的な車線規制は可能であると想定していますが、詳細は実施設計時の関係機関との協議によります。
400	業務要求水準書(案)	53	第2	5	(7)	ア歩行者デッキ	施工期間中は環状2線、補助315号線を閉鎖しない計画とするとありますが、桁架設時の一時的な通行止めは許可されますか。	No.399をご参照ください。
401	業務要求水準書(案)	54	第2	5	(7)	外周道路	耐用年数に関し、「供用状況を踏まえ、路面の平滑性、排水性を維持できる設計耐用年数とする」とありますが、予想される供用状況について具体的にお示しください。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
402	業務要求水準書(案)	54	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	イ 外周道路 舗装性能「CBR及び交通量の確認」とありますが、それらの数値については提示していただけるのでしょうか。	交通量については、入札公告時に必要な情報を示す予定です。CBRIについては、入札公告時に示すボーリングデータを参考としてください。
403	業務要求水準書(案)	54	第2	5	(7)	外周通路	各街区の出入口設置箇所が示されておりますが、ここで示されている出入口の場所は、要求水準書(案)別紙リスト別紙22情報システム関係資料22-14Pに示されている場内案内板の場所と理解して宜しいでしょうか？	概ねご理解のとおりですが、詳細については、入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
404	業務要求水準書(案)	54	第2	5	(7)	外周通路	交差点への流出、流入の車数について、都が行った交通シミュレーション結果を公表願います	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
405	業務要求水準書(案)	54	第2	5	(7)	交差点・出入口	外周道路の交差点・出入口の交通量推計をご提示ください。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
406	業務要求水準書(案)	54	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	イ 外周道路 交差点・出入口「交差点への流出、流入の車線数は交通量推計を基に設計を行う。」とありますが、この設計条件である交通量推計は各交差点ごとに提示していただけるのでしょうか。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
407	業務要求水準書(案)	54	第2	5	(7)	交差点・出入口	「交差点への流出、流入の車線数は、交通量推計を基に設計を行う」とは、都が公表する交通量推計を基に事業者が設計を行う、と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
408	業務要求水準書(案)	54	第2	5	(7)	歩道	「歩道については別途検討を行い決定する。」とは、入札公告時までに都で要求水準を確定し提示するとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
409	業務要求水準書(案)	54	第2	5	(7)	歩道	「出入口、場内を含め歩道については別途検討を行い決定する。」とありますが、応募者には、いつ、どのような状態で公表されるのでしょうか。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
410	業務要求水準書(案)	55	第2	5	(7)	駐車場、バース、接続道路	表の計画バース数で、5街区が必要バース数に対して2倍以上の確保となっておりますが、理由があればご教示ください。	計画バース数以上を確保してください。
411	業務要求水準書(案)	55	第2	5	(7)	ウ 駐車場、バース、接続道路	必要バース数、必要駐車台数の算定根拠をご教示下さい。	必要バース数、必要台数の根拠は提示しない予定です。計画バース数、計画駐車台数以上としてください。
412	業務要求水準書(案)	55	第2	5	(7)	駐車場	「駐車場数、バース数は規定の数量(計画数)以上を確保する。」とありますが、対象となる車両の概要は別途提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
413	業務要求水準書(案)	55	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準ウ 駐車場、バース、接続通路	計画バース数と計画駐車台数が示されておりますが、別紙26 基本設計相当(平面図)に示された駐車台数を数えて判断すると、計画駐車台数には計画バース数欄で示された台数が含まれていると考えますが、正しいでしょうか。	バース数は駐車場台数に含まれません。
414	業務要求水準書(案)	55	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準ウ 駐車場、バース、接続通路	5街区の計画駐車台数749台について、別紙26 基本設計相当(平面図)に示された台数を数えて判断すると、5街区の南東に位置する通勤駐車場棟(市場業者整備施設)の地上1階部分の駐車台数(小トラック72台、小90台)が含まれていると考えますが、正しいでしょうか。また、この場合、市場業者が整備する通勤駐車場棟の下部に駐車場を整備することとなりますが、その設計、建設および維持管理は本事業範囲でしょうか。	5街区の計画駐車台数には、5街区南東に位置する駐車場1階部分の駐車台数が含まれます。なお、詳細については入札公告時に示す要求水準書にてご確認ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
415	業務要求水準書(案)	55	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	ウ 駐車場、パース、接統通路 安全対策「夜間における車両の通行及び駐車を安全かつ円滑に行えるよう照明設備を設けること」とありますが、照度についての指定はございますでしょうか。	東京都の基準(道路工事設計基準)では、道路は5～30LX、駐車場は2～30LXに設定されています。この基準を基に、市場の特性を考慮し適切な値を提案してください。なお、パースは50LXに設定しています。
416	業務要求水準書(案)	56	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	エ 環状2号線地下横断道路 施工済みのボックスカルバートの構造についてご提示願えないでしょうか。	入札公告時に構造図を示す予定です。
417	業務要求水準書(案)	56	第2	5	(7)	工環状2号線地下横断道路	入札時の設計に必要な当該地点のボーリングデータをご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
418	業務要求水準書(案)	56	第2	5	(7)	構造	埋設支障物(コンクリート護岸、捨石等)の有無を十分確認して、とありますが、旧護岸の位置と構造のわかる資料があればご提示ください。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
419	業務要求水準書(案)	56	第2	5	(7)	勘定2号線地下横断道路	項目のその他に記載されている各出入口とは具体的に何処になるのでしょうか？図面等で場所をお示し願います。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
420	業務要求水準書(案)	56	第2	5	(7)	工環状2号線地下横断道路	基本設計計算書および基本設計図面をご教示下さい。	入札公告時に、地下横断道路の躯体構造図を示す予定です。 基本設計計算書の公表はいたしません。
421	業務要求水準書(案)	56	第2	5	(7)	工環状2号線地下横断道路	入札時の設計に対し、各施設に関わる規制条件をご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
422	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について耐用年数50年とありますが、保証期間は何年でしょうか。	適正な維持管理のもと、耐用年数を満足するものとします。
423	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について耐用年数50年とありますが、鉄筋コンクリート中の鉄筋の発錆開始が完成後50年時点であるとの理解でよろしいでしょうか。	物理的な耐用年数を意味し、構造物を構成する材料が腐食、風化などの作用を受けて、必要な材料強度を維持できなくなる年数として50年としています。
424	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、本体構造物は50年耐用としての設計ですが、杭や係船柱など鋼材の塗装、覆装、電気防食については、メンテナンスフリーではなく、適切な維持管理(メンテナンス)により耐用年数を満足するものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
425	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、通常ゴム防舷材などの防衛設備の耐用年数はゴムの劣化や船舶の異常接岸により50年未満であるため、防衛設備は耐用年数50年の対象外としてよろしいでしょうか。	No.424をご参照ください。
426	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	棧橋及び取付道路	耐震性能について、設計地震動は、事業者との協議により設定するものとありますが、提案時における上記設計地震動の考え方についてご教示願います。	重要度係数を1.5として得られる水平震度と、地震応答解析による水平震度を基に、設計地震動を設定しています。 地震応答解析においては、地震動を「地域防災計画上の想定地震動」、「既往最大地震」、「活断層を震源とする地震」の3つの地震動を基に、設定しています。
427	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	レベル1地震の設計地震動をご教示下さい。	「H11年度版港湾基準」のp.263をご参照ください。
428	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	レベル2地震の設計地震動をご教示下さい。	No.427をご参照ください。
429	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	レベル2地震を考慮する施設としての棧橋及び取付道路における耐震仕様は、「耐震強化施設」、「準耐震強化施設」のどちらでしょうか。	平成11年度版港湾基準における「耐震強化施設」を想定しています。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
430	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	オ 棧橋及び取付道路 棧橋の上部構造物に対して許容水平変位(接岸時、地震時)は設定されているでしょうか。	地震時が断面決定ケースとなり、その際の許容水平変位量は30cm程度を目安としています。
431	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準 オ 棧橋及び取付道路	地震動作用時に施設に要求される所定の性能は、(事業者決定後に)事業者との協議により適切に設定するとありますが、入札時提案内容に影響があるため、その性能の要求水準を明確にご提示いただく必要があると考えますが、いかがでしょうか。	No.430をご参照ください。
432	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	性能	棧橋の上載荷重としては、荷役車両が考えられますが、荷重条件としては、取付道路と同様にB活荷重で宜しいでしょうか。また、棧橋の付帯設備として、荷役用揚重設備を考える必要がありますか。必要があるとすれば、棧橋の上載荷重としなければなりませんので、荷役用揚重設備の仕様をご提示ください。	第1文については、ご理解のとおりです。第2文、第3文のご質問の付帯設備は想定しなくて結構です。
433	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、荷役クレーンのアウトリガー反力や走行荷役車両の荷重など、荷役車両の使用条件及び棧橋上の上載荷重の条件をご教示下さい。	No.432をご参照ください。
434	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	性能	棧橋を利用する、車両の種類、台数、動線をご提示ください。	車両の種類、台数については、関係機関と協議の上、設定することとなります。動線は、棧橋上を2車線として対面交通するような動線となります。
435	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	性能	棧橋の諸元については、「港湾の施設の技術上の基準」(社)日本港湾協会)によると、6,000DWTずばりの規定ではありませんが以下のとおりです(船種:貨物船)。 ・5,000DWT:(長さ)130m、(水深)7.50m ・8,000DWT:(長さ)160m、(水深)9.00m 6,000DWTのバースの長さは、これらの範囲の中に入ると考えられますが、棧橋の供用後の使用上から、設定されておられるということで、与条件という理解でよろしいですか？	対象船舶は、以下を想定しています。 活魚船(200GT) マグロ船(400GT) RO-RO船(6,000DWT) ＜仮設棧橋供用時＞ 貨物船(1,000DWT) 与条件という理解で結構です。
436	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、6,000DWT船舶の船種は、平台船などの着桟は考慮せず、貨物船のみとしてよろしいでしょうか。	No.435をご参照ください。
437	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、最小対象船舶の諸元をご教示下さい。	No.435をご参照ください。
438	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	オ 棧橋及び取付道路 性能 棧橋係留の対象船舶として水産廃棄物の積出船を想定する必要はありますか。	想定していません。
439	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	安全対策	「性能」欄の対象船舶は、接岸される最大級の船舶を基に設定されたものと思料しますが、「安全対策」欄にもありますように、船舶が棧橋本体に直接接触しないようにするためにも、想定される船舶の船種や大きさのレンジ及び着船頻度をご提示ください。	平成27年度での予定船舶数は、活魚船(200GT)700隻/年、マグロ船(400GT)155隻/年、RO-RO船(6,000DWT)165隻～240隻/年を想定しています。
440	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	オ 棧橋及び取付道路 対象船舶の接岸速度をご提示願えないでしょうか。	最大船舶は、RO-RO船(6,000DWT)で、15cm/sec、最小船舶は、活魚船(200GT)で、30cm/secです。
441	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、最大及び最小対象船舶の設計接岸速度をご教示下さい。	No.440をご参照ください。
442	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	オ 棧橋及び取付道路 現況の外周護岸構造及び棧橋設置部付近の深浅図を提示していただけないでしょうか。また、設計水深を提示していただけないでしょうか。	業務要求水準書(案)別紙27-6を参照ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
443	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	オ 棧橋及び取付道路 波浪条件をご提示願えないでしょうか。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
444	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、親水護岸前面に位置する棧橋の計画天端高が低く、棧橋床版の揚圧力による照査が必要だと思われるため、棧橋に対する設計波浪条件をご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
445	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、考慮すべき津波の条件をご教示下さい。	津波は考慮していません。
446	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	オ 棧橋及び取付道路 性能 「護岸水叩き部(AP+3.0m部)における歩行者通行に支障がないよう、取付道路の桁下空間を確保する。」とありますが、推奨する桁下高を提示していただけないでしょうか。	適宜ご判断ください。
447	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、暴風時における係留限界風速をご教示下さい。	船舶の牽引力に関する質問と理解しますが、牽引力については、「港湾基準」P-59の表-2.2.1より推定しています。
448	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、暴風時における係留限界波高、周期をご教示下さい。	船舶の牽引力に関する質問と理解しますが、牽引力については、「港湾基準」P-59の表-2.2.1より推定しています。
449	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋及び取付道路上での雨水排水処理方法は、直接海上排出としてよろしいでしょうか。それとも場内への送水が必要でしょうか。	棧橋及び取付道路上の雨水排水については、海上排出とします。
450	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋部の設計に必要な海上ボーリングデータをご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
451	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	既設護岸に関する設計計算書および設計図面をご教示下さい。	設計図面は、入札公告時に示す予定です。設計計算書は提示いたしません。
452	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋及び取付道路における基本設計計算書および基本設計図面をご教示下さい。	基本設計相当図面は業務要求水準書(案)別紙27-5及び27-6を参照ください。設計計算書は提示いたしません。
453	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、護岸水叩き部における取付道路の桁下空間(高さ)をご教示下さい。	適宜ご判断ください。
454	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、防衛設備の許容面圧の上限があればご教示下さい。	上限は設定していません。なお、設計段階において、実際に着岸する船舶の舷側の強度等を確認し設定することとなります。
455	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋に設置する階段、梯子の最大設置間隔や最小設置基数があればご教示下さい。	適宜ご判断ください。
456	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、夜間における荷役作業に必要な照度規格があればご教示下さい。	50ルクスを想定しています。
457	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋について、取付道路の車線区分ラインなどの明示は必要でしょうか。	必要です。
458	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ 棧橋及び取付道路	棧橋上には、監視小屋や休憩室、便所などは一切不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
459	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ栈橋及び取付道路	栈橋について、救命設備、栈橋上の防護柵(フェンス)、電話など通信設備、接岸速度計など安全設備、給油設備、消火設備、船舶乗降設備、車両乗込設備、標識などは不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
460	業務要求水準書(案)	57	第2	5	(7)	オ栈橋及び取付道路	栈橋について、給水設備の能力仕様(水質、水量、水圧)をご教示下さい。	栈橋給水設備の能力は、水質は上水、水量は60m ³ /時、水圧は1.5kgf/cm ² とします。
461	業務要求水準書(案)	58	第2	5	(7)	その他	栈橋からの工事用資材の般出入について、制約条件等がございましたらご教示ください。	設計にあたっては、業務要求水準書(案)p.57～p.58に示す要求水準を満たす範囲内で、検討をお願いします。
462	業務要求水準書(案)	59	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	1行目の「カ 水際緑地等(防潮護岸設え及び緑地6号含む)」の、「防潮護岸設え」とは何を意味するのでしょうか、ご教示ください。	「防潮護岸設え」は防潮護岸の修景を意味しますが、入札公告時に示す図面等でご確認ください。
463	業務要求水準書(案)	59	第2	5	(7)	水際緑地等	配置等-■市場地上緑地部 区画道路8号、緑地6号の場所をご提示ください。	入札公告時に示す予定です。
464	業務要求水準書(案)	59	第2	5	(7)	導入施設	P.11の「カ 水際緑地等」の項目欄にある「導入施設」がこれにあたるものと考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)p.11の各街区に記載されている「防潮護岸修景施設」は、同p.59「カ 水際緑地等」の導入施設欄に記載されています。
465	業務要求水準書(案)	59	第2	5	(7)	水際緑地等	その他 「・環状2号道路下においては、水際緑地では直接アクセスしない～」とありますが、5街区-7街区は直接繋がらず、環2を歩道橋等で渡ると言うことでしょうか？それとも、環2下を護岸通路で通過できると言う意味でしょうか？お教えください。	環2下を護岸通路で通過できるという意味です。
466	業務要求水準書(案)	61	第2	5	(7)	7街区スロープ橋	項目のその他に記載されている各出入口とは具体的に何処になるのでしょうか？図面等で場所をお示し願います。	入札公告時に必要な情報を示します。
467	業務要求水準書(案)	61	第2	5	(7)	7街区スロープ橋	別紙27基本設計相当(外構)のスロープ橋について、基本設計相当図をお示しいただけますか。	入札公告時に示す予定です。
468	業務要求水準書(案)	61	第2	5	(7)	ク7街区スロープ橋	基本設計計算書および基本設計図面をご教示下さい。	基本設計相当図面は入札公告時に示す予定です。なお、基本設計計算書は提示しません。
469	業務要求水準書(案)	61	第2	5	(7)	ク7街区スロープ橋	耐用年数100年については、メンテフリーではなく適切な維持管理(メンテナンス)により耐用年数を満足するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
470	業務要求水準書(案)	61	第2	5	(7)	ク7街区スロープ橋	入札時の設計に必要な当該地点のボーリングデータをご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
471	業務要求水準書(案)	61	第2	5	(7)	ク7街区スロープ橋	補助315号線に関する設計計算書および設計図面をご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示します。
472	業務要求水準書(案)	61	第2	5	(7)	ク7街区スロープ橋	7街区スロープ橋についてゲートを設計するための荷重条件をご教示下さい。	スロープの荷重条件は、B活荷重とします。
473	業務要求水準書(案)	61	第2	5	(7)	ク7街区スロープ橋	7街区スロープ橋について車両待避所の必要スペースをご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
474	業務要求水準書(案)	62	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	コ 下水道施設(汚水) サ 下水道施設(雨水) 「レベル2地震動 に対して流下機能を確保する」とありますが、流下能力の確保とはどのような状態を示すのでしょうか。 ①逆勾配にならない。②一部逆勾配となっても全体系では水頭差により流下する。③圧送により機能する。	流下機能の確保とは、地震によって本管部のクラックや沈下等の被害が生じ設計流下能力の確保が困難となるが、補修や布設替等の対策を講じるまでの間は、管路として下水を上流から下流に流せる状態を示します。
475	業務要求水準書(案)	62	第2	5	(7)	下水道施設(雨水)	下水道施設(雨水)の5年確率降雨と別紙10の整備状況降雨強度50mm/hr(3年確率)との2つの条件が提示されていますが、3年確率としても良いかをご教示ください。	「東京都公共下水道事業計画設計基準書」より、本地区における整備水準を50mm/hrとします。
476	業務要求水準書(案)	62	第2	5	(7)	下水道施設(雨水)	5年確率降雨を著しく超えた雨量に対しても貯留対策等を検討するとありますが、検討条件(許容放流量等)をご提示ください。	入札公告時に必要な情報を示します。
477	業務要求水準書(案)	62	第2	5	(7)	外構設計に関する要求水準	サ 下水道施設(雨水) 一般 「5年確率降雨を著しく超えた雨量に対しても貯留対策等を検討する」とありますが、「著しく」とはどのような状態であるか、定量的に示していただけないでしょうか。	入札公告時に必要な情報を示します。
478	業務要求水準書(案)	64	第2	5	(8)	安心できる食材の提供	商品トレーサビリティの範囲はどこまで想定して設計すればよろしいですか、ご教示ください。 〈例〉出荷者:○／市場内:○／小売:×	車両誘導を可能とする範囲を想定しています。
479	業務要求水準書(案)	64	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	(ア)概要で市場運営の情報システム全体を導入するとしていますが、(イ)の基本的考え方では「車両誘導・駐車場管理システム」と「商取引・商品管理や場内物流システム」を分離して構築するとしています。その理由は何でしょうか。	東京都と市場業者等の適切な役割分担にもとづくものです。
480	業務要求水準書(案)	64	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	東京都と民間主体で整備するシステムと、「相互に情報交換し、最大の効果を発揮できるシステムとする」とあります。民間主体で整備されるシステムは、本業務のスケジュールと整合性をとって実施される前提と理解して宜しいでしょうか。また、仮に、民間主体整備のシステムの開発が遅れるまたは、開発の目処が立たない等の事象が発生した場合でも、前出の要求水準に関するリスクは、事業者が負うことになるのでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
481	業務要求水準書(案)	64	第2	5	(8)	東京都と市場業者間の情報システム整備区分の基本的考え方	「東京都と市場業者等の整備する情報システムには、密接な関わりがあるため相互に情報交換し」とありますが、市場業界側のシステム概要に関する情報は入札公告時に提示される条件をもとに提案を行うとの理解でよろしいでしょうか。なお、事業開始までにシステム変更がされた場合の費用負担についてのお考えをお示しください。	市場業者等が整備する情報システムとの連携については、事業者決定後に協議を行います。費用負担については、入札公告時に示す予定です。
482	業務要求水準書(案)	64	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	市場業者等との情報交換により、提案書からのシステム変更が必要になった場合の増加費用はリスク分担表の初期投資増大リスクに従い都の負担になるのでしょうか。	No.481をご参照ください。
483	業務要求水準書(案)	64	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	東京都と市場業者等の整備する情報システムには、密接な関わりがあるため相互に情報交換し、とありますが、いつどのような形で誰と情報交換をするかは事業者の判断に委ねられるという理解でよろしいでしょうか。あるいは、都と市場業者等が情報交換し、事業者仕様を示すということでしょうか。	No.481をご参照ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
484	業務要求水準書(案)	64		5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	情報システム構築にあたっては市場業者との密接な協議が求められていますが、複数の市場業者との協議には相応の時間を要することから、情報システムの部分については事業者落札以降に協議により、これを定めるとの認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
485	業務要求水準書(案)	64	第2	5	(8)	車両誘導・駐車場管理システムの仕様	「本業務要求水準と同等以上の機能を果たすものであれば、」との記載がありますが、同等以上と判断する基準についてお示しいただけないでしょうか。	「流通システムの効率化」、「顧客サービスの充実」、「安心できる食材の提供」の向上に資するか否かが判断基準となります。
486	業務要求水準書(案)	64	第2	5	(8)	ア(ウ)車両誘導・駐車場管理システム(本事業対象)	「本業務水準と同等以上の機能を果たすものであれば、東京都と協議の上で内容を変更できる。」と記載されていますが、応札段階で代案システムの提案は可能でしょうか。	提案条件については、入札公告時に示します。
487	業務要求水準書(案)	64	第2	5	(8)	車両誘導・駐車場管理システム(本事業対象)	「当面は……誘導を行う。」と記載されていますが、市場業界が商品管理システムを整備・稼働させるまでの期間についてお示しください。	No.481をご参照ください。
488	業務要求水準書(案)	64	第2	5	(8)	車両誘導・駐車場管理システム	入退場ゲート・バース表示盤・バース駐車管制等の諸設備を当面設置とありますが、都が想定されている最終流通システムの考え方を提示願います また、想定システムへの接続及び拡張性についての検討範囲をご教示下さい	要求水準書(案)p.65及び66に掲載の各図をご参照ください。
489	業務要求水準書(案)	64	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	トレーサビリティシステムは、車両誘導・駐車場管理システムが確立するものとして記載されていますので、本事業対象であると理解してよろしいでしょうか？	No.478をご参照ください。
490	業務要求水準書(案)	64	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	車両誘導システムと転配送センター・冷蔵庫棟・加工パッケージ棟など市場業者の整備する施設間のシステム上の接点に関する規定がありません。 全ての荷物を一旦は荷捌きスペースに入れるとの理解でよろしいでしょうか。	冷蔵庫棟などに直接搬入する場合等もあり、必ずしも全ての荷物を一旦荷さばきスペースに入れる前提ではありません。
491	業務要求水準書(案)	65	第2	5	(8)	情報システムの全体構成	事業者が設置する以外の情報システム(構内ネットワーク、取引EDI管理システム、商品管理システム、商品データの現場入出力システム)について、保守点検、更新時期はどのようにお考えでしょうか。事業者が設置する、車両誘導・駐車場管理システムの更新についてのお考えをご教示ください。	車両誘導・駐車場管理システムは、PFI事業者の維持管理・運営期間15年間に、大規模な更新はないものと想定して計画してください。
492	業務要求水準書(案)	65	第2	5	(8)	情報システムの全体構成	65ページ図:情報システム全体概要にある、「構内ネットワークシステム」、「取引EDI管理システム」は、66ページの図:情報システム整備区分の中でどの部分にあたるかご教示願います。	p.66の図は、車両誘導・駐車場管理システムと商品管理システムとの間の情報のやり取りを示したものです。
493	業務要求水準書(案)	65	第2	5	(8)	イ(ア)情報システムの全体構成	構内ネットワークシステムは市場業者整備範囲でとされていますが、基幹のネットワーク等で本事業範囲に含まれるものはありますか。	要求水準書案p.50の「c 構内情報通信網設備」に示すものが業務範囲となります。
494	業務要求水準書(案)	65	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	市場業者殿整備範囲の商品管理システムと車両誘導・駐車場管理システムとの連携に関して、どこまでのデータ管理を想定されていますか？	別紙22の(4)搬入・搬出管理表を想定しています。
495	業務要求水準書(案)	65	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	「誘導表示は、水産(6, 7街区)のみとする」と記載されておりますが、青果(5街区)は、まったく不要なのでしょうか。不要の理由をご開示頂きますようお願い申し上げます。	場内案内盤による対応で可能と判断したためです。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
496	業務要求水準書(案)	66	第2	5	(8)	情報システムにおける本事業の適用範囲	本事業整備情報システムは、車両誘導・駐車場管理システムとありますが、市場業者整備システムと連動を図る点数、プロトコル、デバイス等をご教示下さい	No.481をご参照ください。
497	業務要求水準書(案)	66	第2	5	(8)	イ(イ)情報システムにおける本事業の適用範囲	車両誘導情報、搬出入データ等、商品管理システム等と都で整備するシステムとのインターフェイスはインターネット経由、構内LAN経由のどちらでしょうか。構内LAN経由の場合には構内LANの整備は本事業範囲に含まれるのでしょうか。	No.481をご参照ください。
498	業務要求水準書(案)	66	第2	5	(8)	情報システムにおける本事業の適用範囲	図にある実線矢印と点線矢印の違いをご教示願います。	実線矢印は、車両誘導・駐車場管理システムにおいて実現する情報の流れを示したもので、点線矢印は、市場業者等が整備する商品管理システムの構築により実現する情報の流れを示したものです。
499	業務要求水準書(案)	66	第2	5	(8)	情報システムにおける本事業の適用範囲	車載タグの発行、更新、回収等に関するシステムの記載がありませんが、本事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
500	業務要求水準書(案)	66	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	「図 情報システム整備区分」の車両誘導・駐車場管理システム内において、P73の(ケ)入場券処理装置とP74の(コ)車路警報装置はどの部分に位置付けられますでしょうか？	車両誘導・駐車場管理システムの1機能として位置づけられます。
501	業務要求水準書(案)	66	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	入場券を利用した場合には携帯電話でのメールでデータのやりとりが想定されていますが、携帯電話を持たない場合への対応は特に不要と考えてよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
502	業務要求水準書(案)	66	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	商品管理システム等に含まれている、東京都整備施設(東京都整備分)とはどのようなものを想定してされているのでしょうか？	詳細については、入札公告時に示す予定です。
503	業務要求水準書(案)	66	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準 イ(イ)情報システムにおける本事業の適用範囲	市場業者整備施設の車両誘導・駐車場管理システムについては、必要に応じて民間主体で整備するとありますが、この民間主体とは市場業者のこととの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
504	業務要求水準書(案)	66	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	東京都殿と民間主体で整備するシステムとが「一体的に管理、運営できるものとする」と記載されておりますが、何を「一体的」と判断するのか、具体的にご提示下さいますようお願い申し上げます。	本事業で整備する車両誘導システムの管理・運営において支障が生じるか否かで判断します。
505	業務要求水準書(案)	67	第2	5	(8)	搬出車両誘導	一階待機駐車場の入場券処理装置での処理では、携帯のメールアドレスを入力させるのですか。別紙資料22-6の仕様が優先されるものと考えてよろしいですか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
506	業務要求水準書(案)	67	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	搬出車両誘導について、「市場業者は、予め駐車場の使用場所又はエリアを駐車場管理システムへ時間帯別に設定し、これに基づき駐車場を使用する」とありますが、この設定は必須ですか？設定がない場合、どうすれば駐車場を使用できますか？	詳細については、入札公告時に示す予定です。
507	業務要求水準書(案)	67	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	搬出入車両の入場スケジュールが交通渋滞等により遅延した場合、システム側の処理はどのようにお考えでしょうか？	入場スケジュールを管理するという考え方はありません。詳細は入札公告時に示す資料にてご確認ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
508	業務要求水準書(案)	67	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	特定ブロックのパス及び待機駐車場が満車にもかかわらず、当該パスに入る予定の車両がゲートを通過してしまった場合は、どのような対処をお考えでしょうか？	待機駐車場が満車になることは想定しておりません。
509	業務要求水準書(案)	67	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	車載タグによる入場の場合と、入場券による入場の場合の割合はどれくらいを想定されているでしょうか？	大半は車載タグによる入場と想定しています。
510	業務要求水準書(案)	64	第2	5	(8)	入退場ゲート管理システム	入退場ゲートの機能を教示いただきたい。 ①入退場ゲートは物流情報システムという位置づけで、入場者への入場制限機能は持たせないという認識で宜しいか。 例えば、一般車両であっても、入場券にて入場可能。入場制限はないという認識で宜しいか。 ②(入場制限がある場合)間違えて進入した車両あるいは入場制限された車両に対してのエスケープロードは存在するのか教示いただきたい。 ③入退場ゲート通過後、車載タグを搭載していない車両は、駐車場へはどのように誘導を行なうのか教示いただきたい。 ④市場業者整備施設駐車場とのシステム ⑤代替手段として、ETC利用の可能性はあるのか教示いただきたい。	①ご理解のとおりです。 ②～⑤については、入札公告時に示す予定です。
511	業務要求水準書(案)	68	第2	5	(8)	入退場ゲート管理システム	入退場ゲート数及びゲート設置位置を公表頂いておりますが、本条件にて交通渋滞等が発生しないと理解して宜しいでしょうか また、検討された交通量調査資料を公表頂けると考えてよろしいでしょうか	交通渋滞は想定しておりません。交通量については入札公告時に必要な情報を示す予定です。
512	業務要求水準書(案)	68	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	「車両誘導システム上必要な商品の搬出入位置情報」とありますが、商品とは市場で扱われる全ての商品のことを指しているのでしょうか？また、この情報はどのような用途に利用することを想定されているのでしょうか？	商品とは、荷さばきスペースから車両により搬出入される荷を示したものです。荷さばきスペースの位置情報から最寄の空いている搬出入パスを探し、誘導パスを表示することを想定しています。
513	業務要求水準書(案)	68～72	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	車両誘導・駐車場管理システムで使用する「車載タグ」「ICカード」は、一元管理を想定していますか？それとも個別のタグ、カードによる運用で構わないでしょうか？	一元管理を想定しています。
514	業務要求水準書(案)	68～72	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	車両誘導・駐車場管理システムで使用する「車載タグ」「ICカード」の発行費用は、都が負担すると考えてよろしいでしょうか？	費用負担の考え方については、入札公告時に示す予定です。
515	業務要求水準書(案)	69	第2	5	(8)	入場券発券機	入場券(磁気カード)は使い捨てを想定してよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業者提案とします。
516	業務要求水準書(案)	69	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	入退場管理システムの仕様、車載タグ等は民間による別途アイデアによる変更は可能でしょうか？	提案は可能ですが、車両側に追加の機器を必要とするものは想定していません。詳細な条件は入札公告時に示します。
517	業務要求水準書(案)	69	第2	5	(8)	車載タグシステム	車載タグは車両自体の登録でなく、出荷者の登録という認識で宜しいか。	原則として車両自体の登録です。
518	業務要求水準書(案)	69	第2	5	(8)	エ(イ)c入退場台数	各入退場門の時間毎の予測台数をご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
519	業務要求水準書(案)	69	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	車載タグ仕様の「非接触型(アクティブタグ)」は、具体的な製品群(ETC、無線タグ等)を想定されていますか？	No.516をご参照ください。
520	業務要求水準書(案)	71	第2	5	(8)	車両誘導表示システム・表示板種類	「一般道路の渋滞状況に応じた迂回路表示」の渋滞状況は、どの地域まで考慮すればよろしいでしょうか。また、渋滞情報の入手先をご教示お願いできますでしょうか。	各退場ゲートの渋滞状況が把握できる範囲までです。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
521	業務要求水準書(案)	71	第2	5	(8)	パースシャッター管制システム	運転手がシャッターを開閉するために使用するICカードに関する発行、更新、廃止等に関するシステムの記載がありませんが、範囲外と考えてよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
522	業務要求水準書(案)	72	第2	5	(8)	パース・駐車場管理システム 設置箇所、設置台数	「・・・車両の発着を入力する」という作業を、運転手が行うとした場合、うっかり着車・発車情報を入力し忘れることによって、車両の発着に障害が発生する場合の対策方法についてご教示ください。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
523	業務要求水準書(案)	72	第2	5	(8)	情報提供	「インターネット接続機能を利用した案内情報の配信」を行う際のコンテンツは、事業者により作成するとの理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
524	業務要求水準書(案)	72	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	移動体通信への情報提供として、ドライバー(出荷者)への連絡を行うとありますが、別紙22のシステムフローイメージにはドライバー(出荷者)向けの記述がありません。フローのうちの段階で情報提供することをお考えでしょうか？	システムへアクセスすることが前提と考えていますが、詳細については、入札公告時に示す資料にてご確認ください。
525	業務要求水準書(案)	73	第2	5	(8)	市場内在車状況管理システム	市場内在車状況管理システムで把握する在車情報は、台数のみの把握という理解でよろしいでしょうか。	台数と業者コードの把握を想定しています。
526	業務要求水準書(案)	73	第2	5	(8)	課金システム	市場業者による受付処理により料金を「無料若しくは減額する」とありますが、この基準は入札公告時に東京都から提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	複数の料金体系に対応可能なシステムを導入してください。
527	業務要求水準書(案)	73	第2	5	(8)	課金システム、アイドリングストップ対策用	料金徴収のために使用する入場登録証(ICカード)に関する発行、更新、廃止等に関するシステムの記載がありませんが、本事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
528	業務要求水準書(案)	73	第2	5	(8)	車両誘導・駐車場管理システム 課金システム	徴収した料金は誰が回収するのか？事業者が行う場合は、想定する日々の金額・硬貨枚数・紙幣枚数はどの程度か？	詳細については、入札公告時に示す予定です。
529	業務要求水準書(案)	73	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	アイドリング・ストップのための電源使用料の課金は硬貨投入方式でも対応するような仕様にするとありますが、硬貨の徴収、回収は事業範囲外と理解してよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
530	業務要求水準書(案)	73	第2	5	(8)	エ(ク)課金システム	課金システムの徴収業務は公金徴収として事業者が行うのでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
531	業務要求水準書(案)	73	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	電源使用料として徴収した硬貨は、誰が回収し、その後、どのように処理するのでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
532	業務要求水準書(案)	73	第2	5	(8)	情報システム設計に関する要求水準	入場登録証(ICカード)を用いた電源使用料の処理方法(請求方法、精算方法等)が不明です。より具体的な仕様の開示をお願い申し上げます。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
533	業務要求水準書(案)	75	第2	5	(8)	ハードウェア構成	ICカードコントローラは、別紙p22-25の外部電源装置と同義と考えてよろしいですか。ご教示ください。	違います。ICカードコントローラは、外部電源装置利用時に必要なICカード認証を行うものです。
534	業務要求水準書(案)	75	第2	5	(8)	搬入パースへの車輛誘導	文中の“車載カード”は別紙p22-1等の“車載タグ”と同義と考えてよろしいですか。ご教示ください。	同義です。
535	業務要求水準書(案)	76	第2	5	(8)	搬入車両誘導と商品管理の連携	7街区3階の転配送ゾーンの運用方法について現時点でのお考えがありましたらお示しください。	詳細については、入札公告時に示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
536	業務要求水準書(案)	76	第2	5	(8)	搬出車輛誘導と商品管理の連携	「買参(買出入)は、常に入場証(ICカード)を携帯する。」とありますが、入场証の機能は何を想定されていますか。また車輛誘導・駐車場管理システムと繋がりがありますか、ご教示ください。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
537	業務要求水準書(案)	77	第2	6	(1)	業務の内容	車両誘導・駐車場管理システム整備業務が実施方針の項目にはありますが、要求水準に見当たりません。業務範囲についてどのように考えたらいのでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
538	業務要求水準書(案)	77	第2	6	(3)	業務の進め方	ウ その他 「都は本事業用地における土壌汚染、地中障害物などの隠れたる瑕疵についての担保責任を負うものとする」とありますが、基礎工事等に伴って発生する建設残土が汚染土壌と想定される場合、その検査から保管、処理までのすべてに対して都が担保責任を負うものと解釈してよろしいでしょうか。	土壌処理に関する事項の詳細については、入札公告時に示す予定です。
539	業務要求水準書(案)	77	第2	6	(3)	その他	都は土壌汚染などの隠れたる瑕疵について担保責任を負うとされています。ここでいう隠れたる瑕疵とは、都環境確保条例第117条の調査に基づき汚染土壌処理基準超過が認められなかった範囲において、例えば建設発生土又は汚泥に係る処分場・中間処理場の受け入れ基準超過等が確認されたことにより、通常の建設発生土の場外搬出処分等(建設汚泥の再資源化等を含む)が不可能となることによる、初期投資の増大を含むものとして理解して宜しいでしょうか。	土壌処理に関する事項の詳細については、入札公告時に示す予定です。
540	業務要求水準書(案)	78	第2	6	(4)	排気ガス等の削減	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上、260kw以下)を搭載したものに限りありますが、定格出力が500kwクラスの発電機の使用は可能でしょうか。	指定要領に基づくものであれば、可能とします。
541	業務要求水準書(案)	79	第2	6	(8)	市場業者等の発注工事との協議・調整	本施設引渡前には、仲卸業者等及び市場関係者等が実施する工事が開始されることは無いものと理解してよろしいでしょうか。仮に開始される場合、仲卸業者等及び市場関係者等はどのような権限で事業用地を使用することとなりますでしょうか。	事業スケジュールについては、入札公告時に改めて示します。
542	業務要求水準書(案)	79	第2	6	(8)	他事業者との協議・調整	千客万来施設の事業者等との事前に必要な協議を行い、双方の工事に影響等がある場合には必要な対応策を講じることですが、協議・調整については、都も参加されるとの理解でよろしいでしょうか。また、費用負担についてのお考えをご教示ください。	東京都は必要に応じて協議・調整に参加します。なお、費用負担については、入札公告時に示す予定です。
543	業務要求水準書(案)	80	第2	6	(10)	確認検査	中間検査終了後に、都へ各種検査試験結果及び工事記録写真を提出とありますが、提出書類及び工事記録写真は中間検査受検までのものとと考えてよろしいでしょうか また、完了検査時には従前に提示した書類の再提出は必要ないと考えて宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
544	業務要求水準書(案)	81	第2	7	(3)	工事管理者	ア 一般事項 「その他、建築附帯電気・機械、土木等の工事監理に関する知識を有するものを常駐配置する。」とありますが、ここでいう「知識を有するもの」とは、どのような資格あるいは経験を有するものをいいますか、ご提示願います。	配置する技術者等の要件については、入札公告時に改めて示します。
545	業務要求水準書(案)	83	第2	8		開発許可	当該開発許可は、5街区・6街区・7街区一体で申請するという理解でよろしいでしょうか。	確認申請は街区ごとのため、各街区を想定しているが、所轄部署(江東区)と協議に基づき、申請してください。
546	業務要求水準書(案)	83	第2	8		ウ(エ)交付金交付申請	交付金交付申請の詳細をご教示下さい。	実施方針に関する質問に対する回答No.10をご参照ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
547	業務要求水準書(案)	83	第2	9	(1)	引渡し	「完成確認通知者」は「完成確認通知書」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
548	業務要求水準書(案)	83	第2	9	(2)	所有権移転	所有権の登記に係る登記費用等は都負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
549	業務要求水準書(案)	83	第2	9	(2)	所有権移転	事業者は登記に係る書類作成等の支援業務のみを行うもので、事業者側において土地家屋調査士等への委託手数料(表示登記必要書類作成)は発生しないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
550	業務要求水準書(案)	83	第2	9		施設の引渡しに関する事項	本施設に係る不動産取得税は、本施設が整備後(直ちに)東京都に引渡されるため非課税になるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
551	業務要求水準書(案)	84	第2	1	(1)	業務の目的	建設工事完了後から供用開始迄の期間における必要最小限の維持管理業務も事業範囲に含まれるとのことですので、当該業務についてもサービス対価(維持管理業務費)が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に改めて示します。
552	業務要求水準書(案)	84	第3	1	(1)	業務の目的	「この期間における当該施設の必要最小限の維持管理業務」とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	詳細については、入札公告時に改めて示します。
553	業務要求水準書(案)	84	第3	1	(1)	業務の目的	「本施設の建設完了後、都及び市場業者が供用開始迄の間」とは、本施設引渡し前を指しますか、それとも、本施設引渡し後を指しますか。また、期間の長さはどの程度ですか。	詳細については、入札公告時に改めて示します。
554	業務要求水準書(案)	84	第3	1	(1)	業務の目的	「必要最小限」とは具体的にどのような内容を指しますか。	詳細については、入札公告時に改めて示します。
555	業務要求水準書(案)	84	第3	1	(5)	イ予防保全	予防保全を前提に保全業務を遂行することとありますが、故障等の影響が軽微で、または短時間で修繕ができる項目については事後修繕としてもよろしいですか。	本施設は原則として24時間運営を実施しますので、故障等が発生しないように予防保全を前提としてください。
556	業務要求水準書(案)	85	第3	1	(5)	非常時における管理体制	維持管理において、火災及び地震等における災害発生時に迅速な対応を行うこととありますが、都が想定されている対応体制、内容をご教示下さい	業務要求水準書(案)p.86(12)非常時・災害時の対応を満たす対応体制、内容を想定しています。
557	業務要求水準書(案)	85	第3	1	(6)	業務サービス提供時間	「…事前に都と協議を行い…」とありますが協議により変更となった場合の費用等についても協議を行い決定するものと理解してよろしいでしょうか。	ここでいう協議とは、サービス提供時間帯を協議するものであり、業務内容を協議するものではありません。
558	業務要求水準書(案)	85	第3	1	(6)	業務サービス提供時間	「事前に都と協議を行い……業務サービス提供時間帯を設定する」とありますが、事前の協議とは事業者選定後に開業までの期間で行われるものであり、サービス提供時間が増加した場合のコストは東京都で負担していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	No.557をご参照ください。
559	業務要求水準書(案)	85	第3	1	(6)	業務サービス提供時間	業務サービス提供時間の記載がない業務とは、どのような業務でしょうかご教示ください。	詳細については、入札公告時に改めて示します。
560	業務要求水準書(案)	85	第3	1	(6)	業務サービス提供時間	本書に業務サービス提供時間の記載がない業務については、事前に都と協議を行い設定すると思いますが、この協議の実施時期はいつになりますでしょうか。仮に事業契約締結後とした場合には、基本的に入札前提となった業務サービス時間がそのまま認められるという理解でよろしいでしょうか。また、各提案グループごとに業務サービス提供時間が異なることにより、入札上不公平が生じることが想定されないでしょうか。	詳細については、入札公告時に改めて示します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
561	業務要求水準書(案)	85	第3	1	(6)	業務サービス提供時間	要求水準書(案)には、各業務の求められるサービス提供時間についてほとんど具体的な記載がありません。卸売市場という性質上、施設は24時間開場し、夜間から午前中に掛けて最も繁忙となるものと理解しますが、それに合わせて本業務のサービス提供時間も24時間体制もしくは変則的な時間帯設定としない必要があるか否かは、入札時提案内容に大きな影響があります。維持管理の各々の業務について、そのサービス提供時間帯の要求水準を明確にご提示いただく必要があると考えますが、いかがでしょうか。	詳細については、入札公告時に改めて示します。
562	業務要求水準書(案)	85	第3	1	(7)	業務実施体制	維持管理業務の総括責任者は、運営業務の総括責任者と兼務でもよろしいでしょうか。また、業務責任者との兼務でもよろしいでしょうか。	維持管理業務の総括責任者と運営業務の総括責任者は兼務を前提としますが、詳細については、入札公告時に示します。なお、総括責任者と各業務責任者との兼務については、業務に支障がない限り、可能としますが、総括責任者及び業務責任者の役割等については、入札公告時に示す内容をご確認ください。
563	業務要求水準書(案)	85	第3	1	(7)	業務実施体制	業務区分ごとに業務責任者を定めるとの記載ですが、業務区分とは、(1)建築物保守管理業務、(2)建築設備保守管理業務、…(8)植栽維持管理業務の区分との理解でよろしいでしょうか。また、業務責任者が複数の業務区分の業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	第1文については、ご理解のとおりです。第2文については、No.562をご参照ください。
564	業務要求水準書(案)	85	第3	1	(7)	業務実施体制	「事業者は、本業務の一部を、あらかじめ都の承諾を得て、第三者に再委託することができる。」とありますが、この「あらかじめ」とはどの時点を指すのでしょうか。維持管理開始前までと解釈してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
565	業務要求水準書(案)	85	第3	1	(7)	業務実施体制	総括責任者及び業務責任者については、業務委託等により設置することも可能であり、必ずしも事業者(SPC)が雇用する必要は無いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
566	業務要求水準書(案)	85	第3	1	(7)	業務実施体制	維持管理業務の総括責任者と運営業務の総括責任者の兼務は可能ですか。	No.562をご参照ください。
567	業務要求水準書(案)	85	第3	1	(8)	業務計画書及び作業計画書	本業務の開始に先立ちとありますが、具体的な提出期限は定められておりますでしょうか	入札公告時に示す予定です。
568	業務要求水準書(案)	86	第3	1	(8)	年度作業計画書	当該年度の作業計画書に、業務を実施する者の氏名を含めるよう規定されていますが、年度計画に実施者を計画することは実質困難(業務を行う者の変更については、頻繁に発生する場合がございます。)です。①実施企業名などと理解してよいでしょうか？②業務を行う者の氏名については作業計画書とは別に変更の都度届け出る書類にして頂くことは出来ないでしょうか？	年度作業計画書には、予定業務従事者名を記載し、変更の都度届けを提出することになります。
569	業務要求水準書(案)	86	第3	1	(8)	年度作業計画書	当該年度の作業計画書に、安全管理等を含めるよう規定されていますが、具体的に年度作業計画書に計画する“安全管理”とはどのような内容を想定されているのでしょうか？	各業務を実施する従業員の安全対応に関する方針を想定しています。
570	業務要求水準書(案)	86	第3	1	(11)	発生材及び廃棄物の処理	都又は市場業者等が排出した産業廃棄物については、都又は市場業者等が関係法令に基づき処理を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
571	業務要求水準書(案)	88	第3	1	(16)	用語の定義	建築物の定義内容の中に、「構造躯体(基礎を除く)」とありますが、基礎梁(地中梁)は基礎ではなく構造躯体に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	地中に埋設された構造躯体の部位に対する点検・保守は困難であることから除きます。ただし、目視できる基礎梁は含みます。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
572	業務要求水準書(案)	89	第3	2	(1)	業務の対象範囲	市場者等が管理している部分は除くとありますが、日常的な対応を含め除くという理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
573	業務要求水準書(案)	89	第3	2	(1)	ア業務の対象範囲	「市場業者等が管理している部分」とは具体的にどこを指していますか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
574	業務要求水準書(案)	89	第3	2	(1)	建物保守管理業務	業務の対象範囲は、市場業者が管理している部分は除くとありますが、これはp10で本施設に含まれる事業者が整備する市場業者整備施設”〇”は除くという理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
575	業務要求水準書(案)	89	第3	2	(1)	業務の内容	業務内容については、本書によるほか「東京都維持保全業務標準仕様書(最新版)」によるとありますが、内容および頻度は、参考にとし、提案により変更することは可能と理解して宜しいでしょうか。	業務要求水準書に記載のない要求水準については「東京都維持保全業務標準仕様書(最新版)」を適用基準とします。同仕様書の内容及び頻度を上回る提案をすることは可能です。
576	業務要求水準書(案)	89	第3	2	(1)	建築物保守管理業務	建築物等の保全にあたり、コンクリートの亀裂その他の破損保全基準をご教示下さい(コンクリートクラックW=0.4以上は樹脂注入等)	業務要求水準書(案)p.89～p.90に記載した内容をもとに、東京都と事業者との間でその都度協議を行い、決定します。
577	業務要求水準書(案)	91	第3	2	(2)	業務の対象範囲	「本事業で整備した・・・特記してあるものは業務の対象とする」とありますが、具体的にはどの業務なのかご教示ください。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
578	業務要求水準書(案)	93	第3	2	(2)	業務の要求水準	『その他備品等の汚れを清掃すること』と記載ありますが、①備品の汚れの清掃は、本事業範囲で調達設置した備品と理解して宜しいでしょうか。②備品は清掃のみが維持管理範囲であり、点検・補修・修繕業務は対象外と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
579	業務要求水準書(案)	94	第3	2	(2)	電気主任技術者の業務範囲	電気主任技術者の選任は、当該業務を実施する構成員(又は協力企業)からの選任と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
580	業務要求水準書(案)	94	第3	2	(2)	電気主任技術者の業務範囲	市場業者整備施設の当該施設の点検及び修繕等工事については立会い等を行う」とありますが、その際には、市場業者側の電気主任技術者の下で点検及び修繕等工事が行われ、それに立ち会うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
581	業務要求水準書(案)	96	第3	2	(3)	外構施設保守管理業務	棧橋の前面水深の維持は、保守管理業務に含まれるのでしょうか。	含まれません。
582	業務要求水準書(案)	97	第3	2	(4)	業務の内容	システムの運用・監視・点検及び保守について「別紙5 業務分担当表の(2)維持管理運営」の中に情報システムの保守管理項目を、別途お示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
583	業務要求水準書(案)	97	第3	2	(4)	業務の内容	本業務の対象である車両誘導・駐車場管理システムが、市場業者が整備する商品管理システムの更新等により、連携が図れなくなった場合の、車両誘導・駐車場管理システムの取り扱いについてご教示願います。	商品管理システム整備に当たり、車両誘導・駐車場管理システムと連携できるよう市場業者等と協議、調整を行います。
584	業務要求水準書(案)	97	第3	2	(4)	システムの運用・監視	システムの運用・監視は車両誘導・監視システムが事業範囲内ですが、事業外の市場業者整備範囲の情報システムと連携するシステムです。PFI事業の運用・監視はハード面の運用・監視と考えてよろしいでしょうか。	市場業者整備範囲の情報システムとの連携については、契約締結後、協議します。
585	業務要求水準書(案)	98	第3	2	(5)	ア業務の対象範囲	「市場業者等が管理している部分」とは具体的にどこを指していますか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
586	業務要求水準書(案)	98	第3	2	(5)	清掃業務	別紙15建築各室諸元表における「青果棟」「水産仲卸売場棟」「水産卸売場棟」における共用部の定義(部屋、廊下等)をお示しください。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
587	業務要求水準書(案)	98	第3	2	(5)	清掃業務	別紙15建築各室諸元表における「青果棟」「水産仲卸売場棟」「水産卸売場棟」における共用部は、市場業者が使用する範囲と理解しますのでの清掃範囲は、PFI事業外と考えてよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
588	業務要求水準書(案)	98	第3	2	(5)	清掃業務	「突発的に汚れた場所については、清掃回数に関係なく、直ちに清掃する。」とありますが、この場合の費用は、都に別途請求可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	別途請求をするのではなく、通常の清掃業務の範囲とします。
589	業務要求水準書(案)	98	第3	2	(5)	②定期清掃	什器備品拭きについては青果棟、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟の表に頻度が示されておりませんが、提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
590	業務要求水準書(案)	98	第3	2	(5)	③特別清掃	外壁サッシ清掃並びにダクト清掃については後述の表に頻度が示されておりません。提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	外壁サッシ清掃は窓ガラス清掃時に同時に行い、ダクト清掃は吹出口・吸込口清掃時とします。
591	業務要求水準書(案)	98	第3	2	(5)	イ(ア)清掃業務	「廃棄物中継集積所」とは「廃棄物中間集積所」のことでしょうか。	「廃棄物中間集積所」を指します。
592	業務要求水準書(案)	98	第3	2	(5)	ウ.(ア). 共通事項.d.	東京都職員の方の制服はどちらで確認すればよろしいでしょうか。	着用を義務付けられた制服はありません。東京都職員が着用する作業服については、必要に応じて、東京都中央卸売市場においてご確認ください。
593	業務要求水準書(案)	98	第3	2	(5)	ウ.(ア). 共通事項.g.	常時緊急対応要員が必要と考えてよろしいのでしょうか。	事業者の判断に委ねます。
594	業務要求水準書(案)	99	第3	2	(5)	業務の要求水準	清掃業務で使用する衛生消耗品とは、トイレトーパーや水石鹼などは含まれないと理解してよろしいでしょうか。	トイレトーパーや水石鹼、消毒液等の衛生消耗品の補充を含みます。
595	業務要求水準書(案)	99	第3	2	(5)	業務の要求水準	薬用石鹼、足洗い場用消毒剤、足洗い消毒槽用消毒液などの消耗品は、都から支給されると理解して宜しいでしょうか。	事業者が自らの費用負担により、調達・補充します。
596	業務要求水準書(案)	99	第3	2		業務の要求水準	都が負担する消耗品をご教示下さい。	都が負担する消耗品はありません。
597	業務要求水準書(案)	99	第3	2	(5)	公衆便所の清掃	「公衆便所に落書きや詰まり、その他設備故障が発生した場合は、早急に対応、処理する。」とありますが、その際の費用は別途ご負担頂けると考えてよろしいでしょうか。	別途請求をするのではなく、通常の清掃業務の範囲とします。
598	業務要求水準書(案)	99	第3	2	(5)	ウ(ア)共通事項	「作業員詰所」はどこに計画されていますか。	管理棟内での計画を想定していますが、適宜分散配置等を計画してもかまいません。
599	業務要求水準書(案)	99	第3	2	(5)	ウ.(ア). 共通事項.i.	衛生消耗品、洗剤につき予想使用量若しくは現築地市場での実績等ご教示願います。また、必要スペック等もございましたら併せて願います。	適宜ご判断ください。
600	業務要求水準書(案)	99	第3	2	(5)	ウ.(ア). 共通事項.j.	日報の提出は電子データでも可能でしょうか。	契約締結後、事業者と協議の上、東京都が決定します。
601	業務要求水準書(案)	99	第3	2	(5)	ウ.(イ). 清掃業務.a.③.	薬用石鹼、足洗い場用消毒剤、足洗い消毒槽用消毒液の予想使用量若しくは現築地市場での実績等ご教示願います。また、必要スペック等もございましたら併せて願います。	適宜ご判断ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
602	業務要求水準書(案)	100～103	第3			(イ)清掃業務	表に示される周期は目安であり、性能を満たす合理的な提案があれば、変更することは可能であり、要求水準不適合とならないと理解して宜しいでしょうか。	清掃業務の実施時期及び回数は、要求水準として遵守することが最低要件となります。
603	業務要求水準書(案)	102	第3	2	(5)	(イ)清掃業務(外構施設)	『10/年』とは、年に10回という意味と理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
604	業務要求水準書(案)	103	第3	2	(5)	ごみ収集・分別業務	廃棄物中継集積所の箇所数と位置についてご教示願います。	業務要求水準書(案)p.36の記載内容をもとに、適宜計画してください。
605	業務要求水準書(案)	103	第3	2	(5)	ウ.(ウ). ごみ収集・分別業務.b.	ゴミの分別基準をお示しください。	可燃ゴミ(事業系一般廃棄物)、資源ゴミ、粗大ゴミ、不燃ゴミ、汚泥(産業廃棄物)等に分別します。
606	業務要求水準書(案)	103	第3	2	(5)	ウ.(ウ). ごみ収集・分別	ゴミ梱包の方法につき指定はございますか。	契約締結後、事業者と協議の上、東京都が決定します。
607	業務要求水準書(案)	103	第3	2	(5)	ウ.(ウ). ごみ収集・分別業務.a.	こちらの「廃棄物中継集積所」と別紙3の「中間集積所」は同じものでしょうか。	ご理解のとおり、中間集積所です。
608	業務要求水準書(案)	103	第3	2	(6)	環境衛生管理業務業務の対象範囲	対象外である市場業者等が管理している部分が生起して要求水準を維持できない場合(害虫の発生等)やそれに伴う追加費用が発生した場合の事象の対応についてご教示下さい。	(害虫、鼠等の生息調査及び消毒・駆除等は、市場業者等の管理場所を含め、一斉に行いますので、追加費用は発生しないものと考えます。ただし、年2回消毒・駆除等を実施したにもかかわらず、害虫等が発生した場合の措置等については、)都との協議によるものとします。
609	業務要求水準書(案)	104	第3	2	(6)	空気環境測定	空気環境測定は、1箇所／室の想定と考えてよろしいでしょうか	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定める管理基準に基づいて行ってください。
610	業務要求水準書(案)	105	第3	2	(6)	排水管理	「…清掃後の汚泥等は構内の汚泥集積所まで収集・運搬すること」とありますが、汚泥集積所に運搬された汚泥等は市場業者が処理すると理解してよろしいでしょうか。	都等の費用負担により処理します。
611	業務要求水準書(案)	105	第3	2	(6)	害虫等防除	建物外周の防除範囲をご教示願います。(下水管等、事業地外と関連あるものも事業地内までとの認識でよろしいでしょうか？)	ご理解のとおりです。
612	業務要求水準書(案)	105	第3	2	(6)	環境衛生管理業務	ウ(ア)Cにて消毒副生成物項目の検査期間が9月1日から10月31日迄の間にとありますが、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定められた期間と違う理由をご教示ください	水質検査は毎年9月1日から10月31日までの間に1回行い、消毒副生成物項目は9月1日から9月30日までの間に1回行ってください。
613	業務要求水準書(案)	106	第3	2	(7)	業務の対象範囲	業務範囲は、市場業者により整備された施設及び設備等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
614	業務要求水準書(案)	106	第3	2	(7)	業務の対象範囲	「ただし、当該修繕業務は建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務と一体的に行なうものである。」とあるますが、「一体的に行なうものである。」とはどのようなことを意味するのでしょうか、「修繕業務を同時に行なう。」ことでしょうか。	保守管理業務の点検結果に基づき補修・修繕等の措置を行う場合もあり、保守管理業務と一体的に行なうものです。
615	業務要求水準書(案)	106	第3	2	(7)	業務の対象範囲	「ただし、当該修繕業務は建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務と一体的に行なうものである。」とあるますが、情報システムは、「一体的に行なうもの」の範囲には入らないとの理解でよろしいでしょうか。	情報システムの修繕業務についても情報システム保守管理業務と一体的に行うものと考えます。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
616	業務要求水準書(案)	106	第3	2	(7)	業務の要求水準	「計画外に修繕が必要となった場合にも、速やかに対応すること。」とありますが、この場合の費用負担は、別途、事業契約書に基づく協議により決定されるのと考えてよろしいでしょうか。	事業期間中に施設の所要機能及び性能を維持するために、必要となる修繕業務は全て本業務に含まれます。したがって、事業者が作成した長期修繕計画に記載されていない項目についても本業務に含まれます。別途協議しません。
617	業務要求水準書(案)	106	第3	2	(7)	ウ(ア)建築施設	劣化調査の結果、計画していた修繕が不要と判断できた場合は、その費用を計画外修繕費に充ててもよろしいでしょうか。	劣化調査の結果、修繕を不要とする場合は、協議の上、東京都が決定します。
618	業務要求水準書(案)	107	第3	2	(8)	共通事項	土壌に使用する(飛散しない)薬剤の場合も、原則として休業日に実施する必要があるか、ご教示願います。	事前に提出された作業計画書に基づき、安全であることが判明した場合は、休業日以外に実施することを認める場合があります。
619	業務要求水準書(案)	107	第3	2	(8)	植栽維持管理業務	植栽維持管理の要求水準については、a 樹木管理、b 芝生管理、c 花壇管理のみ記述されていますが、草本類では芝生以外の植物の導入は可能でしょうか。また、可能な場合、業務の要求水準についてご教示ください。	芝生以外の草木類についても導入は可能です。要求水準については、入札公告時に示す予定です。
620	業務要求水準書(案)	107	第3	2	(8)	ア業務の対象範囲	市場業者整備施設及び千客万来施設の屋上緑化の植栽管理は、事業者業務に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
621	業務要求水準書(案)	108	第3	2	(8)	芝生管理	事業者が適切な管理を実施しても踏圧過多や防止不可能な病害虫により著しく裸地化した場合の芝の張替えは都の負担と理解して宜しいでしょうか。	芝生の張替えが必要となる場合においても、その費用は事業者の負担とします。
622	業務要求水準書(案)	109	第4	1	(1)	業務の目的	建設工事完了後から供用開始迄の期間における必要最小限の運営業務も事業範囲に含まれるとのことですので、当該業務についてもサービス対価(運営業務費)が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細については入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
623	業務要求水準書(案)	109	第4	1	(1)	運営業務	本施設の建設工事完了後、供用開始までの間に市場関係者等が引越しや内装工事を実施する期間、“必要最小限の運営業務”を含むとありますが、必要最小限の運営業務とはどのような事を要求されているのでしょうか？	詳細については、入札公告時に示す予定です。
624	業務要求水準書(案)	109	第4	1	(3)	運営業務	業務対象範囲が示されておりますが、具体的な範囲を図面等(例えば要求水準書(案)別紙リスト別紙26の基本設計相当図等の図面)で明確にお示し願います。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
625	業務要求水準書(案)	111	第4	2	(1)	業務の対象範囲	「別に記載がある場合を除き、本市場敷地内、棧橋、水際緑地及び防潮護岸を対象とする」との記載がございますが、本市場は「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に該当する施設になるのでしょうか？また該当する場合には「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に伴う業務及び施設整備については本事業の対象外との認識で宜しいでしょうか？	該当しません。
626	業務要求水準書(案)	111	第4	2	(1)	業務の対象範囲	緊急時には千客万来施設及び市場業者等が所有している部分も保安警備業務の範囲に含まれるとの記載となっております。また、防災設備として千客万来施設の自火報信号を防災センター内に取り込めるようになっております(52頁)。緊急時において実際にはどの程度の対応(千客万来施設まで駆けつける必要の有無など)が要求されるのかご教示願います。	No.388をご参照ください。
627	業務要求水準書(案)	109	第4				駐車場運営管理・料金徴収等の記載がないが、今回対象となる駐車場は警備を中心とした出入管理のみという認識で宜しいか。	ご理解のとおりです。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
628	業務要求水準書(案)	110	第4	1	(6)	業務サービス提供時間	本書に業務サービス提供時間の記載がない業務については、事前に都と協議を行い設定すると思いますが、この協議の実施時期はいつになりますでしょうか。仮に事業契約締結後とした場合には、基本的に入札前提となった業務サービス時間がそのまま認められるという理解でよろしいでしょうか。 また、各提案グループごとに業務サービス提供時間が異なることにより、入札上不公平が生じることは想定されないでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
629	業務要求水準書(案)	110	第4	1	(7)	業務実施体制	運営業務の総括責任者は、維持管理業務の総括責任者と兼務でもよろしいでしょうか。また、業務責任者との兼務でもよろしいでしょうか。	No.562をご参照ください。
630	業務要求水準書(案)	110	第4	1	(7)	業務実施体制	業務区分ごとに業務責任者を定めるとの記載ですが、業務区分とは、(1)保安警備業務、(2)施設管理業務の区分との理解でよろしいでしょうか。また、業務責任者が複数の業務区分の業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	配置する責任者等の要件については、入札公告時に改めて示します。
631	業務要求水準書(案)	110	第4	1	(7)	業務実施体制	総括責任者及び業務責任者については、業務委託等により設置することも可能であり、必ずしも事業者(SPC)が雇用する必要は無いと理解してよろしいでしょうか。	配置する責任者等の要件については、入札公告時に改めて示します。
632	業務要求水準書(案)	110	第4	1	(8)	年度作業計画書	当該年度の作業計画書に、業務を実施する者の氏名を含めるよう規定されていますが、年度計画に実施者を計画することは実質困難(業務を行う者の変更については、頻繁に発生する場合がございします。)です。①実施企業名などと理解してよいでしょうか？②業務を行う者の氏名については作業計画書とは別に変更の都度届け出る書類にして頂くことは出来ないでしょうか？	No.568をご参照ください。
633	業務要求水準書(案)	111	第4	2	(1)	業務の内容	保安警備業務の業務内容には、機械警備等の記載がございませんが、防犯システム等(センサーなど)及び防犯カメラ等については本事業の範囲外と考えて宜しいでしょうか？	原則として有人警備を想定していますが、要求水準を満たした上で提案することは妨げません。
634	業務要求水準書(案)	111	第4	2	(1)	保安警備業務	『本業務を遂行する者は、警備業法 第4条に基づく認定を受けていること』と記載されていますが、認定を受けているものは当該業務を実施する構成員(又は協力企業)が認定を受けていれば宜しいでしょうか。	SPCが、警備業法第4条の認可を受ける必要はないものと考えます。
635	業務要求水準書(案)	111	第4	2	(1)	資格等	総括責任者について常駐・非常駐のお考えが見受けられませんが、どのようにお考えでしょうか。	配置する責任者等の要件については、入札公告時に改めて示します。
636	業務要求水準書(案)	111	第4	2	(1)	保安警備業務 業務の要求水準	隊長級とは、毎日24時間従事する事が必要か？平日の昼間のみ等でよいのか？	詳細については、入札公告時に示す予定です。
637	業務要求水準書(案)	112	第4	2	(1)	資格等	「その他警備員は、原則として、警備員の経験年数(警備業法第2条第1項第1号、同2号及び同4号に規定する業務の経験をいう。)を1年以上有している者」との記載がございしますが、いずれかの経験を1年以上有している者と解釈して宜しいでしょうか？特に警備業法第2条第1項第4号(身辺警備)においては特殊な警備業務であると思われるので、全ての経験を1年以上有する場合には保安警備業務の person 費の増加にも影響がでると思います。	警備業法第2条第1項の第1号、第2号、第4号に規定するいずれかの業務の経験を1年以上、若しくはこれらの業務の経験の合計が1年以上有していることが条件となります。
638	業務要求水準書(案)	112	第4	2	(1)	警備員詰所	「施設使用料は無償とする」とありますが、光熱水費、通信費も含まれますか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
639	業務要求水準書(案)	112	第4	2	(1)	業務の要求水準資格等	自衛消防技術試験合格者で且つ防災センター要員講習修了済みの警備員は、5・6・7・管理棟の各防災センターに常時2名以上の配置を必要としているのか？	ご理解のとおりです。
640	業務要求水準書(案)	112	第4	2	(1)	業務の要求水準警備員名簿提出	一時的又は、臨時的に勤務させる警備員も事前に提出した名簿に記載され、都の承認を得た者に限るか？	事前に都へ名簿を提出し、確認を得ることになります。
641	業務要求水準書(案)	112	第4	2	(1)	業務の要求水準出入管理	事業者の行う出入管理で事業者が管理する鍵の本数は何本位を想定しているか？	別紙26基本設計相当図面(平面図)及び別紙15建築各室諸元表を参考にして、室数及び出入口扉数等に対応する鍵数を想定してください。
642	業務要求水準書(案)	112	第4	2	(1)	ウ(ア)e警備員詰所	「警備員詰所」は別紙15の管理施設棟の警備室のことでしょうか。	警備員詰所は各街区の場内出入口付近に設置されます。
643	業務要求水準書(案)	113	第4	2	(1)	警備時間	出入口業務を実施する場所を図面等で明確にご教授下さい。また市場休業日に閉鎖する出入口の場所についても合わせてお願い致します。	入札公告時に示す予定です。
644	業務要求水準書(案)	113	第4	2	(1)	出入管理	出入管理の業務内容で、「危険物等を持ち出込もうとする者、…物品を場外に搬出しようとする不審者など…」などの記載がございますが、危険物等の持ち込み及び物品の持出しについてのチェック方法はどの程度のレベルで管理することをお考えなのでしょうか？具体的に教えてください。(例えば、危険物等の持ち込みは人、荷物全てに金属探知機等のチェックを必要とするなど)	目視によるチェックを想定しています。
645	業務要求水準書(案)	113	第4	2	(1)	秩序・衛生の保持、安全の確保	「不適正な行為または不適正な施設使用がある場合は、これを注意、制止するとともに、…」とありますが、「制止する」行為についてご教示願います。	不正な行為等をする者に対して、注意し、これを止めさせることに努めることです。必要に応じて東京都及び警察等に連絡すること考えられます。
646	業務要求水準書(案)	113	第4	2	(1)	秩序・衛生の保持、安全の確保	「その他障害物・放置物の整理・移動、不法投棄の取締りを行う」とありますが、撤去や処分にかかる費用は別途ご負担頂けると考えてよろしいでしょうか。	移動・撤去に際し、トラッククレーンなどの特殊な重機等が必要となる場合は別途費用としますが、その他の場合は、事業者の負担とします。
647	業務要求水準書(案)	114	第4	2	(1)	秩序・衛生の保持、安全の確保	「発泡スチロール容器等可燃物の適正な管理」とは具体的にはどのような業務を行うのでしょうか？	事業者は、発泡スチロール容器等を、所定の保管場所以外に放置させない様、巡回や注意等の対策を講じてください。
648	業務要求水準書(案)	114	第4	2	(1)	その他業務	市場業者の団体等が委託する警備会社との…」との記載がございますが、業務内容としてはどのような業務を行っているのでしょうか？また委託先が複数あり、色々な警備会社がそれぞれの業務を行うなどのケースもあるのでしょうか？	卸売場や仲卸売場等については、市場業者等が盗難防止のための警備を委託する可能性があります。
649	業務要求水準書(案)	114	第4	2	(1)	交通整理	「無登録車の取締りをおこなう」とありますが、無登録車は施設内に入場させないということでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
650	業務要求水準書(案)	114	第4	2	(1)	防災センター業務	防災センター業務には、市場業者等が所有する部分も業務対象となることですが、どのような立て付けで市場業者等から保安業務を直接委託されていない事業者が市場業者等の所有部分に入る権限を付与される予定かご教示願います。	詳細については、入札公告時に示します。
651	業務要求水準書(案)	114	第4	2	(1)	防災センター業務	「本業務は市場業者等が所有する部分も業務対象となる」ということは、千客万来施設も含むのでしょうか。また、その対象の施設と全て監視システム等を接続するということでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
652	業務要求水準書(案)	114	第4	2	(1)	防災センター業務	「本業務は市場業者等が所有する部分も業務対象となる。」とのことですが、具体的には5街区の加工パッケージ、7街区の加工パッケージ・転配送センターとの理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
653	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	施設管理業務	当該業務に必要な事務スペースは管理棟内等を無償で使用できると考えてよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
654	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(ア)見学者対応業務	見学者対応は事業者の提案した体制で対応できる範囲でよろしいのでしょうか。見学希望者全てに対応可能な体制を提案する必要があるのでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
655	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(ア)見学者対応業務	対応が必要な人数、団体数や最低限必要な業務従事者数等の要求水準はお示しいただけるのでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
656	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(ア)見学者対応業務	見学者とは一般の見学希望者も含まれるのでしょうか。それとも市場関係者等の見学希望者のみでしょうか。	見学者とは、一般の見学希望者も含まれます。
657	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(ア)見学者対応業務	所定の様式とは都から指定されるものとの理解で宜しいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
658	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(ア)見学者対応業務	見学者対応業務として、連絡調整、当日の概要説明、誘導等、とありますが、案内説明しながらの随行は必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
659	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	見学者対応業務	現在実施されている見学の内容、対象場所、頻度や利用者数、所要時間等のデータの公表をして頂きますようお願い致します。	参考として、入札公告時に築地市場における見学者対応の実績を示します。
660	業務要求水準書(案)	115	第3	2	(2)	見学者対応業務	見学者対応については、必ず受付登録してもののみしか見学が出来ない対応としてよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
661	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	施設監理業務	見学者の現状のデータをご教示ください。また見学者対応は広く都民に宣伝して積極的に推進する等の方針がありましたら併せてご教示ください。またVIP対応も含まれるのでしょうか。	参考として、入札公告時に築地市場における見学者対応の実績を示します。
662	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	施設管理業務	見学者対応業務等の施設管理業務は、事業者が第三者(構成員や協力会社でない業者)に委託してもよろしいでしょうか。	SPCから直接業務を受託する場合には、構成員又は協力会社としてください。また、業務要求水準書(案)P.110「(7) 業務実施体制」もご参照ください。
663	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	見学者対応業務	現在の築地市場における見学者の実績に係る諸データ(人数、時間帯等)をご教示ください。	参考として、入札公告時に築地市場における見学者対応の実績を示します。
664	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	施設管理業務	イ(ア)見学希望者への誘導等とありますが、想定される見学者数を教えていただけますでしょうか。	参考として、入札公告時に築地市場における見学者対応の実績を示します。
665	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	施設管理業務	想定される見学者の特性(1ヶ月平均のグループの数、1グループ当たりの人数等)をご開示お願い申し上げます。	参考として、入札公告時に築地市場における見学者対応の実績を示します。
666	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(イ)自動車登録補助業務	本市場内で使用する自動車とは、場内運搬用のフォークリフトやターレ等のことか、あるいは入出荷を行うトラック等や通動車両も含まれるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示す予定です。
667	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	自動車登録補助業務	市場内で使用している自動車とは、フォーク及び電動式小型搬送機と考えてよろしいでしょうか。	No.666をご参照ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
668	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(イ)自動車登録補助業務	市場内で使用する自動車とは、ターレ、フォークリフト等も含むとの理解で宜しいでしょうか。	No.666をご参照ください。
669	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(イ)自動車登録補助業務	登録補助証自体の費用負担はどのようにお考えでしょうか。情報機器の調達設置は都の業務とされていますが、そこに含まれるのでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
670	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(イ)自動車登録補助業務	想定される登録補助証の数量はお示しいただけるのでしょうか。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
671	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	施設管理業務	登録されると想定される車両の台数をご開示お願い申し上げます。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
672	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	自動車登録補助業務	築地市場における過去5年の年度ごとの自動車登録台数をご教示ください。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
673	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	自動車登録補助業務	「車両誘導・駐車場管理システムに即したICタグ、ICカード等を用いた登録補助証を作成、配布する・・・」との記載がございますが、ICタグやICカードの費用区分は事業者になるのでしょうか？またその場合は本事業に伴い必要な発行必要枚数等の提示をお願い致します。	詳細については、入札公告時に示します。
674	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(イ)自動車登録補助業務	自動車登録補助業務に、必要な時期にデータの書き換え等更新に必要な事務を行うとありますが、具体的な頻度などをお示しください。	詳細については、入札公告時に示します。
675	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(イ)自動車登録補助業務	自動車登録台帳の具体的な仕様は今後示されるとの理解で宜しいでしょうか。	管理台帳に記載すべき項目を入札公告時に示す予定です。
676	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	運営補助業務	本施設の使用指定及び使用許可については、どのような種類、内容があるのかお示しください。	No.675をご参照ください。
677	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(イ)自動車登録補助業務	登録補助証の具体的な仕様は今後示されるとの理解で宜しいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
678	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(イ)自動車登録補助業務	必要な時期にデータの書き換え等更新に必要な事務を行う、とありますが、必要な時期とは都の判断で示されるのでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
679	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(ウ)検針業務	所定の電子データの形式とは具体的にどのような形式でしょうか。	入札公告時に築地市場における電子データの形式を示す予定です。
680	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(ウ)検針業務	必要なチェックを行うこと、とありますが、具体的にはどのような業務を想定されているのでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
681	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(エ)運営補助業務	使用指定、使用許可の当初並びに年間の想定数はお示しいただけるのでしょうか。	参考として築地市場のデータを入札公告時に示す予定です。
682	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(エ)運営補助業務	本施設の利用者等への連絡、文書等の配布の業務ボリューム、必要人員が想定できません。想定される業務量をお示し下さい。	参考として築地市場のデータを入札公告時に示す予定です。
683	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	運営補助業務	利用者等への連絡、文書等の配布は過去5年間でどのくらいの回数がありますか、ご教示ください。また連絡、配布の確認はどのようにされていますか、ご教示ください。	No.682をご参照ください。
684	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	(エ)運営補助業務	事故による施設等の破損について、原因者が不明である場合の措置について何か具体的な業務を想定されていますでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
685	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	運営補助業務	築地市場では同業務について必要なチェックについて、どのようにされているのかお示ください。入札公告時に更なる要求水準がご提示されるという理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
686	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	運営補助業務	「原因者等との必要な連絡調整を行う」とありますが、PFI事業者は調整業務のみであり、原因者等への破損復旧の決定、命令または指示は都が行うと考えてよろしいですか。	詳細については、入札公告時に示します。
687	業務要求水準書(案)	115	第4	2	(2)	施設管理業務	想定されているデータ書き換えなどの更新の頻度をご開示お願い申し上げます。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
688	業務要求水準書(案)	119	第4	2	(2)	施設管理業務の対象範囲	施設管理業務の対象範囲が示されていません、明確にお示ください。また、原則は本件事業にて整備したものを対象とし、市場事業者の管理している部分は除くと考えてよいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
689	業務要求水準書(案)						事業者が加入する保険については全て提案、かつ評価対象となるのでしょうか。	保険の取り扱いについては、入札公告時に示します。
690	業務要求水準書(案)						公金徴収業務は外部電源装置関連以外にも予定されていますか。	詳細については、入札公告時に示します。
691	業務要求水準書(案)						事業用地内へのガソリンスタンド、水神社及びおさかな普及センター資料館の設置は予定されていますか。それとも提案によるものになりますか。	詳細については、入札公告時に示します。
692	業務要求水準書(案)	別紙1				物流表	時間帯別設定物量が重量(トン)で表されていますが、時間帯別設定車両台数の構成をご提示ください。	入札公告時に必要な情報を示します。
693	業務要求水準書(案)	別紙1				5街区青果部フロア	1階入荷数量1060tonに対し出荷1020tonと、40ton減となっておりますが、売店より販売された40tonと考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
694	業務要求水準書(案)	別紙1				5街区青果部フロア	1階大口仕分より、2階大口ピッキングに点線矢印が表記されていますが、この間で行われる作業内容をご教示下さい	2階のみで完結する240tの上下搬送です。(この240tは日によって1階に入荷することがある。但し、このことは施設規模に反映する必要はない。)
695	業務要求水準書(案)	別紙1				5街区青果部フロア	卸荷捌場より120tonの荷が卸仕分、小口仕分をバスし、仲卸荷捌場まで搬送されていますが、この荷の流れはどのような取引を経て搬送されているかご教示下さい	予約相対取引を経て搬送されます。
696	業務要求水準書(案)	別紙1				6、7街区水産物部フロア	全入荷数量2970tonに対し全出荷2843tonと、40ton減となっておりますが、売店より販売された70tonを含めても、127ton分数量が減となっておりますが、その荷の流れをご教示下さい	別紙1-2「(2)6、7街区 水産物部フロア」に記載のとおり、7街区1階卸荷捌場からの127tが搬出されます。
697	業務要求水準書(案)	別紙4				施設全体配置図	公表資料の施設全体配置図に関し、解像度が低く、文字の判別が難しいため、高解像度のデータ公表をお願いします	入札公告時に示す予定です。
698	業務要求水準書(案)	別紙5				業務分担表(1)施設整備	No6 土壌汚染調査の担当は「その他」とされておりますが、具体的には誰を想定しているのか、ご教示ください。	「その他」は、千客万来施設についての調査です。なお、本事業用地に係る土壌汚染調査は、既に東京都が実施済みです。
699	業務要求水準書(案)	別紙5				業務分担表(1)施設整備	No.7、8 基本設計は都が行い、改善提案に基づく修正業務を事業者が行うことになっていますが、提案時における改善提案の評価基準をご教示願います。	入札公告時に、落札者決定基準において示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
700	業務要求水準書(案)	別紙5				業務分担表(1)施設整備	No21 補助金申請とありますが、これは実施方針2頁に記載される国庫交付金のことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
701	業務要求水準書(案)	別紙5				情報システム	業務要求水準書(案)第2 5(8)イ(イ)情報システムにける本事業の適用範囲において「情報システム」は設計業務として記載がありますが、本表の建設業務における「情報システム」との関係をお示ください。	本事業の適用範囲は、車両誘導・駐車場管理システムの設計・整備です。
702	業務要求水準書(案)	別紙5				施設整備	基本設計業務が既に完了しており、事業者は提案による基本設計の微調整と実施設計等を引き続き行うことと理解しますが、都が取り纏めた基本設計図書を一式公表願います また、提案により変更が可能な範囲(建築・外構含む)の具体的な内容を公表願います	入札公告時に示す予定です。
703	業務要求水準書(案)	別紙5				施設整備	表欄外3にて、事業者が設計した建物の確認申請及びその関連業務を行うとありますが、同じく表欄外1にて応募段階で基本設計の改善提案をしない場合は不要との記載より、すでに確認申請を提出可能な書面作成が完了している若しくは完了済証が交付されていると考えてよろしいでしょうか	確認申請書類の作成、申請は事業者が行います。表欄外1は基本設計業務について、改善提案をしない場合、基本設計の修正は不要であるとの意味です。
704	業務要求水準書(案)	別紙5				土壌汚染調査	業務担当が「その他」となっておりますが、具体的にはどのようになりますでしょうか。	千客万来施設を整備する事業者等を指します。具体的な事業者等は未定です。
705	業務要求水準書(案)	別紙5				業務分担表(1)施設整備	No36 物流情報システム構築工事とNo37 車両誘導システム構築工事は、各々においてPFI事業者と市場業者の両方が担当することとなっておりますが、要求水準書(案)64頁 (8)情報システム設計に関する要求水準においては、互いのシステムは密に関わるものの、東京都によるPFI事業にて車両誘導・駐車場管理システムを、市場業者にて商品管理、売場内物流に関わるシステムをそれぞれ整備すると明記されており、こちらが正であると考えますが、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。
706	業務要求水準書(案)	別紙5				業務分担表(1)施設整備	建設業務のうち、No36 物流情報システム構築工事とNo37 車両誘導システム構築工事は、各々PFI事業者と市場業者が担当し、No38にてそれらの情報機器調達設置は東京都と市場業者が担当するとなっておりますが、その情報機器とは何か具体的に教えてください。	本事業範囲である車両誘導・駐車場管理システムの機器は、すべて事業者が調達設置します。東京都は行いません。市場業者等は商品管理システム等の情報機器の調達設置を行います。
707	業務要求水準書(案)	別紙5				情報システム	「物流情報システム構築工事」「車両誘導システム構築工事」の分担が、事業者と市場業者の双方に〇がついていますが、両者の分担及び調整の考え方は入札公告時に明確に提示されると考えてよろしいでしょうか。	No.706をご参照ください。
708	業務要求水準書(案)	別紙5				情報システム	情報機器調達設置が都の業務とされていますが、都、事業者、市場業者等の間の詳細な業務分担をお示下さい。	No.706をご参照ください。
709	業務要求水準書(案)	別紙5				業務分担表、施設整備、情報システム	「36」、「37」の情報機器調達設置の業務担当が事業者ではなく東京都になっていますが、その該当機器の範囲をご教示願います。	No.706をご参照ください。
710	業務要求水準書(案)	別紙5				備品等調達設置	「33 本書で定める業務範囲に含む備品等」に関する一覧は、公表されると考えてよろしいでしょうか。	備品等の調達設置業務はありません。
711	業務要求水準書(案)	別紙5				本書で定める事業範囲に含む備品等	「本書で定める事業範囲に含む備品等」とは、具体的にどのようなものを指しますか。備品リストは後日提示されますか。	No.706をご参照ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
712	業務要求水準書(案)	別紙5				備品等調達設置	「33 本書で定める業務範囲に含む備品等」の更新・補充などは維持管理運理業務にも含まれておりませんので、本事業外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
713	業務要求水準書(案)	別紙5				物流搬送機器等	物流設備は市場業者調達となっていますが、物流設備に伴う建築設備取合工事(一次側電源供給、シャッター、ヒット、吊架台等)も本事業者の範囲外ですか。	ご理解のとおりです。
714	業務要求水準書(案)	別紙5				維持管理運営・清掃業務	市場内より発生する廃棄物は、廃棄物保管場所まで回収・分別を行い、市場外へ搬出する収集・運搬も、維持管理運営清掃業務に含まれるのでしょうか？ご回答のほど宜しく願い致します。	市場外へのゴミの搬出、処分は業務対象範囲外です。
715	業務要求水準書(案)	別紙5				施設整備	「36」「37」の情報機器調達設置は貴都業務となっておりますが、車両誘導システム及び車両誘導システムと連動する物流情報システムは、事業者提案に基づき貴都が一般入札にて機器調達設置をされると考えてよろしいでしょうか	入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
716	業務要求水準書(案)	別紙5				施設整備	36の物流情報システム構築工事、37の車両誘導システム構築工事の業務担当が事業者と市場業者の両方に「○」の表示がありますが、具体的な区分をご教示願います	入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
717	業務要求水準書(案)	別紙5				上記「36」及び「37」の情報機器調達設置	各システム構築工事との区分をご教示下さい。	入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
718	業務要求水準書(案)	別紙5				市場業者等の業務で発生する廃棄物の廃棄物の収集・分別	市場業者が担当する「市場業者等の業務で発生する廃棄物の廃棄物の収集・分別」における保管容器類の負担は市場業者側と解釈してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
719	業務要求水準書(案)	別紙5				青果棟、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟の必要箇所	△15は都の業務ではなくて市場業者の業務ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
720	業務要求水準書(案)	別紙5					保安警備業務(111P)の業務の対象範囲には「原則として、千客万来施設や市場業者等が所有している部分は対象外とする・・・」との記載がありますが、場内の巡回(本施設内の屋外及び屋内)については先客万来施設は、別途開発事業者が行うとなっております。緊急時以外は市場業者等が所有している部分(市場業者整備施設)の巡回も事業範囲外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
721	業務要求水準書(案)	別紙6				地盤関係資料	各ボーリング調査の「室内試験結果」及び「調査報告書」は提示していただけるのでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
722	業務要求水準書(案)	別紙6					地盤調査結果は柱状図以外のデータを明示いただきたい。柱状図には数箇所の地盤のサンプリング位置が明示されており、力学試験や砂の細粒率試験を実施していると推察されるためです。構造設計条件に「地盤沈下、液化化を検討」と記載されているので、これらのデータの開示をよろしくお願い致します。	入札公告時に示す予定です。
723	業務要求水準書(案)	別紙7				既存地中構造物	既存期中構造物の位置図をご提示願えないでしょうか。	入札公告時に示します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
724	業務要求水準書(案)	別紙12				卸売市場施設整備事業費補助金交付に係る申請書及び申請に必要な図書類	卸売市場施設整備事業費補助金とは、強い農業づくり交付金のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
725	業務要求水準書(案)	別紙13				青物部(5街区)	摘要欄の処理方法は、「中間集積所から直接場外搬出」と記載されていますが、現状と同一の処理方法という理解で宜しいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
726	業務要求水準書(案)	別紙13				水産物部(6.7街区)	摘要欄記載の処理方法は、それぞれ「貝殻～その他可燃は、中間集積所から直接場外搬出」「発泡スチロールは、場内リサイクル施設への搬送し再生」「不燃ごみ～ダンボールは、中間集積所から直接場外搬出」と想定と記載されていますが、現状の築地市場と同一の処理方法という理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
727	業務要求水準書(案)	別紙13				青物部(5街区) 水産物部(6.7街区)	青果部の段ボール発生量の体積は表示のとおりで宜しいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
728	業務要求水準書(案)	別紙13				青物部(5街区) 水産物部(6.7街区)	「不燃ごみ」の種別をご明示下さい。また、廃プラはどこに入っているかご教示下さい。	詳細については、入札公告時に示します。
729	業務要求水準書(案)	別紙13				廃棄物種別の想定排出量	「中間集積所」とは要求水準案P103(5)ウの「廃棄物中継集積所」と同じと理解してよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
730	業務要求水準書(案)	別紙13				廃棄物種別の想定排出量	場内リサイクル施設は発泡スチロールのみリサイクルする施設という理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
731	業務要求水準書(案)	別紙13				廃棄物種別の想定排出量	築地市場でのごみの種類、量、リサイクルを含む処理フロー、廃棄物収集回数、収集車両台数をご教示下さい。	詳細については、入札公告時に示します。
732	業務要求水準書(案)	別紙13				廃棄物種別の想定排出量	別紙13は、市場業者が担当する「市場業者等の業務で発生する廃棄物の収集・分別」の予想排出量との理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示します。
733	業務要求水準書(案)	別紙13				廃棄物種別の想定排出量	青果部、水産物部とも、発生量の体積合計欄の確認をお願いします。	詳細については、入札公告時に示します。
734	業務要求水準書(案)	別紙13				廃棄物種別の想定排出量	発生量の質量と体積の確認(青果部の廃パレットや段ボール他)をお願いします。また想定比重など計算根拠をご教示下さい。	詳細については、入札公告時に示します。
735	業務要求水準書(案)	別紙14				(1)設備整備区分	市場業者整備内容の中の、機械設備の店舗造作範囲について具体的な範囲をご提示願います。	詳細については、入札公告時に示します。
736	業務要求水準書(案)	別紙14				インフラ設備等の整備区分	ガス配管が事業者工事となっているが、基本的に熱源、非常用電源以外のガス設備はないのでは？	ご理解のとおりです。
737	業務要求水準書(案)	別紙14					市場業者整備内容に記載される、設備機器仕様(機器サイズ、重量、電気容量、発熱量等)を公表願います	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
738	業務要求水準書(案)	別紙14					市場業者等整備による、集中熱源設備、空調・低温化設備の仕様、及び屋上等に設置する室外機の仕様を公表願います また、想定されている配管ルート等も合わせてご教示下さい	入札公告時に必要な情報を示す予定です。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
739	業務要求水準書(案)	別紙14				設備整備区分	市場業者整備予定の垂直搬送機の仕様・台数等を公表願います	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
740	業務要求水準書(案)	別紙14				設備整備区分	廃棄物関連設備で、生ごみ腐敗抑制用の空調、排水処理設備の仕様・容量等をご教示下さい	生ごみ腐敗抑制用の空調、排水処理設備は、市場業者等が整備します。
741	業務要求水準書(案)	別紙14				廃棄物関連設備	事業者が整備する「電源」が必要な廃棄物関連設備の対象部分をご教示下さい。	廃棄物集積所及びリサイクル棟です。
742	業務要求水準書(案)	別紙15				建築各室諸元表 ○5街区 ／青果棟 ／大口 ／ピッキング施設・加工パッケージ ○7街区 ／水産卸売売場棟 ／転配送センター・加工パッケージ	それぞれ備考欄に「仕上材は別途工事」との記載がありますが、当該工事(当該建築仕上工事)はPFI事業には含まれないものと理解してよろしいでしょうか。また、当該工事の発注者は誰になるのですか。当該工事の施工は誰が行うことになるのですか。	当該工事はPFI事業には含まれません。また、当該工事の発注者は、市場業者等となります。
743	業務要求水準書(案)	別紙15					「現状面積A」とは築地市場における各室床面積のことを指しますか。また、豊洲新市場の各室床面積は「現状面積A」と同じ値でしょうか。更に「付帯床面積」の定義を教えてください。	現状面積Aは、豊洲新市場における計画想定面積を示しています。また、「付帯床面積」とは、建築基準法上の床面積に含まない施工床面積等を指します。
744	業務要求水準書(案)	別紙15				5街区	ターレ修理場 天井(岩綿吸音板)がありますが、直天でもよろしいでしょうか？	ケイカル板・EP以上の仕上げとします。
745	業務要求水準書(案)	別紙15				6街区	ターレ修理場 天井(ケイカル板・EP)がありますが、直天でもよろしいでしょうか？	No.744をご参照ください。
746	業務要求水準書(案)	別紙15				5街区	ブラットホーム 天井高の表示がありませんが仕上が記述してあります。 直天でもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、詳細については、入札公告時に示しますので、ご確認ください。
747	業務要求水準書(案)	別紙15				5,6,7街区	駐車場棟 天井高が2.3mとなっていますが、梁下寸法と考えてよろしいでしょうか？	詳細については、入札公告時に示します。
748	業務要求水準書(案)	別紙15				6街区	屋内買出人駐車場 天井高が2.3mとなっていますが、梁下寸法と考えてよろしいでしょうか？	詳細については、入札公告時に示します。
749	業務要求水準書(案)	別紙15				6街区	ターレ置場 ターレ置場が地下1階になっています。地下1階の基本設計相当図をご提示願います。	詳細については、入札公告時に示します。
750	業務要求水準書(案)	別紙15				6街区	ターレ置場 天井高3mとありますが、直天でよろしいでしょうか？	詳細については、入札公告時に示します。
751	業務要求水準書(案)	別紙15				6街区	仲卸店舗 中卸売場を含むとありますが天井高が異なります。 店舗の位置をご指示願います。	詳細については、入札公告時に示します。
752	業務要求水準書(案)	別紙15				6街区	関連店舗、事務室、共用部 3階の表示がありますが、基本設計相当図にはありません。位置をご提示願います。	詳細については、入札公告時に示します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
753	業務要求水準書(案)	別紙15				6街区	共用部3階の天井高表示がありません。2.5mと考えるとよろしいでしょうか？	詳細については、入札公告時に示します。
754	業務要求水準書(案)	別紙15				6街区	連絡ブリッジ 天井がケイカル板・EPとありますが、直天でよろしいでしょうか？	ケイカル板・EP以上の仕上げとします。
755	業務要求水準書(案)	別紙15				7街区	物流連絡通路 これは 5-(4)-イ-(ア) 表中の連絡通路と同じと考えるとよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
756	業務要求水準書(案)	別紙15				7街区	物流連絡通路 天井高は3.0mと考えるとよろしいでしょうか？	入札公告時に示すとおりとします。
757	業務要求水準書(案)	別紙15				7街区	リサイクル棟 天井仕上がケイカル板・EPとありますが、直天でよろしいでしょうか？	リサイクル棟は本事業の対象外です。
758	業務要求水準書(案)	別紙15				7街区	容器回収業倉庫棟 天井仕上がケイカル板・EPとありますが、直天でよろしいでしょうか？	リサイクル棟は本事業の対象外です。
759	業務要求水準書(案)	別紙15				建築各室 諸元表	高耐久性塗床材に期待する条件を提示願います	耐磨耗性・耐衝撃のある、ポリマー樹脂混練非磁性床仕上材5mm同等品以上の性能とします。
760	業務要求水準書(案)	別紙15				建築各室 諸元表	冷蔵庫棟床仕上げコテ押さえとありますが、アスファルト防水＋断熱材＋押さえコンクリート仕上げ(各階)と考えるとよろしいでしょうか？	冷蔵庫は、本事業の対象外です。
761	業務要求水準書(案)	別紙15				建築各室 諸元表	表中で示されている積載荷重の単位はkg/m ² と考えるとよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
762	業務要求水準書(案)	別紙15				建築各室 諸元表	廃棄物集積場に設置する保管容器の大きさ、個数及び収集条件をご教示下さい。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
763	業務要求水準書(案)	別紙15				建築各室 諸元表	5街区青果棟及び6街区水産仲卸売場棟の仲卸店舗予定コマ数に大きな変動はないとの理解でよろしいでしょうか？	詳細については、入札公告時に示す予定です。
764	業務要求水準書(案)	別紙15				建築各室 諸元表	記載のない、主な室の積載荷重についてご教示下さい。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
765	業務要求水準書(案)	別紙15				建築各室 諸元表	天井や屋根からの吊り荷重がある室がありましたら、その概略仕様と荷重についてご教示下さい。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
766	業務要求水準書(案)	別紙15				建築各室 諸元表	青果棟や水産仲卸売場棟の、屋上緑地の概略仕様と想定荷重がありましたらご教示下さい。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
767	業務要求水準書(案)	別紙15				建築各室 諸元表	雨水処理室の機能及びシステム構成をご教示下さい。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
768	業務要求水準書(案)	別紙15				建築各室 諸元表	場内リサイクル施設の面積は、市場業者が担当する「市場業者等の業務で発生する廃棄物の収集・分別」の方法によって決まるため、具体的なリサイクル計画・廃棄物処理フローをご教示下さい。	リサイクル施設は市場業者整備施設です。
769	業務要求水準書(案)	別紙16					1φと3φの負荷密度の記述がありますが、併記されている必要照度の照明器具用1φ容量は、記述されている負荷密度に含まれていると考えてよいですか。	ご理解のとおりです。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
770	業務要求水準書(案)	別紙17					市場業者等が別途に行う設備について、取合い条件、工事区分の資料をお願いします。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
771	業務要求水準書(案)	別紙17				機械設備各室諸元	ターレ・フォーク置き場はすべて水産仲卸売場棟地下として、水産卸売場棟や青果棟には設置されないと考えてよろしいでしょうか。	水産卸売場棟及び青果棟のターレ・フォークリフトは、各売場・荷さばきスペースに置く予定です。業務要求水準書(案)p.48のnも併せてご参照ください。
772	業務要求水準書(案)	別紙17				機械設備各室諸元表	機械設備において、別途という記載がありますが、機器本体及び関連配管・ダクト等を含み全ての部材を“別途”と考えてよろしいでしょうか	詳細については、入札公告時に示す予定です。
773	業務要求水準書(案)	別紙19					電力検針点数は、備考欄に一括計量との記載がない各エリアに、1計量器を設けることと考えてよろしいでしょうか	詳細については、入札公告時に示す予定です。
774	業務要求水準書(案)	別紙22				情報システム関係資料	システム設計、製作においては、システム運用上検証を行って進める、とありますが、誰がいつどのような検証を行うことを想定されていますか。	入札公告時に示す業務要求水準書にてご確認ください。
775	業務要求水準書(案)	別紙22				情報システム関係資料	退場ゲートでICカード読取とありますが、車載タグ読取の間違いではありませんか。	ご理解のとおりです。
776	業務要求水準書(案)	別紙22					交通誘導システムは各街区内に予定されていますが、外周部道路又は基幹道路路上に交通誘導システムが設置されていません。どのように考えたら良いでしょうか。	No.520をご参照ください。
777	業務要求水準書(案)	別紙22				システムフローイメージ	表中の点線／実線表記の違いは何でしょうか(別紙22-2～8も同様)。ご教示ください。	入札公告時に改めて示します。
778	業務要求水準書(案)	別紙22				システムフローイメージ	[シャッター開]と[車両の着床開始(見なし)]は実線でつながると考えられます。なぜなら別紙22-22では、シャッター開情報が車両管理システムに伝わっています。このように考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	入札公告時に改めて示します。
779	業務要求水準書(案)	別紙22				システムフローイメージ	[退場ゲートでICカード読取]とありますが、ICカードとは車載タグと同一と読みかえてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
780	業務要求水準書(案)	別紙22					搬入システムフローに関し、出荷者から出荷予定の連絡を受け、卸売業者が、搬入荷捌きスペースや搬入位置の設定、出荷者の搬入場所の入力、駐車場時間常利用業者の設置等のDB化を図ることになっていますが、提案によって、車両誘導システムが変わった場合、上記システムも改変頂けると考えて宜しいでしょうか	詳細については、入札公告時に示す予定です。
781	業務要求水準書(案)	別紙22				搬入システムフローイメージ、搬出システムフローイメージ	いずれのシステムについても「システム運用上の検証を行って進めるものとする」と記載されています。この検証には、場内業者の方々のみならず、産地、場外輸送業者、買出人・買参人等の関係者のご協力が不可欠です。このご協力が得られなかった場合のリスクは、事業者側が負うことになるのでしょうか。	No.774をご参照ください。
782	業務要求水準書(案)	別紙22					各駐車場の決済方法に「課金」とありますが、料金体系は自由に設定してよろしいですか。又駐輪場も同様と考えてよろしいですか。	料金体系は東京都が決定します。
783	業務要求水準書(案)	別紙23				工事着手前の提出書類リスト	工事関係書類に、損害保険証券等の記載がありますが、建設工事保険、第三者賠償責任保険を指すとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりですが、詳細については、入札公告時に示す資料にてご確認ください。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
784	業務要求水準書(案)	別紙26				基本設計相当(平面図)	基本設計相当(平面図)をご提示いただいておりますが、その断面図および立面図をご提示ください。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
785	業務要求水準書(案)	別紙26				基本設計相当(平面図)	6街区の加工パッケージ棟の建物形状を明示願います。	市場業者整備となるため、配置エリアは決まっていますが、建物形状は未定です。
786	業務要求水準書(案)	別紙26					各階別平面図が示されているが、環境影響評価書において、断面図、立面図、外観図等が含まれておりましたら、ご明示下さい。なお、万一なかった場合、本書で示された制限以内で自由と考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
787	業務要求水準書(案)	別紙26					配置環境アセス等が進んでいると聞いておりますが、例えば5街区で市場棟と千客万来棟を入れ替える等、配置変更は可能でしょうか？	ご質問のような配置変更は不可とします。
788	業務要求水準書(案)	別紙26					ターレ置き場及びピット範囲等が記載された地下平面図を公表願います また、この図面に限らず基本設計図書の公表をお願いします	入札公告時に可能な範囲で基本設計相当図面を示す予定です。
789	業務要求水準書(案)	別紙26					場内周回道路で、T字路や屋上駐車場からのスロープが合流しておりますが、自然渋滞や交通障害は生じないと考えてよろしいでしょうか シュミレーションの結果を公表願います	シミュレーション結果を公表する予定はありませんが、入札公告時に示す資料にて適宜ご計画ください。
790	業務要求水準書(案)	別紙26					各室ごとの有窓、無窓の仕様をご指示願います 例:加工パッケージ室:無窓、卸事務所:有窓等	要求性能として、無窓の部屋はありません。ただし、計画上、無窓が出てきた場合は、法規的に必要な対応をしてください。
791	業務要求水準書(案)	別紙26					水産卸売場、水産仲卸売場に設置されている、2階へのベルトコンベアについて搬送能力等の仕様をご教示下さい また、水産仲卸売場棟2階2箇所の荷捌きスペースに、コンベアーから搬送された荷が集中しますが、仕分け、仮置き、各搬出車までの業務フローをご教示願います	電動ターレの搬送ルートとして、スロープが設置されており、ベルトコンベアの表示ではありません。
792	業務要求水準書(案)	別紙26					6、7街区冷蔵庫は、市場施設建物から独立しておりますが、一切荷の往来がないと考えてよろしいでしょうか	冷蔵庫との荷の往来はあります。詳細については、入札公告時に示す予定です。
793	業務要求水準書(案)	別紙26					6、7街区冷蔵庫は、トラックバースエリア大型12台、小型15台で、使用勝手上旋回スペース等に支障はでないと考えて宜しいでしょうか	支障はありません。なお、冷蔵庫棟は本事業の対象範囲外であり、6街区冷蔵庫のバースは、西側に計画しています。
794	業務要求水準書(案)	別紙26					6、7街区部分補助315号線に関する詳細資料は公表頂けると考えてよろしいでしょうか	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
795	業務要求水準書(案)	別紙26					搬入、搬出トラックヤードで、ウイング車の駐車台数は、図面に記載されているスペースを確保すれば問題ないと考えてよろしいでしょうか	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
796	業務要求水準書(案)	別紙26					青果及び水産の荷はトラックより荷卸し後、全てフォーク及び電動式小型搬送機にて搬送し、自動搬送機や仕分け機等は用いない計画と考えてよろしいでしょうか	自動搬送機等は市場業者等の整備範囲であり、市場業者等の計画によります。
797	業務要求水準書(案)	別紙26					ドライアイス、自動製氷機置き場に設置される機器の仕様、サイズ、重量等をご教示下さい また、1日の使用量をあわせてご教示下さい	入札公告時に必要な情報を示します。なお、当該機器は、市場業者等が整備します。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
798	業務要求水準書(案)	別紙26					水産卸売場2階に計画されているセリ室とはどのような運用をされるのかご教示願います	せり台を用いた固定せり(取引場)に運用します。
799	業務要求水準書(案)	別紙26					卸事務所より、各売場を視認することができない計画となっておりますが、業務上不都合はないと考えてよろしいでしょうか	支障ありません。
800	業務要求水準書(案)	別紙26					水産卸売棟2階セリ室の1室のみ、1階からのコンベアが接続していますが、他のセリ室には必要ないと考えてよろしいでしょうか	No.791をご参照ください。
801	業務要求水準書(案)	別紙26					管理施設棟は独立棟として計画されていますが、各市場棟接続など、運用上必要ないと考えて宜しいでしょうか	管理施設棟から青果棟、水産卸売場棟及び水産仲卸売場棟は、連絡ブリッジ及び歩行者デッキにより接続されていますが、詳細については入札公告時に示す資料にてご確認ください。
802	業務要求水準書(案)	別紙26				1階平面図	青果棟北側駐車スペースの法的用途の扱いをご提示下さい。荷捌きスペースとして解釈して宜しいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す予定です。
803	業務要求水準書(案)	別紙26				1階平面図 2階平面図	水産仲卸売棟の荷捌きスペース1～2階を結ぶスロープの利用車種をご教示下さい。人も通行すると考えた方が宜しいでしょうか。	電動タレーによる搬送ルートとして設けています。
804	業務要求水準書(案)	別紙26				2階平面図	水産仲卸売棟2階の小口買出人用駐車スペースの法的用途の扱いをご提示下さい。荷捌きスペースとして解釈して宜しいでしょうか。	駐車場です。
805	業務要求水準書(案)	別紙26				1階平面図	水産卸売棟の卸売場において、卸売場の運用に関係しますが、マグロ解体などの低温スペースは必要ございませんでしょうか。ご教示下さい。	必要に応じて、市場業者等が整備します。
806	業務要求水準書(案)	別紙26					4月の入札公告時に、基本設計相当の図面(配置・平面・立面・断面)のCADデータは貸与頂けますでしょうか。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
807	業務要求水準書(案)	別紙26					街区内道路の位置、民間施設(市場業者整備施設、千客万来施設)の配置はFIXされているとの理解で宜しいでしょうか。	位置及び配置の大幅な変更はできません。
808	業務要求水準書(案)	別紙26					荷捌きスペースや小口買出人駐車スペースに入・出場が予想される車の種類、大きさを場所毎にご教示下さい。	入札公告時に必要な情報を示す予定です。
809	業務要求水準書(案)	別紙27				緑化計画平面図	緑化計画平面図によれば、民間施設(市場業者整備施設、千客万来施設)の屋上に屋上緑化の表示がありますが、これについては本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
810	業務要求水準書(案)	別紙27				緑化計画平面図	緑化計画平面図によれば、補助315号線、環状2号線、晴海通り沿いの歩道部分に緑化の表示がありますが、これについては本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	公道の歩道緑化は、本事業範囲外です。
811	業務要求水準書(案)	別紙27				接続通路取付擁壁全体一般図	図中にある旧堤防は、残置されていますか。一部でも残置されているのであれば、旧堤防の断面図をご提示願えないでしょうか。また、施工に伴い、撤去は可能ですか。	旧堤防は残置されています。断面図等については、入札公告時に示す資料にてご確認ください。また、施工に支障に範囲内で撤去を可能とします。
812	業務要求水準書(案)	別紙27				接続通路取付擁壁全体一般図	ボックスカルバート部CDM下側の沈下履歴をご提示願えないでしょうか。	沈下履歴に関する資料はありません。

■質問(業務要求水準書(案))

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
813	業務要求水準書(案)	別紙27				栈橋標準断面図	栈橋の前面水深は、他の外周護岸(別紙8-1)に比べて深いようですが、間違いありませんでしょうか。	詳細については、入札公告時に示す資料にてご確認ください。
814	業務要求水準書(案)	別紙27				栈橋標準断面図	栈橋法線直角方向にかかる水平力に対して、既設護岸の前面側地盤改良(SCP)範囲では不足する危険性があります。追加の地盤改良の実施は可能でしょうか。また、その場合の費用は都の負担と考えてよろしいでしょうか。	既設護岸の前面側地盤改良は、護岸のためのものであり、栈橋の整備を想定したものではありません。
815	業務要求水準書(案)	別紙27				栈橋一般平面図	鋼管杭の諸元が明示されていますが、この断面決定した際の設計計算の設計条件(特に、上載荷重、設計波浪、地盤モデル・定数)をご提示ください。	図面に記載されている鋼管杭の諸元は、与条件とはしません。設計条件は入札公告時に示す予定です。
816	業務要求水準書(案)	別紙27				栈橋一般平面図	図中の取付道路の曲線半径は、 $18.6-8.0/2=14.6\text{m}$ ですが、関連法規等を遵守し変更することは可能でしょうか。	可能です。
817	業務要求水準書(案)	別紙27				栈橋標準断面図	図面で見ると杭式ですが、ジャケット式、浮体式等の構造の変更は可能でしょうか。	栈橋の構造は、杭式又はジャケット式とします。

■質問(その他)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	その他						農林水産省の第8次卸売市場整備基本方針によると、「展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティ機能を持つ施設等関連施設の整備のほか、」とありますが、本事業において上記のような機能を導入する予定はあるのでしょうか。	特に予定はしていませんが、詳細については、入札公告時に示す資料にてご確認ください。
2	その他						業務要求水準書(案)の全般で記載されている以下の施設の明確な定義をご提示願います。 ①周回道路 ②場内通路 ③構内道路 ④連絡通路	入札公告時に改めて示す予定です。